

# 島根の健康福祉 2018

—平成30年度—

健康福祉部の施策概要

島根県健康福祉部

# 島根の健康福祉 2018

## 目 次

1. 島根総合発展計画 政策・施策体系（健康福祉部関係）	1
2. 主な事務事業一覧	5
3. 年間行事	67
4. 各種一覧表等	71
審議会等一覧	71
各種相談事業一覧	73
地方機関一覧	76
県出資外郭団体一覧	79
各種計画一覧	81
保健・福祉関係施設制度一覧	86
介護保険施設の比較	91
介護保険居宅サービス等一覧	92
社会福祉制度の概要	93
基金・ファンド一覧	94
人材育成等一覧（各種事業）	97
人材育成等一覧（研修）	98
人材育成等一覧（修学資金）	104
各種手当一覧	108
各種医療助成制度一覧	110
貸付事業一覧	119
5. 組織図	122
6. 平成30年度当初予算	126
7. 各種統計	127

島根総合発展計画 政策・施策体系 健康福祉部関係			
基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね			
政策Ⅱ-1 安全対策の推進			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
Ⅱ-1-1 危機管理体制の充実・強化	感染症の医療体制整備事業	283,266	薬事衛生課
	被災者への支援事業	26,100	地域福祉課
Ⅱ-1-2 消防防災対策の推進	災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	1,500	地域福祉課
	風水害震災時の医療体制整備	12,507	医療政策課
	原子力災害時の医療体制整備	155,727	医療政策課
Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化	原子力災害時の医療体制整備	155,727	医療政策課
	食品衛生対策推進事業	50,705	薬事衛生課
	カネミ油症被害者検診・支援事業	2,113	薬事衛生課
Ⅱ-1-8 食の安全の確保	食品流通対策事業	2,844	薬事衛生課
	食品流通対策事業	2,844	薬事衛生課
政策Ⅱ-2 健康づくりと福祉の充実			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	保健福祉情報の収集・提供事業	14,908	健康福祉総務課
	総合福祉センター維持管理運営事業	171,823	健康福祉総務課
	健康長寿しまね推進事業	6,552	健康推進課
	生活習慣病予防対策事業	45,306	健康推進課
	食育推進事業	10,758	健康推進課
	80歳20本の歯推進事業	4,355	健康推進課
	地域保健関係職員研修事業	7,427	健康推進課
	特定医療費等助成事業	1,134,867	健康推進課
	小児慢性特定疾患対策事業	107,600	健康推進課
	難病相談・支援事業	29,643	健康推進課
	アレルギー対策推進事業	537	健康推進課
	原爆被爆者対策事業	473,374	健康推進課
	肝炎医療費助成事業	147,552	健康推進課
	医療費適正化計画対策費	1,632	健康推進課
	保険医療機関等指導事業	5,550	健康推進課
	国民健康保険支援事業	6,568,924	健康推進課
	後期高齢者医療支援事業	10,852,004	健康推進課
	感染症予防対策推進事業	52,381	薬事衛生課
	エイズ予防対策推進事業	2,872	薬事衛生課
	結核予防対策推進事業	31,325	薬事衛生課
公害被害健康対策推進事業	3,234	薬事衛生課	
Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	しまね流福祉のまちづくり推進事業	3,296	地域福祉課
	地域福祉セーフティネット推進事業	10,927	地域福祉課
	民生委員活動推進事業	123,947	地域福祉課
	福祉人材確保・育成事業	448,826	高齢者福祉課
	介護人材確保対策事業(総合確保基金分)	38,477	高齢者福祉課
	社会福祉施設等の整備促進事業	250,927	地域福祉課
	福祉サービス改善支援事業	16,903	地域福祉課
	福祉サービス利用支援事業	94,010	地域福祉課
	社会福祉法人指導事業	9,843	地域福祉課

施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
II-2-3高齢者福祉の推進	生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	2,902	高齢者福祉課
	新たな共助の仕組みづくり推進事業	76,108	高齢者福祉課
	高齢者介護予防推進事業	687,033	高齢者福祉課
	介護保険制度運営支援事業	11,477,285	高齢者福祉課
	介護保険制度施行支援事業	203,581	高齢者福祉課
	介護保険低所得者利用負担対策事業	18,872	高齢者福祉課
	介護サービス適正実施指導事業	2,623	高齢者福祉課
	ケアマネジャー総合支援事業	18,048	高齢者福祉課
	軽費老人ホーム運営事業	326,302	高齢者福祉課
	療養病床再編推進事業	24,500	高齢者福祉課
	認知症施策推進事業	50,370	高齢者福祉課
	介護施設等整備事業(総合確保基金分)	292,034	高齢者福祉課
	介護施設整備推進事業(総合確保基金分)	66,452	高齢者福祉課
	介護人材確保対策事業	185,455	高齢者福祉課
地域包括ケア推進事業	8,000	高齢者福祉課	
II-2-4障がい者の自立支援	障がい者地域生活支援事業	296,528	障がい福祉課
	障がい者自立支援医療等給付事業	2,380,345	障がい福祉課
	障がい児施設等給付費	977,422	障がい福祉課
	障がい者自立支援給付事業	4,545,591	障がい福祉課
	障がい者自立支援給付制度運営事業	18,186	障がい福祉課
	障がい者利用施設運営事業	103,276	障がい福祉課
	障がい者手当等給付事業	198,167	障がい福祉課
	障がい者施設等整備事業	364,208	障がい福祉課
	障がい者施策推進事業	14,908	障がい福祉課
	障がい者相談事業	58,310	障がい福祉課
	障がい者就労支援事業	150,052	障がい福祉課
	子ども発達支援事業	215,828	障がい福祉課
	心と体の相談センター運営費	30,033	障がい福祉課
II-2-5生活衛生の充実	生活衛生団体等の育成事業	23,231	薬事衛生課
	医薬品等の安全確保事業	9,378	薬事衛生課
	水道施設・水道水質の維持管理事業	616,014	薬事衛生課
	動物管理等対策事業	34,881	薬事衛生課
II-2-6生活援護の確保	生活保護費の給付事業	104,258	地域福祉課
	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進	408	地域福祉課
	自立支援事業	24,767	地域福祉課
	行旅病人等への支援事業	328	地域福祉課
	旧軍人及び未帰還者等援護事業	19,816	高齢者福祉課

政策Ⅱ-3 医療の確保			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
Ⅱ-3-1 医療機能の確保	地域医療の連携推進	1,162,332	医療政策課
	医療機関の機能充実	407,262	医療政策課
	救急医療体制の整備	405,295	医療政策課
	県西部地域の医療を充実させる事業	966	医療政策課
	離島医療の充実のための事業	192,362	医療政策課
	しまねがん対策強化事業	100,465	健康推進課
	がん医療機器整備事業	19,000	健康推進課
	へき地等の医療機関を支援する事業	57,327	医療政策課
	移植医療の推進	18,954	医療政策課
	精神医療提供事業	138,128	障がい福祉課
	血液対策事業	4,480	薬事衛生課
	医療従事者確保対策事業(薬剤師確保対策)	1,689	薬事衛生課
Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	地域医療を支える医師確保養成対策事業	793,872	医療政策課 健康推進課
	県立高等看護学院運営事業	299,676	医療政策課
	看護師等確保対策事業	260,684	医療政策課
	医療従事者確保事業	68,234	医療政策課
政策Ⅱ-4 結婚・出産・子育て支援の充実			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
Ⅱ-4-1 結婚支援の充実	結婚対策強化事業(平成の縁結び応援事業)	103,109	子ども・子育て支援課
Ⅱ-4-2 妊娠・出産支援の充実	お産あんしんネットワーク事業	43,004	健康推進課
	女性の健康相談事業	2,644	健康推進課
	不妊治療支援事業	129,336	健康推進課
Ⅱ-4-3 子育て支援の充実	親と子の医療費助成事業	649,082	健康推進課
	母と子の健康支援事業	18,602	健康推進課
	第1子・第2子に係る保育料軽減事業	306,674	子ども・子育て支援課
	第3子以降保育料軽減事業	120,082	子ども・子育て支援課
	待機児童ゼロ化事業	34,239	子ども・子育て支援課
	幼児教育総合推進事業	4,607	子ども・子育て支援課
	保育所等整備支援事業	78,034	子ども・子育て支援課
	保育所等運営支援事業(保育士人材確保等事業)	42,924	子ども・子育て支援課
	しまね結婚・子育て市町村交付金事業	150,000	子ども・子育て支援課
	しまねすくすく子育て支援事業	101,337	子ども・子育て支援課
	民間保育所運営対策事業	32,030	子ども・子育て支援課
	地域の子育て支援事業(地域子ども・子育て支援事業)	832,707	子ども・子育て支援課
	病児保育促進事業	35,332	子ども・子育て支援課
	放課後児童クラブ支援事業	532,403(一部、再掲)	子ども・子育て支援課
	みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	8,534	子ども・子育て支援課
仕事と家庭の両立支援事業	2,828	子ども・子育て支援課	

施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
II-4-4子育て福祉の充実	子どもと家庭相談体制整備事業	76,766	青少年家庭課
	子どもと家庭特定支援事業	170,124	青少年家庭課
	施設入所児童支援事業(措置費)	1,247,237	青少年家庭課
	施設入所児童支援事業(児童養護施設退所者等自立支援事業)	4,065	青少年家庭課
	里親委託児童支援事業	4,773	青少年家庭課
	母子家庭等自立支援事業	19,056	青少年家庭課
	母子家庭等経済支援事業	100,350	青少年家庭課
<b>政策II-5 生活基盤の維持・確保</b>			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
II-5-6居住環境づくり	ひとにやさしいまちづくり推進事業	1,370	障がい福祉課
<b>基本目標III 心豊かなしまね</b>			
<b>政策III-1 教育の充実</b>			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
III-1-3青少年の健全な育成の推進	青少年を健やかに育む意識向上事業	4,045	青少年家庭課
	困難を有する子ども・若者支援事業	21,275	青少年家庭課
<b>政策III-3 人権の尊重と相互理解の推進</b>			
施策名	平成30年度事務事業名	予算額	課名
III-3-1人権施策の推進	ハンセン病療養所入所者等支援事業	1,501	健康推進課
III-3-2男女共同参画の推進	女性相談事業	47,524	青少年家庭課
	DV被害者等保護事業	25,570	青少年家庭課

## 主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲 載 頁
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	7
食品衛生対策推進事業	(薬事衛生課)	7
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	8
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	9
食育推進事業	(健康推進課)	10
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	11
難病相談・支援事業	(健康推進課)	12
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	13
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	14
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	15
精神保健推進事業	(障がい福祉課)	16
感染症予防対策推進事業	(薬事衛生課)	17
災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業	(地域福祉課)	17
しまね流福祉のまちづくり推進事業	(地域福祉課)	18
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	18
福祉介護人材確保対策事業	(高齢者福祉課・地域福祉課)	19
福祉介護人材確保対策事業(総合確保基金分)	(高齢者福祉課)	19
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	21
地域包括ケア推進事業	(高齢者福祉課)	22
生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	22
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	23
介護給付費等負担金事業	(高齢者福祉課)	24
訪問看護推進事業	(高齢者福祉課)	24
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	25
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	25
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	26
認知症施策推進事業	(高齢者福祉課)	26
介護施設整備推進事業(総合確保基金分)	(高齢者福祉課)	27
介護施設等整備事業(総合確保基金分)	(高齢者福祉課)	27
障がい者地域生活支援事業	(障がい福祉課)	28
障がい者スポーツ・芸術文化の振興	(障がい福祉課)	29
障がい者自立支援医療等給付事業	(障がい福祉課)	30
障がい者施設等整備事業	(障がい福祉課)	31
障がいを理由とする差別解消推進事業	(障がい福祉課)	31
障がい者相談事業	(地域福祉課・障がい福祉課)	32
障がい者就労支援事業	(障がい福祉課)	35
子ども発達支援事業	(障がい福祉課)	36
ひきこもり支援センター事業	(障がい福祉課)	38
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	39
生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	(地域福祉課)	39
地域医療の支援事業(在宅医療の推進)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(ドクターヘリの運航)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(地域医療連携ITシステム支援事業)	(医療政策課)	40
地域医療の支援事業(地域医療提供体制構築事業)	(医療政策課)	41
しまねのがん対策推進事業	(健康推進課)	42
精神医療提供事業	(障がい福祉課)	44
医師の確保対策事業	(医療政策課)	45
看護職員の確保対策事業	(医療政策課)	46
結婚対策強化事業(平成の縁結び応援事業)	(子ども・子育て支援課)	47
お産あんしんネットワーク事業	(健康推進課)	48
女性の健康相談事業	(健康推進課)	49
不妊治療支援事業	(健康推進課)	50
親と子の医療費助成事業	(健康推進課)	51

名 称	課 名	掲載頁
第1子・第2子に係る保育料軽減事業	(子ども・子育て支援課)	5 3
第3子以降保育料軽減事業	(子ども・子育て支援課)	5 3
待機児童ゼロ化事業	(子ども・子育て支援課)	5 4
保育所等整備支援事業	(子ども・子育て支援課)	5 5
保育所等運営支援事業(保育人材確保等事業)	(子ども・子育て支援課)	5 6
しまね結婚・子育て市町村交付金事業	(子ども・子育て支援課)	5 7
しまねすくすく子育て支援事業	(子ども・子育て支援課)	5 8
民間保育所運営対策事業	(子ども・子育て支援課)	5 8
地域の子育て支援事業(地域子ども・子育て支援事業)	(子ども・子育て支援課)	5 9
病児保育促進事業	(子ども・子育て支援課)	6 0
放課後児童クラブ支援事業	(子ども・子育て支援課)	6 0
みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	(子ども・子育て支援課)	6 1
仕事と家庭の両立支援事業	(子ども・子育て支援課)	6 1
子どもと家庭相談体制整備事業	(青少年家庭課)	6 2
施設入所児童支援事業(児童養護施設退所者等自立支援事業)	(青少年家庭課)	6 3
里親委託児童支援事業	(青少年家庭課)	6 3
困難を有する子ども・若者支援事業	(青少年家庭課)	6 4
ハンセン病療養所入所者等支援事業	(健康推進課)	6 5
女性相談事業	(青少年家庭課)	6 6



# 感染症の医療体制整備事業

(担当課 薬事衛生課)

## 1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

## 2 事業の概要

- (1) 感染症指定医療機関の支援  
一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。  
①第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり462万9千円）  
②第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり154万3千円）  
・第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）
- (2) 患者等の移送体制の整備  
感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。
- (3) 患者等の人権擁護  
感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：40名）を設置する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策  
新型インフルエンザ等の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。  
①入院医療機関への支援  
県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援  
②発生時の初動対策  
発生時に感染拡大防止対策、帰国者・接触者相談センターの設置、患者移送、広報等の対策を実施する。

## 3 平成30年度予算額

283,266千円

# 食品衛生対策推進事業

(担当課 薬事衛生課)

## 1 趣 旨

食品等に起因する健康被害を防止するため、食品衛生法等に基づく許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行う。

## 2 事業の概要

- (1) 食品等の収去検査  
県内で製造、流通、販売されている食品の成分規格や使用添加物及び県内産の農産物や輸入食品の残留農薬等の検査を実施する。
- (2) BSE検査等のと畜検査  
県内のと畜場できつ、解体される牛及び豚等のと畜検査を実施する。国内のBSE対策を開始して15年以上が経過し、BSEの発生リスクは極めて低いことから、健康牛のBSE検査を廃止したが、神経症状等を呈する24ヶ月齢以上の牛については引き続きBSE検査を行い、食肉の安全及び安心の確保を図る。
- (3) 食品関係事業者の指導・育成  
飲食店等、食品営業施設への立入調査や食品衛生責任者講習会、食品衛生推進員の研修等を通じて、衛生知識の普及や適正表示の推進並びに食品衛生の確保を図る。
- (4) 消費者に対する衛生知識の普及  
食品衛生に関する正しい知識や食品表示に関する深い知識を啓発するため、次の取組みを行う。  
・研修会、講習会の開催  
・新聞やTVを媒体とする情報発信  
・食品関係事業者等と開催するリスクコミュニケーション

## 3 平成30年度予算額

50,705千円

# 健康長寿しまね推進事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

「第二次健康長寿しまね推進計画（健康増進計画）」に基づき、健康寿命（自立して過ごせる期間）の延伸を基本目標に、「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「疾病の早期発見、合併症の予防・重症化防止」、「多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進」を4つの柱として、県民、関係機関・団体、行政が一体となった健康づくり運動を展開している。健康課題の多い働き盛り世代の健康づくりや高齢者のフレイル予防、疾病の合併症予防・重症化防止を重点的に取り組むとともに地域ぐるみ、職場ぐるみでの健康づくりを推進する。

## 2 事業の概要

### (1) 住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進

住民相互の支え合いなど地域の絆を大切にすることにより、地域力を高めながら健康長寿しまね推進会議を母体に、地域ぐるみの自主的、主体的な活動を活性化するための取組を展開する。

#### ①健康長寿しまね推進会議等の開催

健康長寿しまね推進会議や圏域健康長寿しまね推進会議を開催し、構成団体との共通認識を図るとともに情報共有を行うことで、構成団体間の効果的な連携による健康づくりを推進する。

#### ②健康づくり表彰事業

健康づくりを実践するための県民運動の気運を盛り上げるため、地域や職場における健康づくり「グループ」の表彰を行う。

#### ③健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)やホームページ、新聞、各種イベントの場を活用して啓発を行う。

### (2) 生涯を通じた健康づくりの推進

二次医療圏格差や男女格差の解消を目指し、各地域の健康実態や取組上の課題等、実情に応じた事業を実施する。特に地域や職場での健康づくりを推進するため表彰事業や働き盛り世代を対象にした事業、高齢者のフレイル予防事業に積極的に取り組む。

### (3) 疾病の合併症予防・重症化防止

脳卒中对策事業や糖尿病対策事業等の生活習慣病予防対策事業における取組と連動させ、構成団体と連携した啓発活動を行う。

### (4) 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

構成団体や民間企業のと連携した効果的な情報提供を行うとともに、身近な場所で健康づくりに関する情報を入手しやすい環境を整える。

### (5) 健康長寿しまねの評価

#### ①計画の進捗管理。

#### ②圏域や市町村の実態や課題の見える化により、取組の重点化を進める。

## 3 平成30年度予算額

6,552千円

# 生活習慣病予防対策事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図るとともに、がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するための協議検討や普及啓発等を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 地域・職域連携健康づくり推進事業

①健康課題の多い働き盛り世代に対し、減塩やからだを動かすこと、禁煙やアルコールを摂りすぎないなどの生活習慣の改善、特定健診受診率の向上について、事業所や職域団体と連携して啓発や取り組みを実施する。

②事業所の健康経営、健康づくりの取組支援として、好事例の収集や情報提供などを行う。

### (2) 脳卒中对策事業

①発症予防・再発予防で重要な血压管理として、「自分の血压を知る」ことの周知を図る。また、高血圧予防のための「うすあじ」を推進するため、スーパー等の小売り店と連携した取組を強化する。

### (3) 糖尿病対策事業

①糖尿病は脳卒中等の危険因子となることや腎症・網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、地域における糖尿病対策の取組みや検討を実施する。

②重症化防止のための体制整備を進めるために、担当者研修会を開催するとともに、平成26年度に改定した島根県糖尿病予防・管理指針（第3版）に基づき病病連携、病診連携の推進を図ることなどにより、なかでも市町村における糖尿病性腎症重症化予防の取組の支援を島根県糖尿病腎症重症化予防プログラム等に基づき行う。

### (4) たばこ対策推進事業

①第3次島根県たばこ対策指針に基づき、「受動喫煙防止」及び「禁煙サポート」を重点的に取り組む。特に、飲食店のほか健康増進法第25条に規定された施設を対象に、受動喫煙防止対策に取り組む施設を拡大し、受動喫煙防止の環境づくりを推進する。

②受動喫煙防止対策強化の国の方向性を注視し、県の取組体制の整備を行う。

### (5) 健康増進事業補助金

①健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1／3

## 3 平成30年度予算

45,306千円

# 食育推進事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

島根県食育推進計画第三次計画に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって地域における総合的な食育の推進を図る。

第三次計画では、①若い世代への食育の推進 ②身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくり ③県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域力を生かした、多様な暮らしに対応し、環境にも配慮した食育の充実 に重点に取り組む。

## 2 事業の概要

(1) 健康な食（主食・主菜・副菜を組み合わせ、塩分を控えた食事）の普及啓発

①若い世代・働き盛り世代が食に関心を持ち実践につながる取組の推進

・まちの食育ステーション事業

スーパーと連携した健康な食に関する啓発の実施

・しまね食育情報発信事業

食育情報総合サイトの内容充実（島根県栄養士会等と連携して実施）

・朝食しっかり食べよう普及活動の実施

高校生以上を対象とした朝食の料理体験の実施

②健康長寿しまね推進事業と連動した取組の推進

・朝食キャンペーン、食育の日、食育月間等、関係団体等と連携して朝食や野菜摂取などの啓発を実施

(2) 食育・健康な食を推進する体制・環境整備

①食育推進体制構築事業

・食育・食の安全推進協議会・食育ネットワーク会議による関係機関・団体のネットワークづくり

②外食栄養成分表示促進事業

・飲食店における料理の栄養成分表示等、栄養情報の提供

③健康な食専門相談支援事業

・薬局を拠点として、管理栄養士による食の専門相談ができる体制整備

④特定給食施設指導等栄養管理推進事業

・適切な栄養管理が実施されるよう特定給食施設等に対する指導、助言

(3) 食育活動に取り組む人材育成の推進

①食育ボランティア等食育推進研修・活動交流会の開催

②市町村栄養士等食育推進研修

③調理師食育推進研修

(4) しまねの食文化継承事業（地域の郷土料理伝承教室）

①地域で食べ継がれている郷土料理や伝承料理の調理実習

## 3 平成30年度予算

5,693千円

# 80歳20本の歯推進事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、総合的な歯と口腔の健康づくり施策を推進する。特に、働き盛り世代の歯周病予防と高齢期の口腔機能維持に重点的に取り組む。

## 2 事業の概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催  
「第2次島根県歯と口腔の健康づくり計画」の進行管理を行うとともに、各圏域の実情に応じた歯科保健対策について検討し、市町村等における歯科保健対策の推進を図る。
- (2) 県民の奥歯総点検事業  
歯科医療機関や地域で県民に奥歯や口腔の点検（噛（カ）ミング30セルフチェック）、歯みがき指導など体験を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する。
- (3) 多様な手法を用いた住民への知識提供  
親と子のよい歯のコンクールやマスメディアやイベントを活用した啓発の実施、関係機関・団体、市町村と連携した啓発活動を実施する。
- (4) 働き盛り世代を対象にした歯科保健対策の充実  
市町村における成人歯科健診等の実施に向けた支援を行う。また、事業所における歯科健診の実施や一般定期健康診断等で歯周病唾液検査の導入を図るために、事業主や健康管理者を対象にしたセミナー、研修会等で情報提供及び体験を通じ歯と口腔の健康づくりの重要性への理解を促す。
- (5) 高齢者に対する歯科保健指導の実施体制の整備（高齢者の低栄養予防対策）  
市町村が実施する介護予防事業や通いの場などで高齢者の口腔機能維持や低栄養予防についての普及啓発を行う。また、歯科医院受診患者を対象に口腔機能のチェックを行い、口腔機能が低下している者を早期に発見し、指導を行う。  
歯科衛生士や介護士等を対象に資質の向上を図るための研修を行う。
- (6) 市町村への歯科保健事業における支援（口腔機能維持管理研修）  
学校・保育所関係者、歯科保健医療関係者、市町村等行政担当者等に対して研修を行い、歯科保健についての情報の提供を行うとともに資質の向上を図る。

## 3 平成30年度予算

4, 355千円

# 難病相談・支援事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

難病患者のQOLの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所及びしまね難病相談支援センターにおいて実施する。

また、地域における難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病医療拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療コーディネーターを配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図るとともに、病院に一時入院を委託し、病院における一時入院の推進を図る。

## 2 事業の概要

事業名	事業内容
①難病相談・支援センター事業 ・患者・家族教室開催事業 ・難病医療研修事業 ・ピアサポート養成・ボランティア育成事業 ・講師派遣事業 ・広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
②難病医療提供体制整備事業 ・難病医療コーディネーター配置 ・難病対策協議会運営 ・難病医療従事者研修開催	難病患者が病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図り、難病患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整える。
③難病患者地域支援対策推進事業 ・難病患者訪問指導（診療）事業 ・難病対策地域協議会 ・専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対して適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
④保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修に派遣し、専門スタッフを養成する。
⑤難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
⑥在宅重症難病患者一時入院支援事業	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

## 3 平成30年度予算

29,643千円

# 肝炎医療費助成事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、この抗ウイルス治療については月額の高額となること、又は長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、この抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 対象医療

- ①C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの
- ②当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

### (2) 助成期間

原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。  
また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。

### (3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

(4) 実施主体 島根県

(5) 補助率 県1/2

## 3 平成30年度予算

135,940千円

# 国民健康保険支援事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

市町村国民健康保険は、低所得者が多く医療費も高いなど構造的問題を抱えている。

これまで都道府県は、市町村保険者への財政支援として保険基盤安定負担金、高額医療費共同事業の実施、保険者への指導・助言等を行ってきたが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）」による国保制度改革により、平成30年度から島根県も保険者となり、財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を行う。

## 2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3 / 4 保険者支援分 国 1 / 2 県 1 / 4
特別会計繰出金 （高額医療費負担金分）	レセプト1件当たり80万円を超える額に59 / 100を乗じた額	県	国 1 / 4 県 1 / 4
特別会計繰出金 （県繰入金分）	療養の給付費等にかかる経費の9%に相当する額を特別会計に繰出	保険者（市町村）	9%

## 3 平成30年度予算額

6,243,195千円

保険基盤安定負担金	2,642,968千円	(2,642,968千円)
特別会計繰出金（高額医療費負担金分）	614,264千円	(614,264千円)
特別会計繰出金（県繰入金分）	2,985,963千円	(2,985,963千円)



# 後期高齢者医療支援事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

高齢化に伴い医療費が増加する中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国民健康保険制度と同様、法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

## 2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 3/12 県 1/12 市町村 1/12
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、給付及び貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

## 3 平成30年度予算額

10,851,367千円

医療給付費負担金	8,658,999千円(8,658,999千円)
基盤安定負担金	1,739,528千円(1,739,528千円)
高額医療費負担金	452,840千円(452,840千円)
財政安定化基金	0千円(0千円)

# 精神保健推進事業

(担当課 障がい福祉課)

## 自死総合対策事業

※ 県では「自殺」という言葉について、遺族等の心情に配慮し、法令用語や統計用語等を除いて基本的に「自死」を用いることとしている。

### 1 趣 旨

自死を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みにより、自死の防止と自死遺族に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定された。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。

全国上位にある自殺死亡率の減少を目標に、総合的な取組を実施し、自死を考えている人を一人でも多く救うことによって、「誰も自死に追い込まれることのない島根」の実現を目指す。

### 2 事業の概要

- (1) 自死総合対策の推進体制の整備  
連携体制を強化するために県自死総合対策連絡協議会及び圏域自死予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自死対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行う。
- (2) 普及啓発事業  
自死予防週間（9月10日からの1週間）や自死対策強化月間（3月）等を契機に自死予防や心の健康の普及啓発を進める。また、自死の背景にある様々な社会的要因や精神疾患に対する正しい知識や相談窓口等について、マスメディア等を活用して啓発する。
- (3) かかりつけ医等うつ病研修事業  
うつ病の初期の段階では不眠や食欲不振などの身体症状から、かかりつけの一般医を受診する方が多いため、かかりつけ医と精神科医との連絡会議などを開催し、うつ病の早期発見と適切な治療体制を整備する。
- (4) 自死対策推進センター事業  
島根県自死対策推進センターを県立心と体の相談センター内に設置し、各種関係機関の連携強化や人材育成に努める。
- (5) 自死遺族ケア対策事業、自死遺族・自死遺児ケア・支援事業  
自死により身近な人を亡くした方を対象とした司法書士への相談会を実施したり、相談窓口や活用できる制度、必要な手続きなどに関する情報を提供する仕組みづくりを行う。  
また、関係機関の担当者などが、遺族の方に対し適切な支援が行えるよう、研修を行う。
- (6) 自死予防電話相談員養成事業  
悩みを抱えながら、身近に相談できる相手がない場合などに、電話により相談をうける民間の人材を養成する。
- (7) 民間団体等支援事業  
様々な悩みを抱えた人の孤立を防ぐために、相談事業や各種つどいの場の提供など、自死対策に資する活動を行う民間団体等に対する支援を行う。
- (8) 自死実態等分析事業  
自死の背景には様々な要因があり、年代や地域ごとに特性を踏まえた対策を進める必要があるため、さまざまなデータを元に実態分析を行い、効果的な対策の展開に役立てる。
- (9) 未遂者ケア・支援体制整備事業  
未遂者に対する、精神的なケアや継続的な支援体制の構築を図る。
- (10) うつ病に対する医療等の支援体制強化事業  
うつ病等の疑いのある方が、早期に適切な相談機関につながるよう、相談機関一覧を載せたストレスチェック表を事業検診時等に配布する。
- (11) ゲートキーパー等人材養成研修事業  
自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、幅広い対象者に対する研修を実施する。
- (12) 市町村自死対策事業の支援  
住民に身近な自治体である市町村においても自死対策の取組を進めることが重要である。  
そのため、市町村が実施する自死対策事業を支援することで、地域の実態に応じたきめ細かい対策の実施を促進する。

### 3 平成30年度予算額

22,818千円

# 感染症予防対策推進事業

(担当課 薬事衛生課)

## 1 趣 旨

感染症の発生を予防するため、感染症の発生動向の情報伝達、感染に係る検査及び、予防接種による感染予防を実施する。

## 2 事業の概要

### (1) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき感染症の発生動向の把握、調査及び情報提供を行うとともに、感染症の患者及び接触者に対する感染症の発生状況、動向及び原因の究明を図るため積極的疫学調査を実施する。

また、保健環境科学研究所内に設置している島根県感染症情報センターにおいて、定点医療機関及び各医療機関から患者情報及び病原体情報を収集・分析し、医療機関等へ情報還元する。

### (2) 肝炎対策事業

肝炎の早期発見・早期治療を推進するため、B型、C型肝炎の、委託医療機関と保健所における無料ウイルス検査及び精密検査の助成を実施するとともに、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を行う。

また、島根県肝炎対策協議会を開催し、肝炎対策を総合的に推進する。

### (3) 予防接種事故対策費

予防接種による健康被害に対して、市町村が実施する給付事業費の一部を負担する。

また、市町村が設置した予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種事故の発生調査費を補助する。

## 3 平成30年度予算額

52,381千円

# 災害福祉広域支援ネットワーク体制整備事業

(担当課 地域福祉課)

## 1 趣 旨

災害発生時の避難所等において、高齢者・障がい者等福祉的な支援が必要な要配慮者に対して緊急に対応が行えるよう、相談・生活支援業務を担う福祉専門職を派遣する仕組みづくりなど、関係機関・団体の広域的な福祉支援ネットワークの構築及び連携を図る。

## 2 事業の概要

### (1) ネットワークの運営

県社会福祉協議会が事務局となり、関係機関・団体により設置された「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」を運営する。

### (2) ネットワークの普及・啓発

県内におけるネットワークの普及・啓発により、民間支援者、市町村の理解を得て、連携強化を図る。

### (3) 災害福祉支援チームの組織づくり、研修、訓練等

災害時における具体的な活動に備え、研修や訓練の実施により、人材育成や資質の向上を図る。

## 3 平成30年度予算額

1,500千円

## しまね流福祉のまちづくり推進事業

(担当課 地域福祉課)

### 1 趣 旨

多様化する地域の生活・福祉課題に対して、地域力をどのように高めていくかが重要となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、島根県社会福祉協議会を中心として、身近な地域での見守り、支え合いを行う住民のネットワークづくりなど地域の支え合い体制づくりを推進する。

### 2 事業の概要

- (1) 市町村社協を主体に生活福祉課題の解決を目指す協議の場づくり等の推進
- (2) 特に優れた地域福祉活動を行う団体への知事表彰

### 3 平成30年度予算額

3, 296千円

## 地域福祉セーフティネット推進事業

(担当課 地域福祉課)

### 1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進める。

このため、地域で要援護者に対して包括的な支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの研修やボランティアの養成等を引き続き実施する。

### 2 事業の概要

- (1) 地域福祉トータルケア推進事業  
コミュニティーソーシャルワーカーの実践力を強化する研修
- (2) 福祉教育推進事業  
地域が一体となった福祉教育を推進するため、「しまね流福祉の学び合い推進セミナー」を開催
- (3) ボランティアセンター事業
  - ①住民参加・協働によるボランティアセンター活性化・機能強化事業
  - ②災害救援ボランティア活動啓発・養成事業
- (4) 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営

### 3 平成30年度予算額

10, 927千円

# 福祉介護人材確保対策事業

(担当課 高齢者福祉課・地域福祉課)

## 1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための施策を実施する。

## 2 事業の概要

- (1) 福祉人材センターの運営  
福祉人材センターにおける取組（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図る。
- (2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費の補助  
社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助する。
- (3) 介護福祉士修学資金等の貸付  
介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者への修学資金や離職した介護人材への再就職準備資金の貸付を行う。
- (4) 福祉・介護人材マッチング支援事業  
福祉人材センターのキャリア支援専門員が求職者の希望に添った福祉職場の紹介や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図る。
- (5) 職場研修サポート事業  
職場研修コーディネーターを福祉人材センターに配置し、小規模事業所等の研修等（キャリアパス支援、職場研修カリキュラム支援、専門講師派遣調整）をサポートする。
- (6) 外国人介護福祉士候補者候補者受入施設学習支援事業  
外国人介護福祉士候補者が円滑に研修・就労できるように、受入施設における日本語教育及び介護分野の専門学習に係る経費を補助する。
- (7) ネットワークの構築  
関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」を開催し、官民一体となった取組を行う。
- (8) 「島根の福祉の魅力」の検討、広報戦略の作成  
「島根の福祉の魅力」アンケートを分析し、「島根の福祉の魅力」を定め、広報戦略を作成する。

## 3 平成30年度予算額

445, 473千円

# 福祉介護人材確保対策事業（総合確保基金分）

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

高齢化の進展や介護人材不足が深刻化している状況において、介護保険サービス等の質的・量的向上を図るために、将来を見据えた計画的な介護人材の確保・定着に取り組む。  
また、市町村等が地域の実情に応じて実施する啓発や人材確保の取組、資質向上研修も支援する。

## 2 事業の概要

- (1) 介護の仕事のイメージアップ
  - ①「介護の仕事」の理解とイメージアップ促進事業  
中学校、高校等への介護福祉士養成施設の講師等による出前講座を実施する。
  - ②介護とのふれあい体験推進事業  
中高生の夏休み介護職場体験に加え、小学生と保護者を対象に身近な地域での介護体験プログラムを提供し、より低年齢からの理解を促進する。
  - ③介護や介護の仕事理解促進事業  
介護の日（11月11日）前後に県民向けの介護の啓発、介護職員の交流等のイベントを「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」と協働で開催し、イメージアップの流れにつなげていく。

- ④保険者等による介護人材確保対策促進事業  
市町村が実施する介護の普及啓発活動、未経験者等の参入促進の取組みを支援する。

(2) 多様な人材の確保、すそ野拡大

- ①中高年齢者等への入門的研修事業  
介護の入門的な研修を行い、介護分野への新規就労者のすそ野を拡大する。
- ②新任介護職員定着支援事業  
新任介護職員の介護職員初任者研修に係る経費を助成する。
- ③介護従事者地域研修事業  
従事3年未満の介護職員を対象に技術向上・横のつながり強化を目指した圏域研修を実施する。
- ④介護職への再就職支援コーディネート事業  
福祉人材センターにコーディネーターを配置し、離職した介護人材や他産業からの転職者等に対し相談支援を行う。

(3) 介護人材の資質向上

- ①介護人材資質向上支援事業  
事業者団体等開催の資質向上研修に加えて、市町村が開催の地域単位での資質向上研修も支援  
医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画に位置づけた場合は、上限を上乗せする。
- ②介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業  
通信制による実務者研修受講者のスクーリング期間中の代替職員の雇用経費を補助する。
- ③離島・中山間地域における介護福祉士資格取得（実務経験ルート）促進事業  
実務者研修の受講機会が増えるよう県内介護福祉士養成施設等のスクーリング開催を支援する。
- ④現任介護職員看護資格取得助成事業  
介護事業所の現任介護職員が、新たに看護師資格をするために必要な経費の一部を助成する。
- ⑤訪問看護師確保対策事業  
潜在的看護師が、訪問看護ステーションに従事する場合の経費を助成する。
- ⑥訪問看護ステーション出向研修事業  
病院の看護師が一定期間、訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しスキルアップを図る。
- ⑦新卒等訪問看護師育成事業  
訪問看護ステーションで採用された新人看護師のための教育プログラムに基づく育成事業

(4) 定着、労働環境の改善

- ①介護ロボット導入支援事業  
労働環境改善のため、介護ロボット導入経費の一部を助成する。
- ②エルダーメンター制度導入支援事業  
先輩職員による新人職員向け相談体制の充実など精神的支援に重点を置いた「エルダー制度」を導入を推進するため、新卒採用のある15事業所をモデル的に選定し、エルダー育成研修、面談、カフェにより1年かけて育成する。

### 3 平成30年度予算額

151,144千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

# 社会福祉法人指導事業

(担当課 地域福祉課)

## 1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人の設立や定款変更等の認可及び法人や施設の実地あるいは書面での指導監査を実施する。

社会福祉法の改正により、社会福祉法人制度の大幅な改革が行われたことから、法令等の趣旨に従い、法人に対して的確な助言、指導を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 実施体制

①指導監査は、地域福祉課と各事業課が共同実施

②県西部への対応として地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置

③平成25年度から社会福祉法人に対する認可、指導監査等に関する所轄庁が県から市に変更  
(複数市町村にまたがる法人及び町村内のみで事業を行う法人については引き続き県が所轄庁)

### (2) 実施計画

①基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査実施計画により効果的・重点的に実施

②監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等

③監査項目：平成30年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による

④根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法

### (3) 基本的考え方

①法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施

②自治事務である児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

## 3 平成30年度予算額

9,843千円

# 地域包括ケア推進事業

(担当 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

県民誰もが、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムが、それぞれの地域に応じて構築されるよう市町村等の取組を支援する。

## 2 事業の概要

- (1) 地域包括ケアシステムの「見える化」に向けた取組み  
データ活用（提供・分析）、ロードマップ作成等により市町村の現状と課題、今後の方向性について「見える化」に向けた取組を支援する。
- (2) 医療介護連携の推進  
市町村が取組む「在宅医療・介護連携推進事業」が効果的に機能するよう、医師会等との調整、担当者会議・研修等の実施、実施状況の把握、好事例の情報提供等により支援する。
- (3) 介護予防・日常生活支援  
住民主体の取組、地域資源の発掘、活用が進むよう、「小さな拠点づくり」や「健康づくり」等の事業・活動等と連携が進むよう支援する。

- 3 平成30年度予算  
8,000千円

# 生涯現役社会づくり推進事業（県民意識啓発）

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいづくりの意識高揚を図る。

## 2 事業の概要

- (1) 100歳以上健康超寿者表彰
  - ①対象者  
100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者
  - ②表彰内容  
年1回（9月1日～15日頃）、対象者5名程度に表彰状及び記念品を授与
- (2) 75生涯現役証
  - ①対象者  
75歳を過ぎても何らかの活動（農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等）に取り組んでいる県内在住者
  - ②認定方法等  
自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。
- (3) 「生涯現役」を応援する協賛事業者のサービス情報提供  
75生涯現役証認定者、65歳以上高齢者を応援するサービスの協賛事業者を募集し、サービス内容を情報提供する。

- 3 平成30年度予算額  
525千円



# 高齢者介護予防推進事業

(担当課 高齢者福祉課)

## ①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

### 1 趣 旨

要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

### 2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（必須事業）

- ①介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）
- ②一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業）

#### (2) 包括的支援事業（必須事業）

- ①地域包括支援センター運営事業
  - ・総合相談・支援業務（地域の高齢者の実態把握、相談・支援等）
  - ・権利擁護業務（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）
  - ・地域ケア会議 ※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置
- ②在宅医療・介護連携の推進事業
- ③認知症施策の推進事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員）
- ④生活支援サービスの体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置等）

#### (3) 任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

### 3 平成30年度予算額

684,125千円

## ②介護予防市町村支援事業

(担当課 高齢者福祉課)

### 1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上及び重症化予防のための効果的な介護予防の取り組みとなるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

#### (2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

効果的な介護予防の実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村（保険者）、事業者を支援する。

- ・介護予防評価・支援委員会の開催
- ・市町村の介護予防事業の取組支援
- ・リハビリテーション専門職等の活用推進
- ・介護予防活動普及展開事業

### 3 平成30年度予算額

2,908千円

# 介護給付費等負担金事業

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。また、法第124条の2第3項の規定により、県は市町村が政令の定めるところにより実施する低所得者保険料軽減事業に要する費用の四分の一に相当する額を負担する。

## 2 事業の概要

### (1) 介護給付費負担事業

#### ① 県負担額算定のルール

- ・ 介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
- ・ 公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
- ・ 被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が27%となっている。

#### ② 介護給付費の県負担基本額の推計（平成29年度：78,855,586,500円）

### (2) 低所得者保険料軽減事業

#### ① 市町村が行う低所得者の第1号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入事業。

- ・ 対 象：所得段階第一段階にある被保険者
- ・ 軽減率：0.05（各保険者が条例でさだめる保険料率から軽減）
- ・ 低所得者保険料軽減負担金の県負担基本額の推計（平成29年度：124,880,966円）

## 3 平成30年度予算額

11,469,821千円

# 訪問看護推進事業

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

病気や要介護状態になっても、最期まで住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、在宅療養生活を支援する訪問看護が提供される体制の強化が必要である。そこで、県内における訪問看護の実態の把握や課題を整理し、その具体的な課題解決に向けての対策を実施することにより、県内の訪問看護の推進を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 訪問看護支援検討会の開催

訪問看護に関する実態調査及び対策の検討をおこなう。

### (2) 訪問看護相互研修事業

訪問看護ステーションの現場を知る相互研修を実施する。

## 3 平成30年度予算額

3,648千円

## 介護保険低所得者利用負担対策事業

(担当課 高齢者福祉課)

### 1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

### 2 事業の概要

- (1) 障がい者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置  
障がい者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。
- (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減  
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者等に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の一部について公費助成を行う。
- (3) 中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置  
中山間地域等に所在する小規模の事業所においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等に所在する小規模事業所以外の利用者との負担均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等における介護保険サービスの利用促進を図る。

### 3 平成30年度予算額

18,872千円

## ケアマネジャー総合支援事業

(担当課 高齢者福祉課)

### 1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

### 2 事業の概要

- (1) 介護支援専門員の養成  
介護支援専門員の試験及び実務研修を実施する。
- (2) 介護支援専門員の資質向上  
以下の研修を実施し、介護支援専門員の質の向上を図るとともに、介護支援専門員資格更新のための研修を実施する。
  - ① 専門研修課程Ⅰ
  - ② 専門研修課程Ⅱ
  - ③ 実務未経験者更新研修
  - ④ 再研修
- (3) 主任介護支援専門員の養成・資質向上  
介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成（更新）研修を実施する。

### 3 平成30年度予算額

28,685千円

# 療養病床再編推進事業

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 相談窓口の設置

介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施する。

### (2) 病床転換助成

医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施する。

○助成額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額

○基準単価：[創設・改修] 1, 000千円/床 [改築] 1, 200千円 [改修] 500千円

## 3 平成30年度予算額

24, 500千円

# 認知症施策推進事業

(担当課 高齢者福祉課)

## 1 趣 旨

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援などを通して、地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を確立することを目的に、各関係機関が連携し総合的に認知症施策を推進する。

## 2 事業の概要

### (1) 認知症施策検討委員会の運営

### (2) 認知症地域支援体制構築等推進事業

①認知症疾患医療センター運営事業

③認知症サポート医フォローアップ研修

⑤かかりつけ医・歯科医師・薬剤師認知症対応力向上研修

⑦認知症初期集中支援チーム員養成研修

⑨認知症地域連携構築事業

### (3) 認知症対策普及・相談・支援事業

①認知症コールセンター運営事業

③認知症サポーターキャラバン啓発事業

### (4) 高齢者権利擁護等推進事業

### (5) 介護従事者向け認知症研修事業

①認知症介護実践者研修

③認知症対応型サービス事業開設者研修

⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

⑦認知症介護基礎研修

### (6) 認知症介護指導者養成研修事業

②認知症サポート医養成研修

④医療従事者認知症対応力向上研修

⑥看護師の認知症対応力向上研修

⑧認知症地域支援推進員養成研修

②若年性認知症支援推進事業

②認知症介護実践リーダー研修

④認知症対応型サービス事業管理者研修

⑥権利擁護推進員養成研修

## 3 平成30年度予算額

64, 761千円

## 介護施設整備推進事業（総合確保基金分）

（担当課 高齢者福祉課）

### 1 趣 旨

介護施設の開設準備等の経費を助成する。

### 2 事業の概要

- （1）特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成する。
- （2）在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について助成する。

### 3 平成30年度予算額

66,452千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

## 介護施設等整備事業（総合確保基金分）

（担当課 高齢者福祉課）

### 1 趣 旨

第6期介護保険事業支援計画に基づき実施される介護保険施設等の施設整備への助成を行う。

### 2 事業の概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して助成する。

- （1）平成30年度整備予定施設
  - ・地域包括支援センター
  - ・認知症対応型グループホーム
  - ・小規模多機能型居宅介護事業所
  - ・定期巡回・随時対応型訪問看護事業所
- （2）特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修事業
- （3）介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備

### 3 平成30年度予算額

292,034千円（医療介護総合確保促進基金10/10）

# 障がい者地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業等)

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

障がい者に最も身近な市町村が主体的に地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるようにする。

## 2 事業の概要

障がい者や障がい児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、成年後見制度の利用に要する費用の支給、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援する。

- ①実施主体 市町村
- ②負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
- ③事業内容

### 【地域生活支援事業（実施要綱事業名）】

#### ◆必須事業

理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	
日常生活用具給付等事業	
手話奉仕員養成研修事業	
移動支援事業	
地域生活支援センター機能強化事業	

#### ◆任意事業

日常生活支援	福祉ホームの運営
	訪問入浴サービス
	生活訓練等
	日中一時支援
	地域移行のための安心生活支援
	巡回支援専門員整備
	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
社会参加支援	レクリエーション活動等支援
	芸術文化活動振興
	点字・声の広報等発行
	奉仕員養成研修 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
就業・就労支援	盲人ホームの運営 知的障害者職親委託

#### ◆特別支援事業

### 【地域生活支援促進事業（実施要綱事業名）】

- ・ 発達障害児者地域生活新モデル事業
- ・ 障害者虐待防止対策支援事業
- ・ 成年後見制度普及啓発事業
- ・ 発達障害児者及び家族等支援事業
- ・ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
- ・ 特別促進事業

## 3 平成30年度予算額

211,554千円

# 障がい者スポーツ・芸術文化の振興

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

障がい者がスポーツや芸術文化活動に取り組むことを通じて、障がい者の自立支援や社会参加の促進を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 障がい者スポーツ振興事業

県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣、選手の強化育成等に取り組む。

### (2) トップアスリート発掘支援事業

将来有望な選手に関する情報交換等を行うためのネットワークづくり、選手を招いたパラリンピック競技体験会の開催等に取り組む。

### (3) 障がい者アート事業

県内の障がい者アートへの理解と関心を高めるため、「島根県障がい者アート作品展」を開催する。

## 3 平成30年度予算額

42,784千円

# 障がい者自立支援医療等給付事業 福祉医療費助成事業

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図る。

## 2 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所 得 制 限	対象者数(H29.10.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障がい者	療育手帳A(IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者手当の所得制限を準用	1,963人	259人
重度身体障がい者	身障手帳1,2級		5,392人	7,858人
重度精神障がい者	精神手帳1級		884人	358人
寝 た き り 者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者		7人	29人
重複重度障がい者	身障手帳3,4級+IQ50以下 精神手帳2級+身障手帳3,4級 精神手帳2級+IQ50以下		137人	26人
障がい者計			8,383人	8,530人
ひ と り 親 家 庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年終了までの児童等を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税非課税世帯	8,459人	2人
対 象 者 合 計			16,842人	8,532人
			25,374人	

(3) 助成の方法

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成する。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となる。

区 分	入 院	入 院 外
一 般	20,000円	6,000円
市町村民税世帯非課税者	2,000円	1,000円
20歳未満の障がい児(者)	2,000円	1,000円

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

## 3 平成30年度予算額

833,214千円



# 障がい者施設等整備事業

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

障がい者の自立した生活のため、住まいの場としてのグループホーム等の整備や日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援する。

## 2 事業の概要

補助金名	整備区分	補助率
社会福祉施設等施設整備費	創設、大規模修繕	国1/2、県1/4

## 3 平成30年度予算額

364,208千円

# 障がいを理由とする差別解消推進事業

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すため、差別の原因となる障がいに関する知識・理解不足の解消のための普及啓発活動（あいサポート運動）に取り組むとともに、差別的事案への対応のための相談体制を整備する。

## 2 事業の概要

### (1) 山陰両県共同啓発事業「あいサポート運動」

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う運動を推進する。

- ・「あいサポーター」研修の実施
- ・「あいサポート企業・団体」の認定
- ・「あいサポーター」の認定とシンボルバッジの配付
- ・「あいサポートメッセンジャー（研修講師）」の養成
- ・研修資料（パンフレット、映像等）の作成
- ・小学校高学年向けパンフレットの作成

### (2) ヘルプマーク普及推進事業

内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるマークとして、全国で普及が進みつつある「ヘルプマーク」「ヘルプカード」について、無償交付するとともに、県民に向けて周知広報を図る。

### (3) 相談体制の整備

障がいを理由とする差別に関する相談に対して、広域的・専門的に対応するため、相談員を配置する。

また、地域における関係機関が差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される差別解消支援地域協議会を運営する。

## 3 平成30年度予算額

13,423千円

# 障がい者相談事業

## ①高次脳機能障がい者支援事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 地域支援拠点事業

地域支援拠点（東部・中部・西部各1か所）を医療法人に委託して設置し、地域支援コーディネーターの配置、担当圏域の相談支援拠点への支援等を行う。

<参考>地域支援拠点：（東部）松江青葉病院、（中部）エスポール出雲クリニック、（西部）松ヶ丘病院

#### (2) 圏域相談支援拠点事業

各圏域で相談支援を行う拠点（7か所）を、社会福祉法人又は医療法人に委託して設置し、各種相談支援、家族支援及び圏域ネットワーク会議の開催等を行う。

#### (3) 障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会

医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行う。

### 3 平成30年度予算額

14,764千円

## ②精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活が送れるよう、関係機関の連携のもと支援を行い、入院患者の地域生活への移行及び地域生活継続のための支援を推進する。

さらに、圏域ごとに関係機関との連携を図り、地域生活に必要な基盤整備をすすめ、暮らしやすい地域社会の実現を目指す。

### 2 事業の概要

精神障がい者の地域生活への移行及び移行後の地域への定着支援の方策について、地域の実情に即し、関係機関・団体等と連携強化のもと検討を行い、圏域における支援体制を構築するために次の事業を実施する。

#### (1) 島根県障がい者自立支援協議会 退院支援部会

全県の事業推進に必要な事項の協議を行う。

- ・開催回数：1～2回/年
- ・事務局：障がい福祉課

#### (2) 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議

各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行う。

- ・対象圏域：7圏域
- ・開催回数：各圏域1～2回
- ・事務局：保健所

#### (3) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の養成講座：各保健所

各圏域において、精神障がい者の地域生活移行及び地域定着に必要な支援（病院訪問・外出、体験利用の同伴等）を行うピアサポーター（ボランティア）を養成する。

#### (4) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の活用：委託事業

(3)で養成されたピアサポーター（自立支援ボランティア）を関係機関との連携のもと積極的に活用する。

#### (5) 精神障がい者等の地域支援や交流事業の実施：委託事業

関係団体(精神当事者連絡会・精神保健福祉会連合会・精神保健ボランティア協議会において、従来からの啓発普及のための活動をより充実させるため、精神障がい者と住民等が交流するイベントを委託し実施する。

#### (6) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業研修会の開催

- ・医療と福祉の連携推進及び、関係職員のスキルアップのための研修会を実施する。  
(対象者) 精神科医療機関・相談支援事業所・介護保険事業所・市町村・保健所等

### 3 平成30年度予算額

4,085千円

### ③強度行動障がい（児）者特別支援事業

（担当課 障がい福祉課）

#### 1 趣 旨

障害者支援施設において行動障がい者等の支援ができる体制整備を行い、入所待機の状態にある強度行動障がい者が、特別支援施設において適切な支援が受けられる体制を整備する。

#### 2 事業の概要

- (1) 処遇支援環境整備事業費補助金  
強度行動障がい者等への支援に適した施設への改修経費等を補助する。  
・補助率：県 7 / 10
- (2) アドバイザーの配置  
行動障がい者等支援に係る専門職員を配置し、各施設における支援への助言、指導等を行う。
- (3) 受入経費等補助金  
強度行動障がい者等を受け入れるにあたり必要となる経費等を補助する。  
・実地研修に要する経費 補助率：県 10 / 10  
・備品整備に要する経費 補助率：県 1 / 2
- (4) 支援者研修の実施  
強度行動障がい者等に対する支援について、基礎研修及び実践研修を開催し、県内支援施設の支援体制を確保するとともに、強度行動障がい等の出現抑制を図る。

#### 3 平成30年度予算額

15,329千円

### ④地域生活定着支援事業

（担当課 地域福祉課）

#### 1 趣 旨

高齢又は障がいを有することで矯正施設から退所した後に自立した日常生活を送ることが困難な方を、保護観察所等と協働し、退所後に適切な福祉サービスに繋げ、地域の中で自立した社会生活を送ることができるように支援する。

#### 2 事業の概要

- (1) 実施方法  
島根県地域生活定着支援センター（平成22年4月1日設置）において実施する。  
（センターの運営は社会福祉法人へ委託）
- (2) 事業内容
  - ①コーディネート業務  
保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者等について、福祉サービス等に係るニーズ内容の確認等を行い、受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
  - ②フォローアップ業務  
コーディネートにより矯正施設退所後の本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。
  - ③相談支援業務  
懲役若しくは禁固の刑の執行を受け又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

#### 3 平成30年度予算額

18,000千円

# 障がい者就労支援事業

## ①障がい者就労移行推進事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

障がい者の身近な地域で就労や職場への定着を支援する障害者就業・生活支援センターを中心に、ハローワーク等関係機関と圏域ネットワークを強化するとともに、就労支援員等の能力向上等により一般就労・定着支援に取り組む。

### 2 事業の概要

#### (1) 障害者就業・生活支援センター事業

障がい者の就業やそれに伴う生活の支援を総合的に行うため、各圏域に設置し、地域における一般就労・定着を進める。

・障害者就業・生活支援センター：7か所（松江・雲南・出雲・大田・浜田・益田・隠岐）

#### (2) 障がい者ステップアップ就労支援事業

県の各機関において一定期間（1～3年）働く場所を提供し、一般就労に向けたステップアップの場とする。また、県庁ワークセンターに支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行う。

・雇用場所：障がい福祉課、教育庁総務課、県立学校等（7名）

・障がい種別：知的障がい、精神障がい、視覚障がい、発達障がい

#### (3) 障がい者チャレンジ事業

雇用を前提としない1～2週間の実習を行うことで、「企業」、「障がい者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援する。

・実施企業及び実習生（障がい者）への奨励金（1日2,000円）の支給

#### (4) 障がい者の一般就労及び定着促進事業

障がい者と事業主双方のニーズ調査を踏まえ、お互いの理解促進に資するパンフレットを作成する。

#### (5) 障がい者就労・定着の啓発促進等

就労・定着支援のスキルアップを目的とした研修事業や、啓発フリーペーパー「レインボー」の発行等、就労・定着に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施する。

### 3 平成30年度予算額

91,687千円

## ②障がい者就労支援事業所工賃向上事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

事業所の共同営業窓口として設置した障がい者就労事業振興センターの活動を強化するとともに、就労機器の購入、新商品開発、販路拡大等についての支援、事業所外就労を促進することにより、就労支援事業所を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。

### 2 事業の概要

#### (1) 障がい者就労事業振興センター設置事業

就労支援事業所の共同営業窓口として委託設置し、共同販売や共通ブランドの開発、企業及び官公庁等からの受注の開拓や取りまとめ等の調整、就労支援事業所への専門家派遣や人材養成研修、農業や商工業など他産業分野との連携・マッチングの推進等を実施する。

・2か所（松江市、浜田市）

#### (2) 就労機器購入費補助金

就労支援事業所が共同で工賃向上に取り組む際の設備整備を補助する。

・補助限度額：1事業あたり7,500千円、補助率：3/4

#### (3) ゆめいくワークサポート事業（島根県社会福祉協議会へ委託）

ごうぎんチャレンジドで知的障がい者が描いた絵画デザインを企業に利用してもらい、その利用料を就労支援事業所等へ助成する。

### 3 平成30年度予算額

58,365千円

# 子ども発達支援事業

## ①発達障がい者支援体制整備事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージに応じた支援を行う。

### 2 事業の概要

#### (1) 実施方法等

- ・東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンドで実施する。(運営は社会福祉法人に委託)

#### (2) 事業内容

- ・地域支援マネジャーを中心に市町村等の発達障がい者支援をサポートする。
- ・発達障がい者等への支援を行う市町村や関係機関に対する助言・指導を行う。
- ・発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行う。
- ・家族支援として、ペアレントメンターによる相談や普及啓発等を行う。
- ・発達障がいに関する県民向けフォーラムの開催や、支援機関の職員、保健師、保育士等への研修を行う。

### 3 平成30年度予算額

67,856千円

## ②在宅心身障がい児援護事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

障がい児(者)施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障がい児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援する。

### 2 事業の概要

#### (1) 重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業

利用できる通所支援施設がない地域に在住する重症心身障がい児(者)が、専門的療育を安定して受けることができるよう、社会福祉法人島根整肢学園が行うサービスの巡回又は送迎にかかる経費について助成する。(県10/10)

- ①巡回方式・・・松江 → 安来、雲南、出雲市内の5か所に週1回巡回  
江津 → 益田に週2回巡回

- ②送迎方式・・・島根療護園利用者のうち片道概ね1時間以上の者を対象

#### (2) 重症心身障がい児(者)サービス基盤整備事業

障がい福祉サービス事業者(医療機関である事業者を除く)が看護職員を加配し、医療的なケア①の必要度が高い超重症児(者)等を受け入れる体制を整え、児童発達支援やショートステイ等を提供した場合、児童福祉法及び障害者総合支援法の個別給付等への上乗せ助成(県10/10)を行い、在宅の重症心身障がい児(者)の家族の負担軽減を図る。

#### (3) 医療的ケア児支援体制整備事業

医療的ケアが必要な障がい児が地域において適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関が連携を図るための協議会を開催する。

#### (4) 在宅心身障がい児関係補助金

心身障がい児療育キャンプの開催費等を補助し、障がい児の社会適応能力の習得を進める。

### 3 平成30年度予算額

65,527千円

### ③島根県障がい児支援事業

(担当課 障がい福祉課)

#### 1 趣 旨

早期療育は、障がい児の障がい軽減・社会適応能力の向上を図る上で重要な取り組みであることから、どの地域でも平等に療育が受けられ、療育を受けやすい環境が整うよう、市町村が実施する療育事業等を支援する。

#### 2 事業の概要

##### (1) 子ども発達支援事業費補助金

市町村が実施する就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動、ボランティア等との交流事業を支援する。また、障がい児等の家族への支援として市町村が行う、障がい児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援する。

①実施主体 市町村

②負担割合 県1/2、市町村1/2

#### 3 平成30年度予算額

9,688千円

### ④子どもの心の診療ネットワーク事業

(担当課 障がい福祉課)

#### 1 趣 旨

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、拠点病院（県立こころの医療センター）・協力病院（島根大学子どものこころ診療部）を中核とし、各圏域において医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した子どもの心の支援体制の構築を図る。

#### 2 事業の概要

##### (1) 子どもの心の診療支援事業

- ・全県ネットワーク会議等の開催
- ・各圏域でネットワーク会議の開催や事例検討会、子どもの心の健康相談会の実施

##### (2) 拠点病院における相談支援体制強化事業

- ・心理職等3名を配置し、病院及び各圏域の相談支援体制を強化
- ・ケースへの理解を深め、専門性向上を図るため症例検討会を実施

##### (3) 発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業

- ・協力病院に委託し、県内のかかりつけ医等を対象に、発達障がい等子どもの心の診療にかかわる研修を開催
- ・小児科医や精神科医を対象に子どもの心に関わる事例検討会を開催

##### (4) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業

- ・専門職（看護師・保健師等）を対象にした研修会の開催
- ・医師及び専門職員を研修会へ派遣

#### 3 平成30年度予算額

15,080千円

# ひきこもり支援センター事業

(担当課 障がい福祉課)

## 1 趣 旨

ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談・支援を行い、関係機関と連携し、必要に応じて支援機関等につなぐことにより、当事者の自立を支援する。

## 2 事業の概要

### (1) ひきこもり支援センターの設置

心と体の相談センターにひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談、支援を行う。

### (2) 主な事業内容

- ・ひきこもり相談：本人や家族等からの相談に応じ、必要な支援を行う。
- ・家族教室の開催：各圏域において、家族教室を開催する。
- ・家族会支援：全県の家族会への支援を行うとともに、各地域での家族会結成を促す。
- ・研修会の開催：市町村、支援機関その他支援関係者への研修を行う。
- ・技術支援：一次的相談窓口である市町村に対する技術支援を行う。
- ・ネットワーク構築：関係機関からなる県連絡協議会、圏域連絡協議会の開催
- ・普及啓発：リーフレットの配布等、ひきこもり支援に関する広報・情報提供等を行う。
- ・その他：その他ひきこもり支援を目的とした事業

## 3 平成30年度予算額

7, 104千円



# 生活保護費の給付事業 生活保護の適正実施事業

(担当課 地域福祉課)

## 1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（19市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所への支援を行います。

## 2 事業の概要

### (1) 指導監査の実施

①県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

- ・法施行事務ヒアリング（19福祉事務所）
- ・一般監査（特別指導監査及び厚生労働省監査の実施事務所を除く17福祉事務所）
- ・特別指導監査（1福祉事務所）
- ・特別監査（特定の事項に問題がある福祉事務所） 等

### (2) 市町村福祉事務所への支援

- ・適正実施のための相談・指導
- ・人材育成のための研修開催
- ・優良事例等横展開

## 3 平成30年度予算額

104,258千円

# 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費

(担当課 地域福祉課)

## ①生活困窮者自立相談支援事業の推進

### 1 趣 旨

生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が行われ、就労による自立や早期の生活再建が図られるよう県内の体制の充実を支援する。

### 2 事業の概要

生活困窮者自立相談支援機関の職員等に対する研修機会の提供

### 3 平成30年度予算額

229千円

## ②子どものセーフティネットの推進

### 1 趣 旨

貧困の状態にある子どもを発見し適切な支援につなぐため、島根県子どものセーフティネット推進計画に基づき、関係機関との連携体制を図る。

### 2 事業の概要

子どものセーフティネット推進委員会等の開催

### 3 平成30年度予算額

179千円

## 地域医療の支援事業（在宅医療の推進）

（担当課 医療政策課）

### 1 趣旨

地域包括ケア推進のため、訪問診療や訪問看護を行う医療機関への支援を行い、在宅医療の充実を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 条件不利地域で在宅医療を行う病院や訪問看護ステーション等の運営を支援
- (2) 訪問診療用機器整備の支援
- (3) 在宅医療に係る人材の育成
- (4) 病床機能の転換や在宅医療を推進するため、病院等との調整を行う人材を配置

### 3 平成30年度予算額

84,173千円

## 地域医療の支援事業（ドクターヘリの運航）

（担当課 医療政策課）

### 1 趣旨

救急医療の確保・充実を推進するため、ドクターヘリ等の運航により患者搬送体制の強化を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 国庫補助事業による運航委託
- (2) 地域医療再生基金（JA寄付分）を活用した補助限度額超過分の運航
- (3) 広域連携負担金

### 3 平成30年度予算額

353,647千円

## 地域医療の支援事業（地域医療連携ITシステム支援事業）

（担当課 医療政策課）

### 1 趣旨

地域包括ケア推進のため、県内の医療機関の役割分担と連携促進を図り、医療の質の向上と在宅医療を推進するための情報基盤整備を行う。

### 2 事業の概要

- (1) 医療情報ネットワーク（まめネット）基盤の運営への支援
- (2) 電子カルテ整備改修支援

### 3 平成30年度予算額

235,477千円

# 地域医療の支援事業（地域医療提供体制構築事業）

（担当課 医療政策課）

## 1 趣 旨

医療提供体制の維持・強化のために必要な施設・設備の整備を支援するとともに、地域包括ケア病床への転換など、各医療圏域で合意が得られた医療機関間の機能分担・連携に対する支援等を行う。

## 2 事業の概要

- （1）医療機能の確保・充実のための施設設備整備の支援
- （2）病床機能転換等に伴う施設設備整備、人材確保の支援
- （3）医療機能の分化・連携を推進する取組への支援

## 3 平成30年度予算額

1, 197, 869千円

# しまねのがん対策推進事業

(担当課 健康推進課)

## ①科学的根拠に基づくがん検診の充実

### 1 趣 旨

島根県がん対策推進計画（H30（2018）～H35（2023）年度）におけるがんの年齢調整死亡率の低減目標を達成するため、がんの死亡率低減が明らかとなっている対策型検診について、精度管理の下、受診率の向上を図る。

### 2 事業の概要

臨床進行度早期がん（上皮内及び限局）で発見される割合を増加させ、がん死亡率の低減を図る。

- (1) 対策型検診を精度管理の下に実施
  - ①各がん部会（生活習慣病検診管理指導協議会）における精度管理及び受診率向上対策の検討
  - ②各市町村及び検診機関における検診実施の実態調査を実施
- (2) 働き盛り世代の受診率向上
  - ①かかりつけ医からの受診勧奨
  - ②受診機会の増に資するがん検診機器の整備を実施
  - ③従業員の健康づくり（健康経営）を行う事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定し、その取り組みが優良なものについて支援を実施※従業員等へのがん検診等の啓発等
- (3) 圏域単位で選定した重点的に取り組むがんの種類について、精度管理や受診率向上対策を実施

### 3 平成30年度予算

26,274千円

## ②患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療の実現

### 1 趣 旨

島根県がん対策推進計画（H30（2018）～H35（2023）年度）におけるがんの年齢調整死亡率の低減目標を達成するため、県内どこに住んでいても安心してがん医療が受けられ、患者やその家族の痛みやつらさが緩和され、生活の質が向上している状態を目指す。

### 2 事業の概要

全がんの5年相対生存率及び国立がん研究センターの患者体験調査において、納得のいく治療選択ができたと回答した患者、身体の苦痛や気持ちのつらさがないと回答した患者の割合をそれぞれ増加させる。

- (1) 国の拠点病院整備指針の改定に対応することで体制の維持を図る
  - ①がん診療連携拠点病院機能強化補助金
- (2) がん医療の地域連携の促進
  - ①益田赤十字病院の国地域がん診療病院指定にむけた支援事業
  - ②地域の病院へにおけるがんチーム医療の質向上のための研修委託事業
- (3) 治験や先進医療等に関する情報提供体制の構築
  - ①生殖機能温存のためのガイドラインの普及等による患者への情報提供体制の構築
- (4) 患者が望む場所で緩和ケアが受けられるよう地域の緩和ケア体制の強化
  - ①医療、介護従事者への緩和ケア研修の実施

### 3 平成30年度予算

65,014千円

### ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

#### 1 趣 旨

島根県がん対策推進計画（H30（2018）～H35（2023）年度）におけるがんの年齢調整死亡率の低減目標を達成するため、患者やその家族の治療や療養生活の悩みが軽減され、県民が自分や身近な人ががんに罹患しても、それを正しく理解し、向き合っている状態を目指す。

#### 2 事業の概要

国立がん研究センターの患者体験調査において、自分らしい日常生活が遅れていると回答した患者の割合を増加させ、また、周囲の人からがんに対する偏見を感じたり、不必要に気を遣われていると感じると回答した患者の割合をそれぞれ減少させる。

- (1) 患者のライフステージごとの課題に対応できるよう相談支援の充実を図る
  - ①患者、有識者等による世代別課題検討会議の実施
  - ②がん相談員等の資質向上のための研修の実施
  - ③ピアサポート（がんサロン・ピアサポーター）の充実のための研修の実施
  - ④がん治療による外見変貌へのケア相談会等を実施
  - ⑤健康経営を行う事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定し、その取り組みが優良なものについて支援を実施（再掲）※従業員に対する治療と仕事の両立支援
- (2) SNSを利用した双方向の情報発信の実施
- (3) 子どもへは学校でのがん教育が円滑に実施されるよう支援を実施
  - ①教職員に対し、がん教育にかかる研修会の実施
  - ②がん経験者、医療従事者、行政などによるがん教育の外部講師養成研修を実施
- (4) 大人へはメディア、SNS、ホームページ、勤務先の事業所等それぞれの特性を生かした情報提供を実施
  - ①学校でのがん教育授業を保護者へ公開した場合に外部講師を派遣
  - ②従業員の健康づくり（健康経営）を行う事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定し、その取り組みが優良なものについて支援を実施（再掲）※従業員等へのがんに関する情報提供

#### 3 平成30年度予算

20, 875千円

# 精神医療提供事業

## ①精神科救急医療体制整備事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

精神科救急情報センターを設置し、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能とすることにより、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障がい者の疾患の重篤化を軽減する。

### 2 事業の概要

#### (1) 精神科救急情報センター等事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し、精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備する。

①精神科救急に関する住民からの相談、医療機関、警察・消防からの照会等への対応

②精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整

③精神障がい者又はその家族等からの精神医療相談への対応

#### (2) 精神科救急医療施設事業

精神科救急医療施設において、休日又は夜間における緊急受診者に対する診療応需の体制を確保する。

### 3 平成30年度予算額

44,184千円

## ②心神喪失者等医療観察法医療体制整備事業

(担当課 障がい福祉課)

### 1 趣 旨

心神喪失又は心神耗弱の状態で大なる他害行為（殺人、放火、強盗、強姦、強制性交、強制わいせつ、傷害）を行い、不起訴処分となるか無罪等が確定した方に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進するための心神喪失者等医療観察法医療体制を整備する。

### 2 事業の概要

#### (1) 指定入院医療機関整備事業

県立こころの医療センターにおいて指定入院医療機関を運営する。

運営費負担金：40,868千円（国庫負担金10/10）

### 3 平成30年度予算額

40,868千円

# 医師の確保対策事業

(担当課 医療政策課)

## 1 趣旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

## 2 事業の概要

### (1) 現役の医師を『呼ぶ』対策

#### ① 県外医師の招へい

- ・Web広報等による情報発信、医学学会等でのPR
- ・県外医師との出張面談により地域医療を志す医師を招へい
- ・県外医師等を対象に県内医療機関視察ツアーを実施

#### ② 地域（医療機関・市町村）が行う取組への支援

### (2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策

#### ① 医学生向け奨学金貸与

- ・島根大学地域枠、緊急医師確保対策枠、県内定着枠
- ・鳥取大学島根県枠
- ・全国大学枠

#### ② 産婦人科等研修医向け研修資金の貸与

#### ③ 自治医科大学運営費負担

#### ④ 島根大学医学部等における医師の養成を支援

- ・島根大学医学部へ設けた寄附講座による医学生等への支援

#### ⑤ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営

### (3) 地域勤務医師を『助ける』対策

#### ① 県立病院等からの代診医派遣

#### ② 診療応援を受ける医療機関への支援

#### ③ 周産期医療体制確保のための医師の処遇改善（分娩業務手当等の助成）

- ・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成

## 3 平成30年度予算額

793,872千円

# 看護職員の確保対策事業

(担当課 医療政策課)

## 1 趣 旨

離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生していることから、「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業支援」「資質向上」の4つの柱で看護師をはじめとする看護職員の確保対策を推進する。

## 2 事業の概要

- (1) 県内進学促進対策
  - ① 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成
  - ② 民間看護師等養成所の運営費に対する支援
- (2) 県内就業促進対策
  - ① 県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠40名）
  - ② 過疎地域・離島の医療施設等への就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠20名）
- (3) 離職防止・再就業支援対策
  - ① 県ナースセンターを指定して無料職業紹介等を実施
  - ② 新人看護職員の合同卒後研修、教育担当者研修を実施
  - ③ 民間病院の院内保育所運営費に対する支援
  - ④ 病院の行う新人卒後臨床研修に対する支援
- (4) 資質の向上
  - ① 管理者研修、リーダー研修等の実施
  - ② 医療施設間での助産師の出向・受入を支援
  - ③ 医師等の判断を待たずに一定の診療の補助ができる看護師の研修受講支援・研修機関の設置を検討
  - ④ 島根県立大学に認知症認定看護師の養成コースを開設
  - ⑤ 緩和ケア研修の実施（健康推進課事業）
- (5) 助産師確保・活用対策  
助産師として県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与枠10名）

## 3 平成30年度予算額

590,188千円



# 結婚対策強化事業（平成の縁結び応援事業）

（担当課 子ども・子育て支援課）

## 1 趣 旨

未婚・晩婚化が少子化の大きな要因であることから、結婚や出産についての啓発を実施するとともに、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

## 2 事業の概要

### （1）しまね縁結びサポートセンター運営事業

結婚を望む男女の出会い、結婚の支援を行うため、県・市町村・関係団体・ボランティア団体等で「（一社）しまね縁結びサポートセンター」を設置・運営し、主として次の事業を行う。

- ①結婚相談、情報提供
- ②縁結びボランティア「はぴこ」による広域マッチング
- ③企業・市町村の結婚対策の支援
- ④情報の発信・県外婚活者の呼び込み
- ⑤出会いの場を創出するために地域団体等が行うイベント等への支援
- ⑥コンピューターマッチングシステムの導入

### （2）意識啓発・機運醸成事業

若年層への結婚、妊娠、出産に関し、関心と正しい理解をもってもらえるよう講座を実施するとともに、地域で結婚に関する関心や支援する機運を醸成するための取り組みを展開する。

## 3 平成30年度予算額

103,109千円

# お産あんしんネットワーク事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

## 2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を補助
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会（県立中央病院へ委託）

## 3 平成30年度予算額

43,004千円

# 女性の健康相談事業

(担当課 健康推進課)

## ①不妊専門相談センター事業

### 1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

### 2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 15：00～17：00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

### 3 平成30年度予算額

2,202千円

## ②思春期専門相談事業

### 1 趣 旨

思春期の性に関する相談を気軽にできる体制を確立し、正しい知識及び情報提供と保健指導を行うことにより、健康の自己管理や性の自己決定ができるよう支援し、思春期の男女の健全育成を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

- (1) 運営体制：島根県助産師会に委託
- (2) 相談対象者：原則として、島根県に住所を有する思春期の男女及びその保護者
- (3) 相談対応者：助産師
- (4) 相談時間：1日24時間、年間通じて対応する。
- (5) 相談方法：専用の回線により、電話相談を受け付ける。

### 3 平成30年度予算額

100千円

# 不妊治療支援事業

## ①特定不妊治療費助成事業

(担当課 健康推進課)

### 1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

- (1) 対象治療：体外受精及び顕微授精
- (2) 助成対象者：法律上の夫婦
- (3) 給付内容：治療1回につき上限額15万円（初回申請のみ30万円、男性不妊治療を実施した場合には15万円上乗せ。但し凍結胚使用及び採卵できなかった場合は上限が7万5千円、）  
初回治療開始時の妻の年齢が43歳未満の場合のみ助成対象  
初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは通算助成回数は6回まで  
初回治療開始時の妻の年齢が40歳以上であるときは通算助成回数は3回まで  
年間助成回数及び通算助成回数期間については制限しない。
- (4) 所得制限：年間730万円未満（夫婦合算所得額）

### 3 平成30年度予算額

123,741千円

## ②男性不妊検査費助成事業

(担当課 健康推進課)

### 1 趣 旨

男性が不妊検査を受けた場合にその費用を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

### 2 事業の概要

- (1) 助成対象：法律上の婚姻関係にある夫婦であって、男性不妊検査を受けた者
- (2) 助成内容：男性不妊検査に要した費用の7割の額とし、上限額2万8千円まで。

### 3 平成30年度予算額

5,595千円

# 親と子の医療費助成事業

## ①乳幼児等医療費助成事業

(担当課 健康推進課)

### 1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

### 2 事業の概要

#### (1) 助成内容

下表の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。  
本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。  
(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

	対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
①	0歳から小学校就学前幼児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
②	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等 16疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

[慢性呼吸器疾患等16疾患群]

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

#### (2) 助成方法

表アの場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表イの場合は、償還方式により助成。

### 3 平成30年度予算額

606,303千円

## ②先天性代謝異常検査事業

(担当課 健康推進課)

### 1 趣 旨

身体や精神の発達に障がいを生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、島根大学医学部附属病院においてスクリーニング検査を実施する。

検査費用は県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

#### (2) 検査機関：島根大学医学部附属病院

### 3 平成30年度予算額

17,931千円

### ③障がい児療養支援事業

(担当課 健康推進課)

#### 1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

#### 2 事業の概要

##### (1) 交通費等助成

###### ①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査又は術後検査の際の交通費についても助成対象としている。

②実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

③助 成 額：定額方式

##### (2) 滞在資金貸付

###### ①事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

②実施主体：島根県社会福祉協議会

③貸 付 額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

#### 3 平成30年度予算額

5,515千円

## 第1子・第2子に係る保育料軽減事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

### 1 趣旨

若い子育て世帯等の経済的負担を軽減することにより、希望どおりの人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

### 2 事業の概要

認可保育所若しくは認定こども園に入所している児童又は家庭的保育事業等若しくは特例保育による保育を利用している一定所得以下の世帯について、第1子・第2子の3歳未満の児童に係る保育料を市町村が本来定める保育料から1/3以上軽減する。

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 県10/10

### 3 平成30年度予算額

306,674千円

## 第3子以降保育料軽減事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

### 1 趣旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

### 2 事業の概要

認可保育所、認定こども園、へき地保育所、保育型児童館若しくは認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。)に入所している児童又は家庭的保育事業等若しくは特例保育による保育を利用している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

- ①実施主体 市町村
- ②補助率 県1/2

### 3 平成30年度予算額

120,082千円

# 待機児童ゼロ化事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

待機児童発生市町村において、定員を増やし、年度途中の入所受入れを積極的に行う保育所等に対して、保育士の人件費の一部を補助することにより、保護者が希望する時期に保育所等に入所できる環境を整備する。

## 2 事業の概要

### (1) 事業内容

保育所等が、定員を増やし、かつ、年度途中の受入れが可能となるように保育士を余剰に配置している場合、保育士の人件費の一部を補助

### (2) 対象

待機児童発生市町村において、定員を増やした保育所又は認定こども園

### (3) 補助基準

各月における受け入れ可能な児童数（0歳児）に応じ、保育士人件費の一部を補助

- ・ 3人 200千円/月
- ・ 2人 132千円/月
- ・ 1人 66千円/月

### (4) 負担割合

県1/2 市町村1/2

## 3 平成30年度予算額

34,239千円



# 保育所等整備支援事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

保育所等の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所等、施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

## 2 事業の概要

(1) 保育所等緊急整備事業（基金事業）

安心こども基金を活用し、保育所の整備を行う。

(2) 認定こども園施設整備

認定こども園施設整備交付金（文部科学省）を活用し、認定こども園の整備を行う。

## 3 平成30年度予算額

78,034千円

# 保育所等運営支援事業(保育人材確保等事業)

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

保育の人材確保に向けて、就職説明会やセミナーの実施、修学資金の貸付等既存の支援策を着実に実施するとともに、平成29年度から開始した、潜在保育士等の復職を支援する「しまね保育人材バンク」の運営や保育実習生に対する旅費の支援などを通じて、更に取り組みを強化する。

## 2 事業の概要

- (1) 新卒保育士確保支援事業(島根県福祉人材センター委託事業)  
県内就職相談会、県外ガイダンス、離島及び県西部の保育所における人材確保の取組を支援する。
- (2) 保育士・保育所支援センター運営等事業(島根県福祉人材センター委託事業)  
潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。
- (3) 保育士バンク設置・運営事業(島根県福祉人材センター委託事業)  
保育士確保対策の更なる強化策として、潜在保育士等の復職を支援するしまね保育人材バンクの設置・運営等の事業を実施する。
- (4) 保育士修学資金貸付等事業
  - ① 保育人材の確保を目的とし、以下の修学資金の貸付等の事業を実施する。
    - ・ 保育士修学資金貸付
    - ・ 保育補助者雇上費貸付
    - ・ 就職準備金貸付
    - ・ 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付
    - ・ 未就学児をもつ保育士の子ども預かり支援事業利用料金の一部貸付
- (5) 保育士資格取得支援事業
  - ① 認定こども園や保育所等における保育士確保のため、対象者の保育士資格取得を支援する。
    - ・ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
    - ・ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
    - ・ 保育所等保育士資格取得支援事業
    - ・ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- (6) 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業  
保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許更新講習を受講する際に、代替として雇い上げた保育士等の雇上費の補助を行う。
- (7) 保育実習生等に対する旅費支援事業  
保育実習やボランティアについて、島根県内での実習等を促し、県内での就職に繋げるため、実習等に要する旅費の助成を行う(ふるさと島根寄附金充当事業)。
- (8) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業  
保育士資格を有する者が特例により幼稚園免許状を取得するための受講料等の補助を行う。
- (9) 支援員認定研修  
地域の実情やニーズに応じて、子育て支援の担い手となる子育て支援員の認定研修を実施する。

## 3 平成30年度予算額

42,924千円

# しまね結婚・子育て市町村交付金事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

市町村が実施する、出生数増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境整備等に対し交付金を交付し、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 事業内容

市町村が新規又は拡充して取り組む出生数増加につながる、以下の事業メニューについて交付金を交付する。

#### ①結婚支援

「しまね縁結びサポートセンター」と連携した市町村毎の結婚支援体制づくりの推進 など

#### ②妊娠・出産支援

市町村に妊娠期から子育て期にわたるまでの総合窓口の設置 など

#### ③子育て支援

地域の実情に応じた保育士確保対策の実施 など

#### ④両立支援

育児休業取得や短時間勤務などに取り組む企業の支援 など

#### ⑤保育料軽減

新規又は拡充して取り組む保育料負担の軽減

#### ⑥市町村提案事業

出生数の増加に資するものとして、市町村が提案するソフト事業

### (2) 補助率

県1/2 市町村1/2

## 3 平成30年度予算額

150,000千円

## しまねすくすく子育て支援事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

### 1 趣 旨

人口問題が顕在化し、少子化対策のより一層の強化が求められることから、地域課題やニーズに基づいた「子育て支援」の取組みを行う。

### 2 事業の概要

#### (1) 市町村交付金事業

##### ①全10事業を評価対象事業として実施する。

(県単一時保育事業、県単ファミリーサポートセンター事業、放課後児童の預かり事業、県単地域子育て支援センター事業、子育て講座事業、地域交流活動事業、障がい児等保育対策事業、児童の健康・安全のための活動推進事業、認可外保育施設入所児童処遇改善事業、非常用災害等に対する防災対策事業)

#### (2) 県実施事業

##### ①子育て情報発信事業

##### ②NPO等民間団体ネットワーク化

### 3 平成30年度予算額

101,337千円

## 民間保育所運営対策事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

### 1 趣 旨

児童が減少傾向にある離島・中山間地域の保育所に対し、地域の子育て拠点の維持を図ることを目的として、その運営に係る経費の一部を助成する。

### 2 事業の概要

しまねすくすく子育て支援事業から分離した、平成30年度からの新規事業。

市町村以外の者が設置する定員20人の保育所であって、各月初日の在籍児童数の合算数が240人未満の保育所に対して、運営費の一部を助成を行う。

### 3 平成30年度予算額

32,030千円

# 地域の子育て支援事業

## 地域子ども・子育て支援事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

### 1 趣 旨

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業について補助を行い、地域の子育て支援の充実と着実な事業実施を推進する。

### 2 事業の概要

主な事業	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握等を行う。
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言その他の援助を行う。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

### 3 平成30年度予算額

832,707千円

# 病児保育促進事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

保護者が働きながら安心して子育てするためには、児童が病気のため集団保育を受けることが困難な時に、一時的に安心して預けられる病児・病後児保育施設が必要である。

については、病児保育事業の未実施市町村の解消及び実施施設の増を促すため、市町村が行う病児保育施設の開設に係る経費の補助を行う。

## 2 事業の概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設の創設及び改築、拡張、大規模修繕、開設準備経費に要する費用の一部を補助する。

## 3 平成30年度予算額

35,332千円

# 放課後児童クラブ支援事業

(担当課 子ども・子育て支援課)

## 1 趣 旨

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 放課後児童健全育成事業運営費補助

放課後児童健全育成事業を実施している市町村に対し、放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費の一部を子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）として補助する。

### (2) 放課後児童クラブ施設整備補助

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブを実施するための施設の創設や改築、拡張、大規模修繕等に要する費用の一部を島根県子ども・子育て支援整備交付金として補助する。また、各市町村の施設整備を促進するため、当該交付金における市町村及び法人系の負担分の1/2の県単上乗せを平成30年度から実施する。

### (3) 島根県放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において配置基準が定められた放課後児童支援員について、その資格者を認定するための研修を、国の策定する都道府県認定資格研修ガイドラインに基づき実施する。

### (4) 放課後児童支援員キャリアアップ研修

児童福祉の増進及び児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ支援員等資質向上を図るための研修事業を実施する。

## 3 平成30年度予算額

532,403千円

内訳	放課後児童健全育成事業運営費補助（再掲）	417,657千円（417,657千円）
	放課後児童クラブ施設整備補助	104,823千円（104,823千円）
	島根県放課後児童支援員認定資格研修	5,477千円（2,739千円）
	放課後児童支援員キャリアアップ研修	4,446千円（2,223千円）

## みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

（担当課 子ども・子育て支援課）

### 1 趣旨

「こっころ」を“地域みんなで子育て応援”の統一ブランドとし、行政・企業・団体等と連携、協力しながら子育てしやすい環境づくりを目指す。

### 2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）  
こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、地域みんなで子育てを応援する気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。
- (2) みんなで子育て大賞事業（こっころ大賞事業）  
子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、子育て支援団体、ことのは大賞の3部門を設け、知事表彰を行う。
- (3) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）  
子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域づくり」を進める。
- (4) みんなで子育て応援施設設備整備事業（赤ちゃんほっとルーム事業）  
ベビーベッドや授乳スペースなどを有する施設を「赤ちゃんほっとルーム」に登録し、広く周知することにより、乳幼児を連れて安心して外出できる環境づくりを行う。
- (5) みんなで子育て情報発信事業  
子育て支援センターや子育てサロンの行事予定、こっころ協賛店からのお知らせ、親子で出かけられるイベント情報などを、「こっころ通信」登録者にメールマガジンで配信する。また、スマートフォン対応サイト「しまね子育て応援サイトこことも」を随時更新し、子育てに必要な情報をタイムリーに提供する。

### 3 平成30年度予算額

8,534千円

## 仕事と家庭の両立支援事業

（担当課 子ども・子育て支援課）

### 1 趣旨

労働者が、働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての機運醸成と子育て支援企業の育成を図る。

### 2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度  
従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。
- (2) こっころカンパニー認定拡大事業  
労務管理の専門家等と連携し、未登録企業に対するこっころカンパニー認定制度の説明及び就業環境の改善を通じた登録の働きかけを行う。
- (3) イクメン・イクボス養成事業  
部下の子育てを理解し、積極的に応援する上司（イクボス）を養成するため、研修や表彰を行う。また、育児に積極的に参加する男性（イクメン）を養成するため、研修や啓発を行う。

### 3 平成30年度予算額

2,828千円

# 子どもと家庭相談体制整備事業

(担当課 青少年家庭課)

## 1 趣 旨

弁護士や医師の配置による専門的な体制の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

## 2 事業の概要

### (1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

児童相談所に虐待対応専門スタッフとして、精神科医を配置し、島根大学からは法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。

### (2) 虐待防止地域連携強化事業

①11月の児童虐待防止推進月間に虐待防止県民運動を展開し、街頭啓発活動等を実施する。

②子ども専用相談電話を開設する団体に対して助成を行う。また、子ども電話相談員の養成講座の募集を広く呼びかけるなど、体制の充実を図る。

### (3) 児童虐待防止対策強化事業

職員の専門性向上、児童相談所の体制強化のための環境改善などの総合的な対策を実施する。

### (4) 児童福祉法改正に係る体制整備事業

①児童福祉法に規定された弁護士・保健師の配置、児童福祉司等に係る義務研修の実施等を通じて児童相談所の専門性強化を図る。

②要保護児童対策調整機関の専門職研修、ブロック別スキルアップ研修等の実施により、市町村における身近な支援等の対応力向上を図る。

## 3 平成30年度予算額

76,766千円



# 施設入所児童支援事業 児童養護施設退所者等自立支援事業

(担当課 青少年家庭課)

## 1 趣 旨

児童入所施設等入所中又は里親等へ委託中及びこれらを退所又は解除となった者に対し、進路先に応じた自立支援資金を貸し付け円滑な自立を支援する。

## 2 事業の概要

- (1) 実施主体：島根県社会福祉協議会（県からの補助による）
- (2) 実施期間：平成28年度～平成30年度
- (3) 事業内容
  - ①進学者に対するもの（ただし保護者等からの経済的援助が見込まれない者に限る。）
    - ・生活支援費（月額5万円）、家賃支援費（1月あたりの生保基準相当額）
    - ・貸付期間：大学等の正規修学期間
  - ②就職者に対するもの（ただし保護者等からの経済的援助が見込まれない者に限る。）
    - ・家賃支援費（1月あたりの生保基準相当額）
    - ・貸付期間：退所及び委託解除後2年を限度として就業している期間
  - ③資格取得希望者に対するもの
    - ・資格取得支援費（資格取得に要する費用の実費。ただし25万円を上限とする。）
- (4) 返還免除
  - ①進学者：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、5年間就業を継続した場合
  - ②就職者：5年間就業を継続した場合
  - ③資格取得者：2年間（大学等へ進学した後貸付を受けた場合は、卒業した日から1年以内に就職しかつ2年間）就業を継続した場合

※その他返還免除、債務履行猶予等あり

## 3 平成30年度予算額

4, 065千円

# 里親委託児童支援事業

(担当課 青少年家庭課)

## 1 趣 旨

児童虐待相談等の社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親に対する研修を実施し、児童の処遇の向上及び自立支援を図るとともに、新規里親開拓のための広報啓発活動及び里親支援を実施する。

## 2 事業の概要

- (1) 里親育成事業
  - ①里親の資質向上のための研修及び専門里親を養成するための研修を実施する。
  - ②児童福祉施設入所児童等を対象に、社会性の育成、情緒の安定及び退所後の自立を促進することを目的とした家庭生活体験事業を実施し、併せて里親登録及び里親への委託の促進を図る。
- (2) 里親支援事業  
里親制度の普及啓発、新規里親の開拓や登録里親に対する相談・援助を行うことで、里親委託を推進するとともに、里親への支援体制の充実を図る。

## 3 平成30年度予算額

4, 773千円

# 困難を有する子ども・若者支援事業

(担当課 青少年家庭課)

## 1 趣 旨

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とした相談支援体制並びに子ども・若者を支援するネットワークの整備・充実を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 圏域ネットワーク整備事業

大田市・江津市を中心とした圏域ネットワークを構築し、地域資源の相互活用、普及啓発、人材育成等を進め、子ども・若者の自立支援体制の強化を図る。

①各圏域ごとの情報共有・連携のための会議の開催

②人材育成のための研修会の開催

③啓発のための講演会の開催

④広報事業等の実施

### (2) 島根県子ども・若者支援助地域協議会運営事業

「島根県子ども・若者支援助地域協議会（H23年度設置）」の運営により、県内の関係機関・団体との情報共有と連携の強化を図るため会議を開催する。

### (3) 子ども・若者広域支援事業

松江・出雲・大田・浜田・益田の5市の相談センターを中心とした圏域ごとに、居場所・就労体験事業を充実させるとともに支援体制の広域化を図る。

### (4) 農業等との連携による自立支援事業

相談センターにコーディネーターを配置し、子ども・若者への自立支援に理解のある農業従事者等とのネットワークを構築し、支援を希望する子ども・若者とのマッチングを行い、農業（就労）体験等を通じて、自立につなげるモデルを構築する。

## 3 平成30年度予算額

21,275千円

# ハンセン病療養所入所者等支援事業

(担当課 健康推進課)

## 1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

## 2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者のうち希望者に対し島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

## 3 平成30年度予算額

1, 501千円

# 女性相談事業

(担当課 青少年家庭課)

## 1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、配偶者、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

## 2 事業の概要

- (1) 女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し、電話や面接による女性相談を実施
- (2) 弁護士や精神科医による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
  - ①女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
  - ②DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) デートDVをはじめとする若年層に対する暴力の予防啓発
- (6) 性暴力被害者支援事業の実施

## 3 平成30年度予算額

47,524千円

## 年 間 行 事

名称、提唱日	趣 旨
○世界自閉症啓発デー 4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取り組みが始まった。
○発達障害啓発週間 4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。
○児童福祉週間 5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていく。
○看護週間 5月6日～12日 看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女を問わずだれもが育むきっかけとする。
○しまね高血圧予防キャンペーン 日本高血圧の日 5月17日を含む概ね1か月間	高血圧の予防や適正管理について広く県民に啓発することにより、脳卒中等の発症予防に寄与する。
○民生委員・児童委員活動強化週間 5月12日～18日 民生委員・児童委員の日 5月12日	民生委員・児童委員について地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことを目的に、PR活動等を行う。
○禁煙週間 5月31日～6月6日 ○世界禁煙デー5月31日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
○不正大麻・けし撲滅運動 5月～6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。
○水道週間 6月1日～7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資する。
○H I V検査普及週間 6月1日～7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起しH I V検査の普及啓発を図る。
○歯と口腔の健康週間 6月4日～10日	歯と口腔の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
○食育月間 6月1日～30日 ○食育の日 毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。

名称、提唱日	趣 旨
○「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動 6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。
○愛の血液助け合い運動 7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
○夏期の食品衛生強化月間 7月1日～31日	食品の衛生的取り扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係業者等に対する監視指導の強化を図り、もって夏期における食中毒の発生防止と食品衛生の向上を図る。
○青少年の非行・被害防止 全国強調月間 7月1日～31日	青少年の非行防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。
○肝臓週間 7月23日～7月29日 ○日本肝炎デー 7月28日	ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。
○こっころフェスタ 7月～10月	地域全体で子育てを支援する機運情勢を図り、より多くの方に子育てしやすい島根を実感してもらうことを目的に、多世代参加型の子育て啓発イベントを開催する。
○食品衛生月間 8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。
○がん征圧月間 9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広くPRするため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。
○健康増進普及月間 9月1日～30日	生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての理解を深め、健康づくりの実践を促進するための啓発を行う。
○障害者雇用促進月間 9月1日～30日	広く国民に対して障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に、国及び県等において啓発活動を行い、障がい者雇用の気運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援する。
○自死予防週間 9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が自殺対策基本法において定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
○老人週間 9月15日～21日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
○動物愛護週間 9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
○結核予防週間 9月24日～30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 10月1日～31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
○里親を求める運動 10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。

名称、提唱日	趣 旨
○臓器移植普及推進月間 10月1日～31日	臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。
○骨髄バンク推進月間 10月1日～31日	骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。
○麻薬・覚醒剤乱用防止運動 10月1日～11月30日	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。
○薬と健康の週間 10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
○精神保健福祉普及運動週間 国の指定する期間 (H29実績 10/16～10/22)	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。
○介護の日 11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。
○アルコール関連問題啓発週間 11月10日～16日	国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的として啓発活動を行う。
○子供・若者育成支援強調月間 11月1日～30日	子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。
○「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」強調月間 11月1日～30日	大人と子ども、大人同士、子ども同士が、笑顔で声をかけ合うことで、ふれあいの力を培い、絆を深め合って生きるために、この運動を全県的に推進する。
○乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間 11月1日～30日	乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳幼児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対策が強く求められている。 12月以降の冬季に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるために、11月に対策強化に取り組む。
○児童虐待防止推進月間 11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。

名称、提唱日	趣 旨
○女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日	11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。
○糖尿病週間 11月14日～20日 ○世界糖尿病デー 11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。
○年末の食品衛生強化月間 12月1日～31日	年末における食品の衛生的な取り扱いや、調理従事者の健康管理の状況などについて、食品関係業者等に対し監視指導することにより、ノロウイルスなどをはじめとする食中毒の発生防止を図る。また、食品の流通量が増加することから、食品及び添加物の適正な表示の実施等について食品関係業者等に対する監視指導を強化することにより、食品等の表示の信頼性を確保する。
○世界エイズデー 12月1日	12月1日は国連が定めた「世界エイズデー」であり、エイズに関する啓発活動などを実施する。
○国際障害者デー 12月3日	障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
○障害者週間 12月3日～9日	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。
○はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月28日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。
○自殺対策強化月間 3月1日～31日	自殺対策基本法において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。
○世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日	腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師やコメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。
○しまね家庭の日 毎月第3日曜日	「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。



# 審 議 会 等 一 覧

## (1) 法令によるもの

平成30年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	<b>島根県社会福祉審議会</b> ・民生委員審査、身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条及び島根県社会福祉審議会条例の規定による社会福祉及び児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	49人 (臨時委員27名を含む)
医療政策課	<b>島根県医療審議会</b> ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	30人 (専門委員16人含む)
	<b>島根県地域医療支援会議</b>	○医療法第30条の2第3項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	29人
	<b>島根県准看護師試験委員</b>	○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務	14人
健康推進課	<b>島根県国民健康保険審査会</b>	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	<b>島根県後期高齢者医療審査会</b>	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	<b>島根県指定難病等審査会</b>	○難病の患者に対する医療等に関する法律第8条に基づく指定難病審査会及び児童福祉法第19条の4に基づく小児慢性特定疾病審査会として設置され、支給認定申請があった場合における可否の審査事務	9人
高齢者福祉課	<b>島根県介護保険審査会</b>	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
子ども・子育て支援課	<b>島根県子ども・子育て支援推進会議</b>	○子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき設置。地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に関する事務	17人

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県障がい者施策審議会	○障害者基本法第36条第1項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	14人
	島根県障害者介護給付費等不服審査会	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人
	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	9人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	30人
薬事衛 生課	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき各保健所に感染症の診査に関する協議会を設置（2以上の保健所について1の協議会を置くことが出来る）し、就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	40人
	島根県公害健康被害認定審査会	○公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定に基づき公害健康被害認定審査会を設置し、指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

## （2）条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	9人

## 各種相談事業一覧

平成30年4月1日現在

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する方々が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,007人 うち松江市 498人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力をを行う。	市町村	265人 うち松江市 57人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会(県補助)	452人 専門員42人 生活支援員 410人
福祉サービスに関する苦情解決事業(島根県運営適正化委員会)	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あっせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会(県補助)	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療政策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者へ委託(看護師、医師が対応)	—
原子力防災に係る安定ヨウ素剤電話相談	安定ヨウ素剤に関する医学的相談 利用時間：平日 9:00～17:00	民間電話相談事業者・専門機関へ委託(看護師、医師が対応)	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会(県内各地)	15人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	3人

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
女性相談員	様々な悩みを抱える女性、DV被害者に対する相談・自立支援	女性相談センター 各児童相談所	11人
性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」	女性相談センターにおいて、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、性暴力被害者の支援を行う。	女性相談センター	—
母子父子自立支援員	母子・父子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	24人
母子父子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	母子・父子家庭・寡婦等の生活等に関する相談や職業紹介など、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉センター)	3人
子どもと家庭電話相談室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (フリーダイヤル・祝日・年末年始除く毎日9:00～21:30)		12人
身体障がい者相談員	身体障がい者の更生、援助の相談、指導。	島根県身体障害者団体連合会	6人
重症心身障がい児(者)相談員	重症心身障がい児(者)に対する相談、指導。		3人
心の健康相談 (各保健所・心と体の相談センター)	各保健所や心と体の相談センターにおいて心の相談、精神医療に係る相談や社会復帰相談、アルコール等の精神保健福祉全般の相談。	各保健所 心と体の相談センター	—
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談。	ひきこもり支援センター 各保健所	—
心と体の相談センター	身体障がい者の更生・援助の相談、指導。 知的障がい者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談、指導。	心と体の相談センター	16人
高齢者医薬品安全使用講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
不妊専門相談センター	不妊等に関する悩みについて相談、助言を行うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる相談、予約による面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援センター	難病に関する相談や情報提供を行うとともに、患者家族会の支援や就労支援等を実施。	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 (県委託)	—
思春期専門相談センター	思春期の性に関する相談、保健指導を行う。	一般財団法人島根県助産師会 (県委託)	—
医療勤務環境改善支援センター	各医療機関が策定する「勤務環境改善計画」の策定、実施、評価等を、ワンストップで、かつ、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポートする。	県庁医療政策課	—
薬物乱用相談窓口	薬物乱用に関する本人及び家族等からの相談への助言、指導を行う。	各保健所 心と体の相談センター(依存症に関する相談)	—
しまね縁結びサポートセンター (結婚相談)	結婚を望む男女の出会い・結婚の支援を行う。	(一社)しまね縁結びサポートセンター (松江・浜田)	—
がんピアサポーター	がんの治療体験者が、がんの正しい知識などを身につけ、自分の体験を活かしてがん患者への相談を実施する。	島根大学医学部附属病院 (県委託)	27人
しまね認知症コールセンター	認知症の人やその家族等からの相談を受け、必要に応じて関係機関の支援へ適切につなぐ。	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部 (県委託)	
しまね若年性認知症相談支援センター	若年性認知症に関する相談や就労支援などを含めた支援や情報提供を行う。	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部 (県委託)	

# 地 方 機 関 一 覧

平成30年4月1日現在

## 【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
<b>保健所</b> (地域保健法 § 5)	○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 ・総務保健部：総務課(総務担当)、健康増進課、医事・難病支援課、心の健康支援課(松江、出雲) (隠岐:総務医事課、地域健康推進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導課、環境保全課、検査課(浜田)、動物愛護推進課(松江)、動物管理課(出雲)、 (隠岐:環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ)	松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町)
<b>福祉事務所</b> (社会福祉法 § 14)	○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。	
<b>保健環境科学研究所</b>	○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。) (平成24年4月の組織改正により原子力環境センターは防災部原子力安全対策課へ移管) ○研究所の組織 ・総務企画部：総務企画課、健康福祉情報課、企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌科、ウイルス科 ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境科、水環境科	松江市
<b>児童相談所</b> (児童福祉法 § 12)	○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。 ○平成17年度から、女性相談員を配置し女性相談業務を実施(隠岐相談室、出雲・浜田・益田児童相談所)	中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※ ( ) は分室
<b>食肉衛生検査所</b>	○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理化学検査室を整備して設置した検査機関 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌など食中毒菌による食肉の汚染防止や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○平成29年4月1日からと畜場に搬入された24ヶ月齢以上の神経症状等を呈する牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。))、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
総合福祉センター (東部・西部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障がいの相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障がいは西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託</li> <li>○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託</li> <li>○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会へ運営委託</li> <li>○指定管理者へ施設の管理を委託</li> </ul>	東部：松江市 (いきいきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内)
島根あさひ社会復帰促進センター診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所</li> <li>○県が国から診療所の管理運営を受託</li> </ul>	浜田市
松江高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○准看護師が看護師を目指すための養成所(2年課程)。</li> <li>修業年限3年の定時制</li> <li>○一般社団法人松江市医師会へ管理運営業務を委託</li> </ul>	松江市
石見高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。</li> <li>修業年限3年の全日制</li> <li>○公益社団法人益田市医師会へ管理運営業務を委託</li> </ul>	益田市
わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設</li> <li>○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施</li> </ul>	松江市
心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健福祉法※1 § 6) (障害者総合支援法※2 § 78)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。</li> <li>○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。</li> <li>○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置</li> </ul>	松江市
女性相談センター (売春防止法 § 34)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活上の様々な悩みを抱える女性やDV被害者等からの相談に応じ、情報提供、助言指導、一時保護、自立支援等の業務を行う機関</li> <li>○「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も有する。</li> <li>○性暴力被害者支援センター「たんぼぼ」として、性暴力被害に特化した相談専用電話を設置し、医療、心理、法律相談等の総合的な支援を行う。</li> </ul>	松江市、 (大田市) ※( )は分室

※1 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※2 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,387㎡ 延床面積：10,971㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RCIF 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：SIF 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子・父子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等）	西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター石見分室 貸出施設（研修室、体育室等）
	松江保健所 心と体の相談センター	県立西部社会教育研修センター
	その他の主な施設	その他の施設
	松江保健所 松江市（保健衛生課） シマネスクくにびき学園東部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター東部事務所 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会 公益財団法人島根県消防協会 一般社団法人島根県被害者サポートセンター しまね東部若者サポートステーション	シマネスクくにびき学園西部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 石見支所 浜田公証役場 特定非営利活動法人島根県障がい者 就労事業振興センター西部事務所 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター しまね西部若者サポートステーション



## 県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等	目 的	主な事業内容、県予算関係
<p><b>公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（旧財団法人島根難病研究所）</b></p> <p>○S51.3 設立 ○健康福祉総務課 所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 (※)整備法 § 44 (民法 § 34)</p>	<p>○代表者名 理事長 広沢卓嗣 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)</p>	<p>○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する</p> <p>○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業〔委託費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移植医療の推進 18,968千円</li> <li>・難病相談・支援センター事業 12,054千円</li> <li>・難病医療提供体制整備事業 4,633千円</li> </ul>
<p><b>公益財団法人島根県障害者スポーツ協会</b></p> <p>○S54.5 設立 ○障がい福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 (※)整備法 § 44 (民法 § 34)</p>	<p>○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 252,882千円 うち県197,882千円</p>	<p>○障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。</p> <p>○障がい者のスポーツ活動の振興 ○障がい者のスポーツ活動に関する調査研究及び啓発広報 ○障がい者のスポーツ活動の支援者育成</p> <p>(委託費) 障がい者スポーツ振興事業 41,534千円</p>
<p><b>社会福祉法人島根県社会福祉事業団</b></p> <p>○S40.7 設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22</p>	<p>○代表者名 理事長 長岡 隆 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)</p>	<p>○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p> <p>○第1種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームの設置経営</li> <li>・障がい者支援施設の設置経営</li> <li>・肢体不自由者更生施設の設置経営</li> </ul> <p>○第2種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の設置経営</li> <li>・聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営（委託費） 51,942千円</li> <li>・老人短期入所事業</li> <li>・障がい福祉サービス事業等</li> </ul>

名 称 等	目 的	主な事業内容、県予算関係
<p><b>公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター</b></p> <p>○S59.3 設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 (※)整備法 § 44 民法 § 34 ○指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 § 57の3①</p> <p>○代表者名 理事長 池上良一 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)</p>	<p>○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。</p>	<p>○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○(補助金)生活衛生営業指導費補助金 20,431千円 (交付金)生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円</p>

(※)整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<b>島根県地域福祉支援計画</b> ○計画期間： H28～H31 ○策定根拠： 社会福祉法 § 108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○「介護保険法」の改正、「障害者総合支援法」の施行、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「生活困窮者自立支援法」の制定など地域福祉を取り巻く新たな動きや地域が抱える福祉課題の複雑化・多様化に対応するため、平成28年3月に計画を改定した。
<b>島根県保健医療計画</b> ○計画期間： H30～H35 ○策定根拠： 医療法 § 30の4① 健康増進法 § 8①	○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成30年4月から平成35年度までの6年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○従来策定していた「島根県地域医療支援計画」及び「島根県周産期医療体制整備計画」を本計画に一本化した。 ○本計画は必要に応じて少なくとも3年ごとに見直しを行う。
<b>医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画</b> ○計画期間 H30（一部H32） ○策定根拠 地域医療介護総合確保促進法第4条	○医療及び介護の総合的な確保のための事業を県計画として定めるもの。都道府県は、当該計画に基づき基金（地域医療総合確保基金）を造成し、その実施に必要な経費を支出する。本計画は、国へ基金造成のための財源交付を申請するため、毎年度作成する。 ○事業期間（H30計画） H30（一部H32）
<b>島根県がん対策推進計画</b> ○計画期間： H30（2018） ～H35（2023） ○策定根拠： がん対策基本法 § 12①	○がんは本県においても死亡原因の第1位となっており、生涯のうち2人に1人はがんに罹患すると推計されていることから、「すべての県民が、がんを知り、がんの克服を目指す」ことを基本理念に掲げ、行政、医療機関をはじめとする関係機関・団体、事業所、県民などの役割を明らかにし、総合的な対策を推進していくもの。 ○全体目標は「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療の充実」「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」とし、がんの年齢調整死亡率の低減につなげる。 ○計画期間は平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とし、中間年には中間年には中間評価を実施。
<b>島根県食育推進計画第三次計画</b> ○計画期間： H29～H34 ○策定根拠： 食育基本法	○県民一人ひとりが「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。 ○生涯にわたる食育を推進します。特に若い世代への食育が進むよう努める。 ○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進する。 ○食育活動への県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域力を生かした多様な暮らしに対応し、環境にも配慮した食育の充実を重点施策として取り組む。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>健康長寿しまね推進計画 (第二次健康増進計画) ○計画期間： H25～H35 ○策定根拠： 健康増進法8条</p>	<p>○「健康寿命を延ばす(平均寿命をのばす、65歳平均自立期間を延ばし、二次医療圏の格差を減らす)」ことを基本目標とし、「生涯現役、健康長寿のまちづくり」を目指し、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった県民運動である。</p> <p>○この計画は、①住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進②生涯を通じた健康づくりの推進③疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止、④多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進の4つの柱で推進する。</p>
<p>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 ○計画期間： H30～H32 ○策定根拠： 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者ができる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、住まいを中心に、生活支援、医療介護などを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○計画では、「介護予防の推進」、「生活支援の充実」、「介護サービスの充実」、「医療との連携」、「住まいの確保」、「認知症施策の推進」を重点推進事項に掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。</p> <p>○計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p>しまね高齢社会振興ビジョン21 ○目標年次平成22年 ○策定根拠： 高齢社会対策大綱</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにする。</p>
<p>島根県医療費適正化計画(第3期) ○計画期間： H30～H35(2023) ○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律§9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指す。</p> <p>○計画の内容は、保健医療計画、健康増進計画及び、介護保険事業支援計画及び国民健康保険運営方針との整合性を図っている。</p> <p>○平成36年度(2024年度)には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。</p>
<p>島根県国民健康保険運営方針 ○計画期間 H30～H35(2023) ○策定根拠： 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則§7 国民健康保険法§82の2</p>	<p>○国民皆保険制度の最後の砦である国保を持続可能な制度として維持するため、国の財政支援の拡充と、平成30年度から県が国保の財政運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図る。</p> <p>○県と市町村等が一体となって、事務の広域化や効率化、医療費適正化の取組を推進するため、運営方針を策定。</p> <p>○運営方針の内容は、医療費適正化計画、保健医療計画、介護保険事業支援計画との整合性を確保。</p> <p>○運営方針は3年毎に検証し、必要に応じ見直しを行う。運営方針の見直しや市町村納付金の決定など、国保運営上の重要事項は「島根県国民健康保険運営協議会」で審議のうえ決定。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画を一体的に策定)</p> <p>○計画期間： H27～H31</p> <p>○策定根拠：次世代育成支援対策推進法 § 9 ほか</p>	<p>○次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定める。</p> <p>○子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定める。</p> <p>○母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定める。</p>
<p>島根県社会的養護体制推進計画</p> <p>○計画期間： H27～H41</p> <p>○策定根拠：社会的養護の課題と将来像、厚生労働書通知</p>	<p>○社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な形態に変えていく必要があることから、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討し、計画を策定した。</p> <p>○「家庭的養護の推進」「専門的ケアの充実及び人材の確保・育成」「自立支援の充実」「家族支援及び地域支援の充実」「子どもの権利擁護の推進」について、数値目標等を掲げ、その達成のための現状と課題、具体的取組及び実施時期を明記した。</p> <p>○計画期間は15年間とし、5年ごとに前期、中期、後期と区分して各期末ごとに計画の見直しを実施する。</p>
<p>しまね青少年プラン</p> <p>○計画期間： [第3次]H28～H32</p> <p>○策定根拠： 子ども・若者育成支援推進法 § 9</p>	<p>○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。</p> <p>○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。</p> <p>○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。</p>
<p>島根県DV対策基本計画</p> <p>○計画期間： H28～H32</p> <p>○策定根拠： DV防止法 § 2 の 3</p>	<p>○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。</p> <p>○平成28年3月に策定した第3次改定計画の周知を図るとともに、関係機関と連携して施策の充実・強化を図る。</p>
<p>島根県障がい者基本計画</p> <p>○計画期間： H30～H35</p> <p>○策定根拠： 障害者基本法 § 11</p>	<p>○本県の障がい者施策推進の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。</p> <p>○障がい者差別の解消のための取組やサービス基盤の整備、障がい児支援の充実、就労支援など、総合的な障がい者施策の推進により、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とする。</p> <p>○本計画の期間は平成30年度から平成35年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行う。</p>
<p>島根県障がい福祉計画</p> <p>○計画期間： [第5期]H30～H33</p> <p>○策定根拠： 障害者総合支援法 § 8 9</p>	<p>「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、障害福祉サービス等、障害児福祉通所支援等についての実施計画</p> <p>○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画</p> <p>○障がいのある人が、身近な地域において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービス提供体制の整備を図る。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県自死対策総合計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 13</p>	<p>○今後の本県における総合的な自死対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成19～23年の5年間の平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%以上減少 ○推進体制として、島根県自死総合対策連絡協議会(関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自死対策の推進)と、圏域自死対策連絡会(地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進)を核に取り組む。</p>
<p>島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画 ○計画期間： H30～H32 ○策定根拠： 厚生労働省通知</p>	<p>○障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していくことが必要である。 ○平成30年度から平成32年度までの3か年について「工賃向上計画」を策定することとし、工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。 ○目標設定のために、原則としてすべての就労継続支援B型事業所における「工賃向上計画」の作成を義務付け、計画の作成や目標の実現に向けた必要な支援を行う。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。</p>
<p>感染症予防計画 ○計画期間： H30～ ○策定根拠： 感染症法 § 10、 § 11</p>	<p>○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策行動計画 ○計画期間： H25～ ○策定根拠： 新型インフルエンザ等対策特別措置法</p>	<p>○新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「県民生活・県民経済の安定」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬が不足すると予測されることから、備蓄計画も盛り込んでいる。 ○対策の実行性をより高める目的で制定された特別措置法に基づき行動計画を策定した。</p>
<p>島根県水道水質管理計画 ○計画期間：H19～H30 ○策定根拠：厚生省通知</p>	<p>○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。</p>
<p>島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間：H26～H35 ○策定根拠：動物愛護管理法 § 6の1</p>	<p>○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。</p>
<p>食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間：H28～H31 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針</p>	<p>○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み(行動計画)を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
歯と口腔の健康づくり計画 ○計画期間：H29～H34 ○策定根拠：島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例 § 6	○「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の趣旨を踏まえ、生涯を通じた施策を総合的かつ効果的に推進する。 ○健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、8020達成に向け、「県民の大白歯（奥歯）や口腔の点検の実施」「事業所における歯科保健対策の拡大」「糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備」等を推進する。
島根県子どものセーフティネット推進計画 ○計画期間：H27～H31 ○策定根拠：子どもの貧困対策推進法 § 9	○政府が定める大綱を勘案して定める、島根県における子どもの貧困対策についての計画。 ○「発見から保護・支援につなぐ体制の整備」「子どもの安心と成長の環境づくり」「保護者等に対する支援」「対策推進のための体制整備」を基本方針とし、必要な施策を進める。
島根県アルコール健康障がい対策推進計画 ○計画期間：H30～H35 ○策定根拠：アルコール健康障害対策基本法 § 14	○アルコール健康障がい（※）の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障がいを有する者等に対する支援の充実を図るため、飲酒に伴うリスクやアルコール依存症についての正しい理解の促進、予防及び相談からの治療、回復支援に至るまでの支援体制づくり等を推進する。 ※アルコール健康障がい：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等不適切な飲酒の影響による心身の障がい
健やか親子しまね計画 ○計画期間：H30～H35 ○策定根拠：母子保健計画策定指針	○「すべての親と子が健やかに暮らせる社会」を目指し、保健・医療・福祉サービスの効率的な提供や地域、学校、企業といった親子を取り巻く温かな環境づくりを推進する。

# 保健・福祉関係施設制度一覧

平成30年4月1日現在

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活保護法における生活扶助を行う	国1/2 県1/4 等	法人 3	—	定員 240	措置	国3/4 県・市町村 1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センター	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	—	37	—	—	—	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 § 22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性並びに乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせて助産を行う	—	市町村 1	—	—	一部措置	市町村	入所措置は所得応能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 § 115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント等を実施し、高齢者を包括的に支援する施設	—	26	—	—	—	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 8 ㉕	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや、看護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する	国交付金(小規模のみ)	市町村 3 法人 36	介護保険事業支援計画 3,017床	2,961床	介護保険	介護報酬	1~2割負担+居住費・食費等
	養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、食事、入浴などの日常生活上の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	—	市町村 4 法人 19	—	1,271人	措置	市町村 一般財源	所得別の応能負担
	特別養護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の5	65歳以上の者で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させる。入所者の生活の場として、常時の介護、食事、入浴などの日常生活の世話、またレクリエーションや生活向上のための指導を行う	国交付金(小規模のみ)	市町村12 法人 104	介護保険事業支援計画 5,372	5,372人	介護保険	介護報酬	1~2割負担+居住費・食費等
	介護老人福祉施設	介護保険法 § 8 ㉔	病状安定期にあり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練が必要な要介護者が入所する	—	法人 1	介護保険事業計画 0床	52床	介護保険	介護報酬	1~2割負担+居住費・食費等



種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 §20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度の身体機能低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安がある者で、家族による援助を受けることが困難な者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅福祉サービスの利用紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	国交付金(小規模の特定指定のみ)	法人 17	—	1,000人	契約	事務費補助金	事務費: 所得別 応能負担 生活費: 全額自 己負担 管理費: 全額自 己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 §29	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする施設。入所の条件、サービス内容は契約によって決められる	—	78	—	2,138人	契約	—	利用料全額 自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 §41	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、自立を支援する	国交付金	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 §44(施行 令§10)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する	国交付金	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	児童心理治療施設 (入所・通所)	児童福祉法 §43②	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行う	国交付金	法人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	自立援助ホーム (入所)	児童福祉法 §33⑥1	児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、共同生活を営むべき住居において、相談その他の援助及び就業の支援等を行う	国交付金	法人 1 個人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 §37	原則として乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、概ね2歳未満の幼児を含む)を入院させて、これを養育する	国交付金	法人 (日赤) 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 §38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援する	—	法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 §36	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもについて、保護者から申し込みがあった場合に保育する	国交付金	市町村 57 法人等200 (うち分園6)	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保育所)	所得別の応能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 3、§ 17	小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備え、認可基準(幼保連携型認定こども園)又は認定要件(幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園)を満たす施設	国交付金	市町村 21 法人 31	—	—	契約	類型により既存の幼稚園・保育所の補助制度等(安心こども基金)	施設毎に定める
	地域型保育事業所 (通所)	児童福祉法 § 6の3 ⑨～⑫	都市部における待機児童解消や子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するため、認可保育所等に加えて設置される、小規模保育事業所や家庭的保育事業等の施設	国交付金	市町村2 法人13	—	—	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館13 児童遊園 8	—	—	—	国、県、市町村 1/3 (児童館)	市町村が定める
	福祉型障害児入所施設	児童福祉法 § 42①	知的障がい児を入所により、保護するとともに自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3	—	5カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	医療型障害児入所施設	児童福祉法 § 42②	肢体の不自由な児童及び重度の知的障がい、肢体不自由が重複している児童を治療し、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能を習得するするため支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 1	—	2カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
	福祉型児童発達支援センター	児童福祉法 § 43①	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	法人 5	—	6カ所	措置契約	国1/2 県1/2 市町村1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症児病棟	児童福祉法 §27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
	重症心身障がい児病棟	児童福祉法 §27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい	点字図書館	身体障害者福祉法 §34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を制作し、これらの貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	補助・委託 国1/2 県1/2	
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 §34	聴覚障がい者用の手話や字幕入りビデオを製作し、これらを無料又は低額な料金でそれらを貸出し、又は聴覚障がい者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい 共通	障害者支援施設	障害者総合支援法 §5⑪	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障がい福祉サービスを提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	29		29カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	生活介護	障害者総合支援法 §5⑦	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	73		73カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法 §5⑫	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2		2カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
障がい 共通	自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法 §5⑫	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	14		14カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労移行支援	障害者総合支援法 §5⑬	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	21		21カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援A型	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	32		32カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労継続支援B型	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	112		112カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	就労定着支援	障害者総合支援法 §5⑮	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	4		4カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	自立生活援助	障害者総合支援法 §5⑯	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2		2カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	共同生活援助	障害者総合支援法 §5⑰	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う	—	65		65カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

※障害者支援施設と、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。

## 介 護 保 険 施 設 の 比 較

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
開 設 者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、 地方公共団体、その他厚生 省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団 体、社会福祉法人、公益法 人、日本赤十字社、社会保険 関係団体、医師 等	医療法人、社会福祉法人、 地方公共団体、その他厚生 省告示で定める者
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定	都道府県知事の指定
対 象 者	常時介護が必要で在宅生 活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治 療をする必要はないがリハ ビリ、看護・介護を必要と する要介護者	病状が安定している長期療養 患者で、医学的管理が必要な 要介護者	病状安定期にあり、療養上 の管理、看護、医学的管理 の下における介護及び機能 訓練が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個 人の契約	施設と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費 の支給及び利用者負担	介護医療院サービス費 の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割又は2割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担			
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（22%） 第2号被保険者保険料（28%）			
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練 室、食堂、浴室 等	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談 話室、食堂、浴室 等	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室、談話室、食 堂、浴室 等	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談 話室、食堂、浴室 等

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成30年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ( )内は予防 [ ]内はみなし指定(外数)	事業者指定等	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。	226	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (H21.4～)分を含む	
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	看護師などが居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	13 (11)		
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	76 (76) ※訪問看護ステーション数		
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	12 (11) ※介護老人保健施設の事業所数		
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	1141 (1141)		
通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	172 ※H28.4.11に通所介護のうち、小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護へ移行		
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	52 (50) ※体制等に関する届出をしている事業所数		
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	109 (105)		
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行います。	44 (42)		
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	45 (44)		
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	88 (88)		
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	88 (88)		
居宅介護支援	要介護と認定された方に、居宅サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	309		市町村
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護と看護の連携したサービスを行います。	3	市町村	
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的又は利用者の求めに応じて訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話をを行います。	1		
地域密着型通所介護	定員が18人以下で、日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	166		
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	53 (41)		
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、訪問や通いや宿泊を組み合わせ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。	82 (70)		
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	140 (131)		
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下で介護専用型の養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	2		
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。	5		
介護予防支援	要支援と認定された方に、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス計画)を作成します。	27		

# 社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成30年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
<b>老人（施設）</b> 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H12から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H5：市町村へ措置権移譲 H17：措置費の一般財源化	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td></td> <td>10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10		町村		10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10												
町村		10/10											
<b>児童（助産の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公 S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>実施主体</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> （指定都市・中核市が実施主体の場合：国1/2, 市1/2）	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（母子保護の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） （指定都市・中核市が実施主体の場合：国1/2, 市1/2）										
<b>児童（保育の実施）</b> 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護者の労働、疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保育実施</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
<b>児童（児童福祉施設入所措置等）</b> 【県】 児童福祉法 § 27①③	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定医療機関を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
<b>児童（指定医療機関等委託）</b> 【県】 児童福祉法 § 27②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
<b>児童（児童の一時保護）</b> 【県】 児童福祉法 § 33	児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
<b>児童（児童自立生活援助事業委託）</b> 【県】 児童福祉法 § 33⑥1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												

## 基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<p><b>しまね長寿社会振興基金</b> ○(社福)島根県社会福祉協議会 所管</p>	<p><b>【新たな支え合いファンド事業】</b> 目的：地域における生活・福祉課題の解決を図るため、高齢者をはじめとする住民の地域活動団体の立ち上げ又は拡充を支援するとともに、活動を通じた社会的役割を創出することにより、活力ある地域社会をつくる。</p> <p>内容 (1) 対象となる活動 ①住民参加型在宅福祉サービス団体(※)立ち上げ支援 →住民を組織化し、サービス団体を立ち上げるための活動 ②住民参加型在宅福祉サービス団体移行支援 →既存の団体等を、サービス団体へ移行させるための活動 ③生活支援サービス開発 →既存のサービス団体と共同して取り組む、新たな生活支援サービス開発のための活動 ※非営利、会員制(担い手会員、受け手会員)、有償制の生活支援サービス(家事援助・買い物代行、ミニデイ、配食等)を提供するサービスの担い手に65歳以上の住民が概ね3割以上含まれている団体。</p> <p>(2) 助成額：活動支出100万円、施設整備支出120万円、双方合計200万円を限度とする。 (3) 助成先：市町村社会福祉協議会</p>
<p><b>島根県介護保険財政安定化基金</b> ・現在高 987百万円 ・H12設置 ・高齢者福祉課所管</p>	<p>給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。</p> <p>①貸付…計画期間(3年間)に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う(初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける)。</p> <p>②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う(原則として保険料不足額の1/2を交付する)。</p>



基金・ファンド名	事業概要
<b>島根県国民健康保険広域化等支援基金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在高 132百万円</li> <li>・H14設置</li> <li>・健康推進課所管</li> </ul>	<p>国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。</p> <p>(1) 保険財政広域化支援事業 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内</p> <p>(2) 保険財政自立支援事業</p> <p>①貸付事業1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合</li> <li>・当該財政不足見込額の3/4の範囲内</li> </ul> <p>②貸付事業2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合</li> <li>・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内</li> </ul>
<b>島根県後期高齢者医療財政安定化基金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在高 2,110百万円</li> <li>・H20設置</li> <li>・健康推進課所管</li> </ul>	<p>給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。</p> <p>①貸付…特定期間（2年間）に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う（初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける）。</p> <p>②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。</p> <p>③保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する。</p>
<b>島根県国民健康保険財政安定化基金</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在高 1,170百万円</li> <li>・H27設置</li> <li>・健康推進課所管</li> </ul>	<p>（平成30年度から実施）</p> <p>①保険料の収納が不足する市町村に対し、資金の貸付又は交付を行う。</p> <p>②県国民健康保険特別会計（平成30年度新設予定）において給付増により収入不足となった場合に、基金を取り崩し、特別会計に繰り入れる。</p>

H20、H21国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>医療・介護総合確保促進基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在高 6,592百万円</li> <li>・H26～31</li> <li>・医療政策課・高齢者福祉課所管</li> </ul>	<p>医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画の実施のために要する経費に充てる。</p> <p><b>【医療介護総合確保促進事業】</b>            医療・介護従事者の確保、居宅等における医療の推進、地域医療構想の実現のための施設設備の整備、介護施設の整備について、毎年度策定する島根県計画に基づき実施する事業</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p><b>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立高 261百万円</li> <li>・H25設置</li> <li>・高齢者福祉課所管</li> </ul>	<p>介護保険法に基づく施設の整備、防災対策等を促進するための事業及び地域における高齢者等に対する日常的な支援を行う体制を整備する事業に要する経費に充てる。</p>
<p><b>安心子ども基金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○積立高 6,295,234千円</li> <li>○H21設置</li> <li>○子ども・子育て支援課所管</li> </ul>	<p>子どもを安心して生み育てる環境を整備するため保育所・認定子ども園の整備等を推進。</p> <p>①保育所等の開設・改築・大規模修繕費等を助成</p>

# 人材育成等一覧

## 【各種事業】

事業名	事業主体	事業概要
福祉人材センター運営事業	島根県社会福祉協議会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的 福祉現場を支える人材の確保・育成を図る。</li> <li>○ 事業概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料職業紹介、従事希望者への説明会・講習会、従事希望者確保のための調査研究</li> <li>・社会福祉従事者等研修の企画実施、福祉人材確保相談、福祉に関する広報啓発</li> </ul> </li> <li>○ 事業実施機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県福祉人材センター 松江市「いきいきプラザ島根」</li> <li>・島根県福祉人材センター石見分室 浜田市「いわみーる」</li> </ul> </li> </ul>
民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費補助事業	独立行政法人福祉医療機構（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的 社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設職員の退職手当金の支給に要する費用を補助し、民間社会福祉事業の振興に寄与する。</li> <li>○ 補助（負担）の概要 退職手当所要額の1/3ずつを国、県、施設経営者がそれぞれ補助（負担）する。</li> </ul>
自治医科大学運営費負担金	学校法人自治医科大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ へき地医療を担う医師を養成する自治医科大学の運営費に対する負担金</li> </ul>
高等看護学院管理運営事業	医師会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師養成施設である県立高等看護学院の管理運営 委託先：一般社団法人松江市医師会（松江高等看護学院） 公益社団法人益田市医師会（石見高等看護学院）</li> </ul>
高齢者大学校運営事業	島根県社会福祉協議会（補助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、互助の仕組みづくりを支えるような人材の育成を図るため、継続的、計画的な学習を提供する。</li> <li>&lt;募集人員&gt; 東部校25名×4学科、 西部校20名×4学科</li> <li>&lt;入学資格&gt; 県内在住の原則満60歳以上の方</li> <li>&lt;修学期間&gt; 2年間</li> <li>&lt;学科等&gt; ○総合講座（全員共通） ○専門講座 ・社会文化科 ・園芸科 ・陶芸科 ・健康福祉科</li> <li>&lt;実施場所&gt; ○東部校：松江市「いきいきプラザ島根」 ○西部校：浜田市「いわみーる」</li> </ul>

# 人 材 育 成 等 一 覧

## 【 研 修 】

区分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健 医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、 看護師、准看護師	公益社団法人 島根県看護協会【委託】
	看護教員継続研修 事業	○看護基礎教育を一層充実させるため、養成所の看護教員の資質・能力向上を図る。	県内看護師等学校 養成所教員	島根県立大学 看護学部 【委託】
	地域保健専門職員 研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健 関係者	保健所
	難病医療等従事者 研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療 従事者	公益財団法人 ヘルスインスセンター 島根【委託】
	母子保健指導者研 修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療 関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○母子保健に関する専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所 保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理 研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、 歯科衛生士、市町 村、保健所等	健康推進課 ((社)島根県 歯科医師会 【委託】)
	歯科保健従事者研 修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛 生士、保育所、幼 稚園、小学校、中 学校、市町村、保 健所等	健康推進課 ((社)島根県 歯科医師会 【委託】)
	市町村栄養士等食 育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市 町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師等研修	○保健福祉医療行政の担い手として意識を確立し、地域で活動を展開するための基礎的知識と技術を習得する。	採用後概ね3年以 下の市町村及び保 健所保健師等	健康推進課
	中堅期保健師等研 修	○地域ケアシステム構築のための地域診断・計画策定・実施・評価のプロセスを実施し、システムの推進・進展を学ぶ。	市町村・保健所の 保健師、栄養士で 中堅的立場にある 者	健康推進課
プリセプター研修	○新任時期の保健師支援プログラム等を活用し、プリセプター及び指導者として現任教育ができる能力を育成する。	保健所及び市町村 のプリセプター	健康推進課	
中堅期・管理期保 健師等研修会	○公衆衛生看護管理者に必要な理念と役割を理解し、人材育成体制の構築、災害時公衆衛生活動体制の構築について学ぶ。	県及び市町村の中 堅期・管理期保健 師等	健康推進課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	保健師育成支援事業	○退職保健師が育成トレーナーになって、新人保健師の家庭訪問や健康相談等の現場指導を行う。	採用1年目の保健師	健康推進課
	調理師食育研修	○地域での食育推進のため、調理師者を対象として、食育推進の活動を広げるための研修を実施する。	調理師等調理業務に従事している者	島根県調理師会連合会【委託】
	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	緩和ケアを行う開業医等研修事業	○在宅での緩和ケアを普及するため、医療用麻薬使用への抵抗感の解消や、緩和ケアに対する理解を進める。	開業医等	健康推進課及び委託
	各種がん検診従事者講習会	○検診機関等の検診の質の向上のため、検診や治療の現状について情報提供する。	医師・保健師・検診機関の検診担当者等	島根県環境保健公社【委託】
	がん相談員等養成・研修事業	○がん相談支援体制の強化のため、がん診療連携拠点病院等のがん相談員等を対象とした研修等や、がん相談会の実施に併せたがんピアサポーターの養成等を行う。	がん相談員等・がんピアサポーター等	島根大学医学部附属病院【委託】
	がん教育外部講師養成事業	○がん教育が全国展開するにあたり、授業をサポートする外部講師の養成を実施する。	がんサロン等患者団体、がん検診啓発サポーター、がんピアサポーター、医療従事者等	健康推進課
	中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般	○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	保健師・栄養士等	国立保健医療科学院、厚生労働省等
	D P A T (災害派遣精神医療チーム) 養成研修	○自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等が発生した場合に、D P A Tを派遣して専門的な精神科医療の提供と精神保健活動の支援を円滑に行うために、必要な体制を整備する。 ・先遣隊：県立こころの医療センター ・後続隊：県内病院	県内の精神科病院に所属する医師、看護師等	障がい福祉課
	島根県予防接種担当者研修会	○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基づき知識及び最新情報等について研修を行う。	市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者	薬事衛生課
新規結核担当者研修	○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。	保健所新規結核担当者及び希望担当者	薬事衛生課	
肝炎医療コーディネーター養成・継続研修	○肝炎対策を推進するため肝炎医療に関する普及啓発、肝炎患者への情報提供等の支援を行う者を養成し、更に技能向上のため継続研修を実施する	医師、保健師等(職種不問)	薬事衛生課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健衛生	食品衛生推進員研修	○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的信望のある者	保健所
介護	介護職員初任者研修	○介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるよう研修を行う。	訪問介護事業に従事しようとする者等	県が指定する事業者
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修センター【委託】
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	○病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。	医師、看護師等医療従事者	高齢者福祉課
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	(社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
介護職員等による医療的ケアの実施のための指導者講習	○たんの吸引等の医療行為に従事する介護職員を養成するために実施する研修の講師及び指導者を養成することを目的とする。	医師、保健師、助産師、看護師	高齢者福祉課 障がい福祉課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
	介護職員等による医療的ケアの実施のための介護職員向け研修	○平成24年度から所定の研修を終了した介護職員によるたんの吸引等の医療行為が実施できるようになったことから、適切な処理ができる介護職員の養成を目的とする。	たんの吸引等の医療行為に従事しようとする介護職員	高齢者福祉課 障がい福祉課 または委託
児童	放課後児童支援員認定資格研修	○放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能の補完及び業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的とする。	放課後児童クラブに従事しようとする者	子ども・子育て支援課
	放課後児童支援員キャリアアップ研修	○放課後児童クラブの従事者等の資質向上を図り、より実践的な支援員の育成を目指す。	放課後児童クラブ従事者、放課後子ども教室参画者	子ども・子育て支援課 社会教育課
	子育て支援員研修	○地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。	子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者及び現に従事する者	子ども・子育て支援課
	保育士キャリアアップ研修等	○技能、経験を積んだ保育士等に対し、保育士等としてのキャリアアップのための研修を実施する。	保育所職員 保育士として保育所への就職を希望する者	子ども・子育て支援課
	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スーパーバイザー研修 ○児童心理司スーパーバイザー研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員 (児童福祉司・児童心理司等)	子どもの虹情報研修センター
	○児童福祉司の任用前講習会 ○児童福祉司の任用後研修 ○要保護児童対策調整機関の専門職研修	○H28児童福祉法改正により義務化された研修の実施により、専門性の向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会 【委託】
	子どもと家庭の相談機関連絡会議(担当者会議)	○子どもや子育てに関する相談・支援を行う機関が連携し適切に対応するため、情報交換をするとともに、相談対応の技術向上を図るための研修を実施する。	子どもと家庭からの相談窓口を有する機関・団体	青少年家庭課 教育庁教育指導課
	児童虐待対応職員資質向上研修(児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童	里親研修 (基礎研修・登録前研修・更新研修)	○里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課各児童相談所
	児童相談所等新任職員研修会 (前期・後期)	○児童相談所、わかたけ学園等に勤務することとなった新任職員に対し、児童福祉の基本的業務に関する研修を実施し、資質の向上を図る。	児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターの新任職員	中央児童相談所
女性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	青少年家庭課女性相談センター
	女性相談員・女性相談担当者新任研修	○新たに女性相談業務に従事する女性相談員及び女性相談担当者が、女性保護業務や相談業務についての基本的知識を習得することにより、業務の円滑な実施を図る。	女性相談センター及び児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者であって新任の職員	女性相談センター
	性暴力被害者支援員専門研修	○女性相談センター、児童相談所等において性暴力被害者からの相談支援に携わる職員に対し、適切な支援を行うことができるよう、必要な知識や技能の習得を図る。	女性相談センター、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者その他性暴力被害者への支援に携わる者	(一社)しまね性暴力被害者支援センターさひめ【委託】
母子福祉	母子・父子自立支援員等研修	○母子父子自立支援員及び母子父子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子家庭等相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子父子自立支援員、母子父子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
障がい者福祉	相談支援従事者研修	○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になろうとする者並びに市町村相談支援担当者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス(日中活動系・居住系)の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者(現にサービス管理責任者として従事している者を含む)	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	児童発達支援管理責任者研修	○障がい児支援の適切なサービス提供がなされるよう、事業の実施に必要な知識・技能をもつ児童発達支援管理責任者を養成する。	児童発達支援管理責任者として従事しようとする者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	同行援護従事者養成研修	○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がい者(児)に対して、外出時において当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を行うことに関する一般的な知識及び技術を修得するための研修を行う。	同行援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】



区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障がい者福祉	重度訪問介護従事者養成研修（基礎・追加課程）	○重度の肢体不自由児（者）であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障がい者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	地域生活移行・地域定着支援研修会	○医療と福祉の連携推進及び、関係職員のスキルアップ研修会を行う。	精神科医療機関 相談支援事業所 介護支援事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課 保健所
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	○自傷や他害行為に代表される著しい行動障がいがある人に対して、様々な障がい福祉サービス事業所において適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的に研修を行う。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	○強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様の内容とし、同時に開催する。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	○基礎研修を修了し、一定程度の経験を重ねた者を対象とし、強度行動障がい者の障がい特性を考慮した支援計画の作成が可能な人材を養成することを目的とする。 *基礎研修と実践研修の両方を修了した者は、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす。	障がい福祉サービス事業所等において、行動障がいのある児者への支援に従事している者、あるいは予定のある者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】
	精神保健福祉相談員資格取得講習	○精神保健福祉分野における複雑かつ困難な案件に関する相談対応等が可能となるよう、精神保健福祉相談員を養成する研修を実施する（障害者総合支援法、精神保健福祉法）。	市町村及び保健所保健師	健康福祉部 （保健環境科学研究所）
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	（社福）島根県社会福祉協議会【委託】

## 人 材 育 成 等 一 覧

### 【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	○生活保護世帯の者（準ずる者を含む。） 月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 国家試験受験対策費用 4万円 生活費加算あり (額は居住地によって異なる) ○実務者研修養成施設へ修学し実務者研修を受講した後に介護福祉士として県内の社会福祉施設に従事する者 20万円 ○上記以外の者 ・月額5万円	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間（過疎地域等は3年間、実務者研修受講者は2年間）従事した場合などに返還を免除できる。	新規 50名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
看護学生 修学資金 貸与事業 (全県対 象枠)	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師 ・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) ・准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立) 大学院修士課程 (看護) 月額 83,000円 (国内) 月額 200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護学生 修学資金 貸与事業 (過疎地 域・離島 枠)	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内の過疎地域・離島における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の過疎地域・離島に所在する医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師 ・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) ・准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立)	無利子	卒業後、県内の過疎地域・離島に所在する医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 20名
助産師確 保特別資 金貸与事 業	資金を貸与することにより、助産専攻学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	120万円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 5名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者。貸与人数は、右記のとおり。	修学期間	修学費（月額） 100,000円 授業料相当額（年額） 535,800円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、貸与期間の2倍の期間内に、初期臨床研修を含み、指定医療機関（県内の公的病院、地域医療拠点病院、臨床研修病院等）で貸与期間の1.5倍の期間（うち貸与期間の2/3は特定地域の指定医療機関）勤務した場合、返還を免除できる。	・島根大学医学部地域枠推薦入学者…10名 ・島根大学医学部緊急医師確保対策枠推薦入学者…5名 ・島根大学医学部県内定着枠入学者…7名 ・自治医科大学を除く全国の大学医学部の医学生もしくは大学院生…5名
				修学費（月額） 100,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、12年の間に、6年間指定医療機関（うち3年間は特定地域の指定医療機関）で勤務した場合（初期研修を県内でした場合、勤務年数を含む）、返還を免除できる。	・鳥取大学医学部島根県枠入学者…5名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
研修医研修支援資金（初期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図る。	将来、島根県内で専門医取得を目指す初期臨床研修医	2回まで	2,400,000円/回	年10%	初期臨床研修修了後、指定医療機関で3年間の後期研修を受けた場合、返還を免除できる。	2名程度
研修医研修支援資金（後期研修医向け）		県内の専門医養成プログラムにより研修を行う後期研修医	3回まで			後期研修修了後、過疎地域に所在する指定医療機関で貸与年数と同年数を勤務した場合、または、松江・出雲部の指定医療機関で貸与年数の1.5倍の期間を勤務した場合、返還を免除できる。	2名程度
島根県獣医師修学資金貸与	獣医学生に修学資金を貸与することにより、県の機関における必要な獣医師の人材を確保する。	将来島根県の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生	修学期間（修業年限以内）	国立大学 100,000円/月  私立大学 180,000円/月	年10%	県の職員として、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間獣医師の業務に従事した場合、返還を免除できる。	新規 2名
保育士修学資金貸付事業	保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、保育士資格取得を目指す学生の修学を容易にし県内における保育士の確保を図る。（実施主体：県社会福祉協議会）	卒業後県内の保育所等で勤務しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	2年間	月額 5万円  入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 生活費加算あり（生保世帯）	無利子	卒業日から1年以内に、県内の保育所等で引き続き5年間（過疎地域等は3年間）勤務した場合、返還を免除できる。	新規 60名程度

## 各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
<b>児童手当</b> (児童手当法 §4)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等</li> </ul> </li> <li>○手当月額                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得制限額未満である者                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満 15,000円</li> <li>3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円</li> <li>3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円</li> <li>中学生 10,000円</li> </ul> </li> <li>②所得制限額以上である者 5,000円</li> </ul> </li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○費用負担                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担。</li> </ul> </li> </ul>
<b>児童扶養手当</b> (児童扶養手当法 §4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>児童1人の場合   <ul style="list-style-type: none"> <li>全部支給 42,500円(H30.4～)</li> <li>一部支給 42,490円～10,030円</li> </ul> </li> <li>2人目以降の加算額は、次のとおり   <ul style="list-style-type: none"> <li>全部支給   <ul style="list-style-type: none"> <li>2人目 10,040円</li> <li>3人目以降 6,020円/人</li> </ul> </li> <li>一部支給   <ul style="list-style-type: none"> <li>2人目 10,030円～5,020円</li> <li>3人目以降 6,010円～3,010円/人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。</li> </ul> </li> <li>○平成26年12月1日法改正施行により、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直された。</li> <li>○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>[手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件]・・・①②のいずれか早い月から                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①手当の受給を始めてから5年が経過したとき</li> <li>②受給要件該当後7年を経過したとき</li> </ul> </li> <li>[手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件]                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①養育者として受給している場合</li> <li>②認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間</li> <li>③受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合</li> <li>④受給資格者が障がい有する場合</li> <li>⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合</li> <li>⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○申請先：市町村窓口</li> <li>○財源：国(1/3)、市町村(2/3)</li> </ul>

手当名	目的	概要
特別障害者手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 26の2)	在宅の最重度の障がい者に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,940円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)
障害児福祉手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 17)	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	支給対象 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護をする在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,650円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)
特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障がい児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 51,700円/月 2級 34,430円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:国(10/10)
心身障害者扶養共済制度 (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障がい者、身体障がい者(1～3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障がいがある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額9,300円～23,300円。 なお、20年以上継続し、かつ加入者が4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日以後は掛金が免除。 ○申請先:県及び市町村の窓口 ○財源:加入者掛金及び国(1/2)、県(1/2) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																																					
乳幼児等医療費助成制度	乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進する。	<p>○助成内容 下表の乳幼児等の医療費(社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの)のうち、本人負担額から表の一部負担金(控除額の特例がある場合はその額)を控除した額を助成する。(ただし、他法他制度優先)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th colspan="2">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①0歳から就学前の乳幼児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 2,000 円 通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②は所得制限有り(児童手当特例給付準拠) ※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法 表①については、原則現物給付。②については、償還払い方式(市町村へ申請)。</p> <p>○補助率:県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>40,190</td><td>497,397</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>39,580</td><td>476,779</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>46,179</td><td>550,816</td><td>H22.12改正あり</td></tr> <tr><td>H23</td><td>39,672</td><td>597,258</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>39,692</td><td>564,668</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>38,932</td><td>558,442</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>39,212</td><td>567,189</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>38,817</td><td>554,786</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>38,374</td><td>558,190</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>37,860</td><td>519,952</td><td></td></tr> </tbody> </table>	対象	本人一部負担金		①0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円	②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院	総医療費の1割	入院 15,000 円	年度	受給者数	県助成額	備考	H20	40,190	497,397		H21	39,580	476,779		H22	46,179	550,816	H22.12改正あり	H23	39,672	597,258		H24	39,692	564,668		H25	38,932	558,442		H26	39,212	567,189		H27	38,817	554,786		H28	38,374	558,190		H29	37,860	519,952	
対象	本人一部負担金																																																						
①0歳から就学前の乳幼児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円																																																					
②就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院	総医療費の1割	入院 15,000 円																																																					
年度	受給者数	県助成額	備考																																																				
H20	40,190	497,397																																																					
H21	39,580	476,779																																																					
H22	46,179	550,816	H22.12改正あり																																																				
H23	39,672	597,258																																																					
H24	39,692	564,668																																																					
H25	38,932	558,442																																																					
H26	39,212	567,189																																																					
H27	38,817	554,786																																																					
H28	38,374	558,190																																																					
H29	37,860	519,952																																																					
結核児童の療育給付制度 (児童福祉法第20条)	骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。	<p>○支給対象 骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担 医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績:近年、給付実績なし</p>																																																					
肝炎治療医療費助成事業 (肝炎治療特別促進事業実施要綱)	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。	<p>○対象医療 C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎ウイルスに対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。</p> <p>○助成期間 原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。</p> <p>○自己負担額 患者の1か月の自己負担額(3割及び高額療養費支給後等)が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税(所得割)課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>235千円以上</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>235千円未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○受給者数:902人(H30.3末現在)</p>	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)	甲	235千円以上	20,000 円	乙	235千円未満	10,000 円																																												
階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)																																																					
甲	235千円以上	20,000 円																																																					
乙	235千円未満	10,000 円																																																					



助成制度名	目的	概要																																																																																																																																																
障がい児療養支援制度 (障がい児療養支援事業実施要綱)	心臓疾患等、県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担の軽減を図る。	<p>&lt;交通費助成&gt;</p> <p>○助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証(育成医療)の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> </ul> <p>○助成回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の有効期間内に原則1回</li> <li>・上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査に各1回</li> </ul> <p>○助成金額(単位:千円)</p> <p>(1)入院(2日以上)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>110</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)入院(1日)又は通院の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>60</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定</p> <p>○申請先:島根県心身障害児(者)親の会連合会</p> <p>○財源:県(10/10)</p> <p>○実績(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>114</td> <td>118</td> <td>111</td> <td>114</td> <td>72</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>77</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;滞在資金貸付&gt;</p> <p>○貸付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証(育成医療)の交付を受けている児童の保護者</li> <li>・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること</li> <li>・児童の入院が連続して10日以上となること</li> </ul> <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付対象となる経費 入院の準備経費、付添者の滞在経費</li> <li>・貸付金の限度額 入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円 入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円</li> <li>・据置期間:退院後1年以内</li> <li>・償還期間:5年以内</li> <li>・貸付利子:無利子</li> </ul> <p>○申請先:島根県社会福祉協議会</p> <p>○財源:県(10/10)</p> <p>○実績(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	90	180	西部	浜田市	30	50	—	30	40	50	80	100	130	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	110	190	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	20	10	30	50	40	40	60	120	西部	浜田市	20	30	—	20	20	30	50	60	80	隠岐	隠岐の島町	—	30	30	40	60	60	50	70	130	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	助成件数	76	75	114	118	111	114	72	51	60	77	84	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	貸付件数	6	2	2	1	3	4	2	3	1	1	1
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																																																																																																			
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																																																																																													
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	90	180																																																																																																																																								
西部	浜田市	30	50	—	30	40	50	80	100	130																																																																																																																																								
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	110	190																																																																																																																																								
区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東																																																																																																																																								
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																																																																																													
東部	松江市	—	20	10	30	50	40	40	60	120																																																																																																																																								
西部	浜田市	20	30	—	20	20	30	50	60	80																																																																																																																																								
隠岐	隠岐の島町	—	30	30	40	60	60	50	70	130																																																																																																																																								
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																							
助成件数	76	75	114	118	111	114	72	51	60	77	84																																																																																																																																							
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																							
貸付件数	6	2	2	1	3	4	2	3	1	1	1																																																																																																																																							

助成制度名	目的	概要																																												
特定疾患治療研究事業 (平成27年1月1日改正) (特定疾患治療研究事業実施要領)	難病法の施行前に特定疾患治療研究事業の対象とされていた疾患のうち、指定難病以外の疾患について、当該患者の医療費の負担を軽減する。	<p>○対象者</p> <p>対象疾患(スモン、プリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)に罹患している県内に住所を有する者。            また、難治性の肝炎のうち劇症肝炎及び重症急性膵炎については、平成26年12月31日現在で当該疾患に罹患し、その後も継続して認定基準を満たしている者、重症多形滲出性紅斑(急性期)にあっては、平成26年7月1日から同年12月31日までに当該疾患に罹患し、その有効期限の範囲内の者。</p> <p>○事業内容</p> <p>医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額を公費負担する。</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○対象者数:18人(平成29年3月末現在)</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10)</p> <p>○実績(制度改正前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>613,470,206 円</td> <td>4,250 人</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>675,933,964 円</td> <td>4,479 人</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>730,051,609 円</td> <td>4,702 人</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>768,396,434 円</td> <td>4,876 人</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>781,644,043 円</td> <td>5,088 人</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>824,522,866 円</td> <td>5,096 人</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>867,871,076 円</td> <td>5,332 人</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>929,270,098 円</td> <td>5,762 人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	公費負担額	受給者数	H18	613,470,206 円	4,250 人	H19	675,933,964 円	4,479 人	H20	730,051,609 円	4,702 人	H21	768,396,434 円	4,876 人	H22	781,644,043 円	5,088 人	H23	824,522,866 円	5,096 人	H24	867,871,076 円	5,332 人	H25	929,270,098 円	5,762 人																	
年度	公費負担額	受給者数																																												
H18	613,470,206 円	4,250 人																																												
H19	675,933,964 円	4,479 人																																												
H20	730,051,609 円	4,702 人																																												
H21	768,396,434 円	4,876 人																																												
H22	781,644,043 円	5,088 人																																												
H23	824,522,866 円	5,096 人																																												
H24	867,871,076 円	5,332 人																																												
H25	929,270,098 円	5,762 人																																												
特定医療費(指定難病)支給事業 (平成27年1月1日施行) (難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項)	発病の機構が明らかでなく、かつ治療法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾患にかかることにより、長期にわたり療養が必要な者に対する医療費の負担軽減を図る。	<p>○対象者</p> <p>指定難病に罹患している県内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者。            ①その病状が、厚生労働大臣が定める程度である者。            ②支給認定の申請があつた月以前の12月以内に、医療費総額が33,330円を超える月が既に3ヵ月以上ある者。            ③平成29年12月31日までの間においては、平成26年12月31日において特定疾患治療研究事業による医療給付を受けていた者で、その疾患の程度が特定疾患治療研究事業の対象疾患ごとの認定基準に該当するもの。</p> <p>○事業内容</p> <p>患者の自己負担額は、医療費の2割(介護保険制度等は1割)とする。            ただし、下表の自己負担上限額と医療費の2割(1割)を比較して、自己負担上限額を超える場合は、自己負担上限額までが患者の自己負担額となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="3">自己負担上限額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>高額かつ長期</th> <th>人工呼吸器等装着者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>生活保護受給者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td rowspan="2">           (※1)            市町村民税非課税世帯         </td> <td>低所得Ⅰ:収入等 ~ 800,000円</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>低所得Ⅱ:収入等 800,001円 ~</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一般所得Ⅰ:市町村民税所得割額 0円 ~ 70,999円</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>一般所得Ⅱ:市町村民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>上位所得:市町村民税所得割額 251,000円 ~</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院時の食費</td> <td colspan="3">全額自己負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一世帯内に2人以上の難病患者又は小児慢性特定疾病患者がいる場合は、世帯内で最も自己負担の大きい者の額を按分して算出する</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○対象者数:6,526人(平成29年3月末現在)</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2)</p>	階 層 区 分		自己負担上限額			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者	I	生活保護受給者	0円	0円	0円	II	(※1) 市町村民税非課税世帯	低所得Ⅰ:収入等 ~ 800,000円	2,500円	2,500円	1,000円	III	低所得Ⅱ:収入等 800,001円 ~	5,000円	5,000円	1,000円	IV	一般所得Ⅰ:市町村民税所得割額 0円 ~ 70,999円	10,000円	5,000円	1,000円	V	一般所得Ⅱ:市町村民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円	20,000円	10,000円	1,000円	VI	上位所得:市町村民税所得割額 251,000円 ~	30,000円	20,000円	1,000円	入院時の食費		全額自己負担		
階 層 区 分		自己負担上限額																																												
		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者																																										
I	生活保護受給者	0円	0円	0円																																										
II	(※1) 市町村民税非課税世帯	低所得Ⅰ:収入等 ~ 800,000円	2,500円	2,500円	1,000円																																									
III		低所得Ⅱ:収入等 800,001円 ~	5,000円	5,000円	1,000円																																									
IV	一般所得Ⅰ:市町村民税所得割額 0円 ~ 70,999円	10,000円	5,000円	1,000円																																										
V	一般所得Ⅱ:市町村民税所得割額 71,000円 ~ 250,999円	20,000円	10,000円	1,000円																																										
VI	上位所得:市町村民税所得割額 251,000円 ~	30,000円	20,000円	1,000円																																										
入院時の食費		全額自己負担																																												

助成制度名	目的	概要																																																																																												
小児慢性特定疾病医療支援  (児童福祉法第19条の2)	小児の慢性疾病のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾病について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾病に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。)</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額(医療費等の2割相当額を超えるときは、2割相当額)を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="3">自己負担上限額</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>重症等</th> <th>人工呼吸器等装着者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>生活保護受給者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td rowspan="2">(※1) 市町村民税非課税世帯</td> <td>低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円</td> <td>1,250円</td> <td>1,250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>低所得Ⅱ：収入等 800,001円～</td> <td>2,500円</td> <td>2,500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～ 70,999円</td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～ 250,999円</td> <td>10,000円</td> <td>5,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～</td> <td>15,000円</td> <td>10,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入院時の食費</td> <td colspan="3">1/2自己負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一世帯内に2人以上の小慢児童または難病患者がいる場合は、世帯内で最も自己負担の大きい者の額を按分して算出する ※血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所(松江市在住者は松江市役所) ○対象者数：647人(H29年3月末現在) ○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>139,784,121円</td><td>674人</td><td></td></tr> <tr><td>H19</td><td>138,773,687円</td><td>667人</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>140,414,574円</td><td>662人</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>154,682,560円</td><td>637人</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>131,789,528円</td><td>643人</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>129,266,761円</td><td>648人</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>128,314,315円</td><td>664人</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>133,284,540円</td><td>680人</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>145,698,383円</td><td>658人</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>135,471,734円</td><td>657人</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>132,652,906円</td><td>647人</td><td></td></tr> </tbody> </table>	階 層 区 分		自己負担上限額			一般	重症等	人工呼吸器等装着者	I	生活保護受給者	0円	0円	0円	II	(※1) 市町村民税非課税世帯	低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円	1,250円	1,250円	500円	III	低所得Ⅱ：収入等 800,001円～	2,500円	2,500円	500円	IV	一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～ 70,999円	5,000円	2,500円	500円	V	一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～ 250,999円	10,000円	5,000円	500円	VI	上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～	15,000円	10,000円	500円	入院時の食費		1/2自己負担			年度	公費負担額	受給者数	備考	H18	139,784,121円	674人		H19	138,773,687円	667人		H20	140,414,574円	662人		H21	154,682,560円	637人		H22	131,789,528円	643人		H23	129,266,761円	648人		H24	128,314,315円	664人		H25	133,284,540円	680人		H26	145,698,383円	658人		H27	135,471,734円	657人		H28	132,652,906円	647人	
階 層 区 分		自己負担上限額																																																																																												
		一般	重症等	人工呼吸器等装着者																																																																																										
I	生活保護受給者	0円	0円	0円																																																																																										
II	(※1) 市町村民税非課税世帯	低所得Ⅰ：収入等 ～ 800,000円	1,250円	1,250円	500円																																																																																									
III		低所得Ⅱ：収入等 800,001円～	2,500円	2,500円	500円																																																																																									
IV	一般所得Ⅰ：市町村民税所得割額 0円～ 70,999円	5,000円	2,500円	500円																																																																																										
V	一般所得Ⅱ：市町村民税所得割額 71,000円～ 250,999円	10,000円	5,000円	500円																																																																																										
VI	上位所得：市町村民税所得割額 251,000円～	15,000円	10,000円	500円																																																																																										
入院時の食費		1/2自己負担																																																																																												
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																																																											
H18	139,784,121円	674人																																																																																												
H19	138,773,687円	667人																																																																																												
H20	140,414,574円	662人																																																																																												
H21	154,682,560円	637人																																																																																												
H22	131,789,528円	643人																																																																																												
H23	129,266,761円	648人																																																																																												
H24	128,314,315円	664人																																																																																												
H25	133,284,540円	680人																																																																																												
H26	145,698,383円	658人																																																																																												
H27	135,471,734円	657人																																																																																												
H28	132,652,906円	647人																																																																																												
妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業  (妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)	早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している妊産婦であって母体又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く者。</p> <p>○事業内容 対象疾患に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額(円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額…入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額 ※特別加算額…入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：県10/10 ○実績：H19、20、21、23、24、25、26、27、28は実績なし H22は1件(21,300円)</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額(円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																																																																	
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額(円)																																																																																								
			開腹	分娩誘発その他																																																																																										
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																																																																																										
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																																																																																										
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																																																																																										
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																																																																																										

助成制度名	目的	概要
<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」)</p>	<p>体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p>	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり15万円(治療内容によっては上限7万5千円、初回申請時のみ30万円、男性不妊治療が必要な場合には15万円を限度に上乘せ) 年齢要件あり(治療開始時の妻の年齢が43歳未満のみ) 助成回数制限あり(治療開始時の妻の年齢40歳未満:通算6回まで、40歳以上:通算3回まで) 所得制限あり(夫婦の所得730万円未満)</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○財源:国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績: 平成21年度…340組;562件(75,357千円) 平成22年度…361組;559件(78,550千円) 平成23年度…424組;732件(104,365千円) 平成24年度…453組;799件(114,933千円) 平成25年度…499組;862件(105,064千円) 平成26年度…554組;934件(114,235千円) 平成27年度…601組;977件(128,757千円) 平成28年度…503組;838件(134,808千円)</p>
<p>男性不妊検査費助成事業</p> <p>(男性不妊検査費助成事業実施要綱)</p>	<p>男性が不妊検査を受けた場合にその費用を助成することにより、早期に適切な治療を開始することを促し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。</p>	<p>○助成対象 法律上の婚姻関係にある夫婦であって、男性不妊検査を受けた者</p> <p>○助成内容 男性不妊検査に要した費用の7割の額とし、上限額2万8千円までとする。</p> <p>○申請先:各保健所</p> <p>○財源:県(10/10)</p>

助成制度名	目的	概要																																																																																																																																						
原爆各種手当 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線を原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容(H30年4月1日現在)																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>51,700 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>48,180 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>34,430 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>17,270 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>34,430 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td>重度:上限 105,290 円  中度:上限 70,190 円</td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,980 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額(月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)	140,000 円	特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	51,700 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	48,180 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	34,430 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	17,270 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	34,430 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 105,290 円  中度:上限 70,190 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,980 円																																																																																																													
		手当種別	支給対象	手当額(月額)																																																																																																																																				
		医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人(認定被爆者)	140,000 円																																																																																																																																				
		特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	51,700 円																																																																																																																																				
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	48,180 円																																																																																																																																				
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	34,430 円																																																																																																																																				
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	17,270 円																																																																																																																																				
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(ケロト)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	34,430 円																																																																																																																																				
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 105,290 円  中度:上限 70,190 円																																																																																																																																				
			【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,980 円																																																																																																																																				
		○申請先:各保健所																																																																																																																																						
		○財源:介護手当:国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																																						
		○被爆者数(単位:人)																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>1,405</td> <td>1,318</td> <td>1,225</td> <td>1,133</td> <td>1,026</td> <td>918</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	人数	1,405	1,318	1,225	1,133	1,026	918																																																																																																																										
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																		
人数	1,405	1,318	1,225	1,133	1,026	918																																																																																																																																		
※年度末現在																																																																																																																																								
○実績																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>198</td> <td>253</td> <td>256</td> <td>248</td> <td>250</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>27,024</td> <td>50,638</td> <td>39,199</td> <td>35,559</td> <td>35,181</td> <td>33,721</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>39</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>68</td> <td>72</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,966</td> <td>2,411</td> <td>2,395</td> <td>3,475</td> <td>3,708</td> <td>3,705</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>15,900</td> <td>14,724</td> <td>13,701</td> <td>12,674</td> <td>11,465</td> <td>10,270</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>532,321</td> <td>492,686</td> <td>455,551</td> <td>431,430</td> <td>393,250</td> <td>351,953</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>286</td> <td>262</td> <td>237</td> <td>216</td> <td>201</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>4,814</td> <td>4,396</td> <td>3,951</td> <td>3,688</td> <td>3,458</td> <td>3,059</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>81</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,720</td> <td>2,408</td> <td>2,393</td> <td>2,451</td> <td>2,470</td> <td>2,879</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>47</td> <td>53</td> <td>40</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,733</td> <td>2,448</td> <td>1,540</td> <td>1,389</td> <td>1,229</td> <td>1,363</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>47</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>69</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,697</td> <td>391</td> <td>35</td> <td>1,274</td> <td>33</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>93</td> <td>101</td> <td>96</td> <td>85</td> <td>94</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,993</td> <td>2,155</td> <td>1,824</td> <td>1,912</td> <td>2,058</td> <td>2,013</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	医療特別手当	件	198	253	256	248	250	239	千円	27,024	50,638	39,199	35,559	35,181	33,721	特別手当	件	39	48	48	68	72	72	千円	1,966	2,411	2,395	3,475	3,708	3,705	健康管理手当	件	15,900	14,724	13,701	12,674	11,465	10,270	千円	532,321	492,686	455,551	431,430	393,250	351,953	保健手当(低額)	件	286	262	237	216	201	178	千円	4,814	4,396	3,951	3,688	3,458	3,059	保健手当(高額)	件	81	72	72	72	72	84	千円	2,720	2,408	2,393	2,451	2,470	2,879	費用介護(重度)	件	47	53	40	31	22	23	千円	2,733	2,448	1,540	1,389	1,229	1,363	費用介護(中度)	件	47	18	12	69	11	10	千円	1,697	391	35	1,274	33	38	家族介護	件	93	101	96	85	94	92	千円	1,993	2,155	1,824	1,912	2,058	2,013	備考							
年度	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																																																																																																																	
医療特別手当	件	198	253	256	248	250	239																																																																																																																																	
	千円	27,024	50,638	39,199	35,559	35,181	33,721																																																																																																																																	
特別手当	件	39	48	48	68	72	72																																																																																																																																	
	千円	1,966	2,411	2,395	3,475	3,708	3,705																																																																																																																																	
健康管理手当	件	15,900	14,724	13,701	12,674	11,465	10,270																																																																																																																																	
	千円	532,321	492,686	455,551	431,430	393,250	351,953																																																																																																																																	
保健手当(低額)	件	286	262	237	216	201	178																																																																																																																																	
	千円	4,814	4,396	3,951	3,688	3,458	3,059																																																																																																																																	
保健手当(高額)	件	81	72	72	72	72	84																																																																																																																																	
	千円	2,720	2,408	2,393	2,451	2,470	2,879																																																																																																																																	
費用介護(重度)	件	47	53	40	31	22	23																																																																																																																																	
	千円	2,733	2,448	1,540	1,389	1,229	1,363																																																																																																																																	
費用介護(中度)	件	47	18	12	69	11	10																																																																																																																																	
	千円	1,697	391	35	1,274	33	38																																																																																																																																	
家族介護	件	93	101	96	85	94	92																																																																																																																																	
	千円	1,993	2,155	1,824	1,912	2,058	2,013																																																																																																																																	
備考																																																																																																																																								
※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																																								

助成制度名	目的	概要																																																												
国民健康保険調整交付金  (国民健康保険法第72条の2)  ※H30年度からは特別会計操出金	市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。	○交付内容 県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の9%を交付総額として、その6/9を普通調整交付金、3/9を特別調整交付金として交付する。 ・普通調整交付金(定率交付分) 国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。 ・特別調整交付金 各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。 ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>2,687,548</td><td>2,431,152</td><td>256,396</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>2,480,837</td><td>2,168,532</td><td>312,305</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>2,519,854</td><td>2,293,047</td><td>226,807</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>2,544,886</td><td>2,343,881</td><td>201,005</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>2,423,706</td><td>2,204,031</td><td>219,675</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>3,063,442</td><td>2,088,533</td><td>974,909</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>3,167,666</td><td>2,175,810</td><td>991,856</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>3,145,829</td><td>2,144,373</td><td>1,001,456</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>3,102,312</td><td>2,072,011</td><td>1,029,301</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>3,089,373</td><td>2,074,375</td><td>1,014,998</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>4,431,779</td><td>3,426,285</td><td>1,005,494</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305		H21	2,519,854	2,293,047	226,807		H22	2,544,886	2,343,881	201,005		H23	2,423,706	2,204,031	219,675		H24	3,063,442	2,088,533	974,909		H25	3,167,666	2,175,810	991,856		H26	3,145,829	2,144,373	1,001,456		H27	3,102,312	2,072,011	1,029,301		H28	3,089,373	2,074,375	1,014,998		H29	4,431,779	3,426,285	1,005,494	
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																																																										
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																																																											
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																																																											
H21	2,519,854	2,293,047	226,807																																																											
H22	2,544,886	2,343,881	201,005																																																											
H23	2,423,706	2,204,031	219,675																																																											
H24	3,063,442	2,088,533	974,909																																																											
H25	3,167,666	2,175,810	991,856																																																											
H26	3,145,829	2,144,373	1,001,456																																																											
H27	3,102,312	2,072,011	1,029,301																																																											
H28	3,089,373	2,074,375	1,014,998																																																											
H29	4,431,779	3,426,285	1,005,494																																																											
国民健康保険保険基盤安定負担金  (国民健康保険法第72条の3の2、第72条の4)	国保の保険料(税)軽減分等の助成をすることにより、国保財政の安定化と保険料(税)負担の適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>1,879,209</td><td>142,268</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,250,976</td><td>92,533</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,300,753</td><td>99,251</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,432,789</td><td>102,606</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,460,572</td><td>108,520</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,444,134</td><td>106,475</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,441,615</td><td>106,663</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,741,652</td><td>125,677</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,812,719</td><td>321,960</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>1,854,020</td><td>333,361</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,840,663</td><td>330,675</td><td>確定予定額</td></tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533		H21	1,300,753	99,251		H22	1,432,789	102,606		H23	1,460,572	108,520		H24	1,444,134	106,475		H25	1,441,615	106,663		H26	1,741,652	125,677		H27	1,812,719	321,960		H28	1,854,020	333,361		H29	1,840,663	330,675	確定予定額												
年度	①軽減分	②支援分	備考																																																											
H19	1,879,209	142,268																																																												
H20	1,250,976	92,533																																																												
H21	1,300,753	99,251																																																												
H22	1,432,789	102,606																																																												
H23	1,460,572	108,520																																																												
H24	1,444,134	106,475																																																												
H25	1,441,615	106,663																																																												
H26	1,741,652	125,677																																																												
H27	1,812,719	321,960																																																												
H28	1,854,020	333,361																																																												
H29	1,840,663	330,675	確定予定額																																																											

助成制度名	目的	概要																																				
国民健康保険高額医療費共同事業 (国民健康保険法第81条の2)  ※H30年度からは特別会計操出金	高額医療費の一部を負担することにより、国保財政の安定化を図る。	<p>○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。</p> <p>○補助率 国(1/4)、県(1/4)</p> <p>○実績(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>278,447</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>285,176</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>309,736</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>349,205</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>381,456</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>379,279</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>388,038</td><td></td></tr> <tr><td>H26</td><td>403,716</td><td></td></tr> <tr><td>H27</td><td>443,620</td><td></td></tr> <tr><td>H28</td><td>497,984</td><td></td></tr> <tr><td>H29</td><td>427,430</td><td>確定予定額</td></tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H19	278,447		H20	285,176		H21	309,736		H22	349,205		H23	381,456		H24	379,279		H25	388,038		H26	403,716		H27	443,620		H28	497,984		H29	427,430	確定予定額
年度	県負担額	備考																																				
H19	278,447																																					
H20	285,176																																					
H21	309,736																																					
H22	349,205																																					
H23	381,456																																					
H24	379,279																																					
H25	388,038																																					
H26	403,716																																					
H27	443,620																																					
H28	497,984																																					
H29	427,430	確定予定額																																				
福祉医療費助成制度	福祉医療費助成対象者(重度心身障害がい及びひとり親家庭)に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	<p>○対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>要件</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障がい者</td> <td>療育手帳A所持者</td> <td rowspan="5">特別障害者手当の所得制限を準用</td> </tr> <tr> <td>重度身体障がい者</td> <td>身障手帳1～2級所持者</td> </tr> <tr> <td>重度精神障がい者</td> <td>精神手帳1級</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者</td> </tr> <tr> <td>重複重度障がい者</td> <td>身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下 精神手帳2級所持者でかつ身障手帳3～4級所持者 精神手帳2級所持者でかつIQ50以下</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>○助成する医療費の範囲</p> <p>社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用(入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。)から医療費の1割(次表の限度額を超える場合は、次表の額)を控除した額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>20,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の障がい児(者)</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○申請先:市町村窓口 ○対象者数:25,374人(H29.10.1現在) ○財源内訳:県1/2、市町村1/2 ○H30予算:833,214千円(県補助分)</p>	対象者	要件	所得制限	重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用	重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者	重度精神障がい者	精神手帳1級	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者	重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下 精神手帳2級所持者でかつ身障手帳3～4級所持者 精神手帳2級所持者でかつIQ50以下	ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯	自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	20,000	6,000	市町村民税非課税世帯	2,000	1,000	20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000					
対象者	要件	所得制限																																				
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用																																				
重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者																																					
重度精神障がい者	精神手帳1級																																					
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者																																					
重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下 精神手帳2級所持者でかつ身障手帳3～4級所持者 精神手帳2級所持者でかつIQ50以下																																					
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯																																				
自己負担限度額	控除額(円)																																					
	入院	入院外																																				
一般	20,000	6,000																																				
市町村民税非課税世帯	2,000	1,000																																				
20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000																																				

助成制度名	目的	概要																								
自立支援医療 (更生医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障がいの除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	<p>○対象者            身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がいがあると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうもの</p> <p>○対象疾患</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)視覚障がいによるもの</li> <li>2)聴覚、平衡機能の障がいによるもの</li> <li>3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの</li> <li>4)肢体不自由によるもの</li> <li>5)心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)</li> <li>6)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)</li> </ol> <p>○負担割合            原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="539 573 1390 927"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 &gt; 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 &lt; 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 &lt; 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続)</p> <p>○申請先:市町村窓口            ○財源内訳:国1/2、県1/4、市町村1/4            ○H30予算:141,987千円(県負担分)</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							
自立支援医療 (精神通院医療) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項)	精神障がい者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障がいの適正な医療を普及する。	<p>○対象者            精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者)又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの(現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要がある場合も対象となる)</p> <p>○対象となる精神障がい</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)躁及び抑うつ状態</li> <li>2)幻覚妄想状態</li> <li>3)精神運動興奮及び昏迷の状態</li> <li>4)統合失調等残遺状態</li> <li>5)情動及び行動の障がい</li> <li>6)不安及び不穏状態</li> <li>7)けいれん及び意識障がい</li> <li>8)精神作用物質の乱用及び依存</li> <li>9)知能障がい</li> </ol> <p>○負担割合            原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="539 1727 1390 1989"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 &gt; 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 &lt; 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 &lt; 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続)</p> <p>○申請先:市町村窓口            ○財源内訳:国1/2、県1/2            ○H30予算:1,379,135千円(県負担分)</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							



貸 付 事 業 一 覧

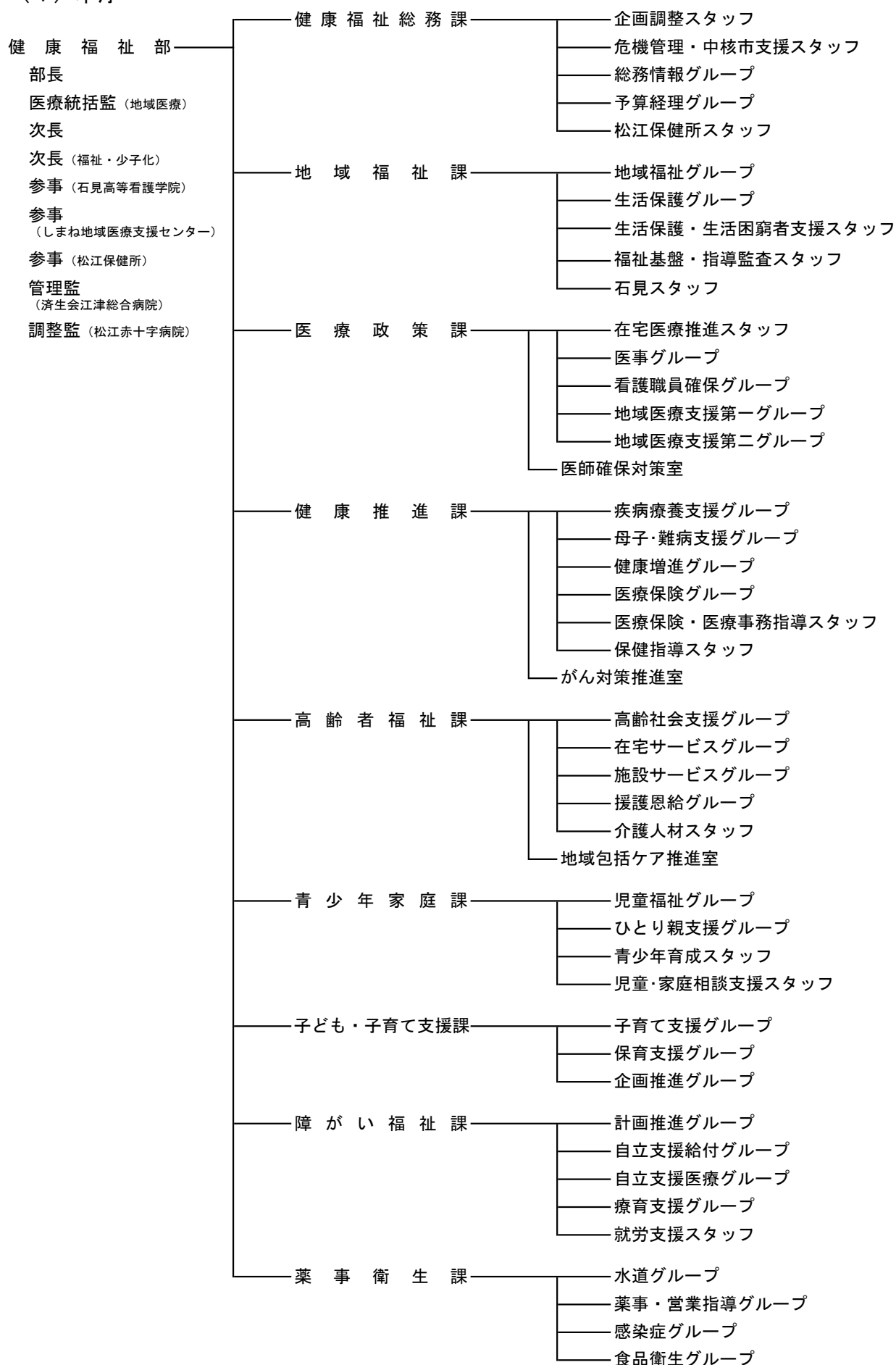
事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子父子 寡婦福祉 資金	配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金、 事業継続資金、 修学資金、 技能習得資金、 修業資金、 就職支度資金、 医療介護資金、 生活資金、 住宅資金、 転宅資金、 就学支度資金、 結婚資金	母子家庭の母、 父子家庭の父、 寡婦、母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子 又は年 1.0%	青少年家庭課で受付 (松江市、 浜田市、 出雲市、 江津市、 雲南市、 奥出雲町、 飯南町、 川本町、 美郷町、 邑南町、 吉賀町、 海士町、 西ノ島町、 知夫村、 隠岐の島町 については各市町村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者又は障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	総合支援資金、 福祉資金、 教育支援資金、 不動産担保型生活資金	低所得世帯、 障がい者世帯、 高齢者世帯	資金ごとに設定	・据置期間 資金ごとに設定  ・償還期間 20年以内で 資金ごとに設定	無利子 (連帯 保証人 がない 場合は 利子が 年1. 5%と なる資 金あり)	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
臨時特例 つなぎ資 金	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。	臨時特例つなぎ 資金	住居のない離職 者	10万円以内	一括交付	無利子	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象 児童の扶養義務 者 ・居住地に 応じて定める 起点から120 Kmを超える 県外医療機 関に10日 以上入院する こと	入院予定期間 ・1ヶ月未満 30万円 ・1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年 以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社 会福祉協 議会取扱

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利 率	備 考
配偶者等からの暴力被害者自立支援金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金、 住宅借上げ資金	女性相談センターにおいて一時保護中、または一時保護所退所後6ヶ月以内のDV被害者で、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	・据置期間 貸付けの日から3か月以内 ・償還期間 据置期間の満了の日から3年以内	無利子	窓口は女性相談センター
児童養護施設退所者等自立支援事業	児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中、及びこれらを退所又は解除となった者に対し、自立支援資金を貸し付け円滑な自立を支援する。	①生活支援費 ②家賃支援費 ③資格取得支援費  ※生活支援費は進学の場合のみ	①・② 児童養護施設等を退所又は里親への委託が解除された者のうち、保護者からの経済的援助が見込めない者であって大学等に進学又は就職をする者。 (生活支援費は進学の場合のみ対象)  ③ 原則として、児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者。	① 月額5万円 ② 1月あたりの生保基準相当額 ③ 資格取得に要する費用の実費(上限25万円)	① 大学等の正規就学期間 ② 進学の場合 大学等の正規就学期間 就職の場合 退所及び委託解除後2年を限度として就業している期間  ※返済免除規定あり	無利子	島根県社会福祉協議会取扱
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修業し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を行い、ひとり親の修業に係る負担を軽減し、資格取得を促進し自立の促進を図る。	・入学準備金 ・就職準備金	ひとり親家庭の親で、高等職業訓練促進給付金の受給者	・入学準備金 50万円 ・就職準備金 20万円	・養成機関への入学時 ・養成機関を修了し、かつ資格取得時  ※返済免除規定あり	無利子	島根県社会福祉協議会 (高等職業訓練促進給付金は各実施市町村)

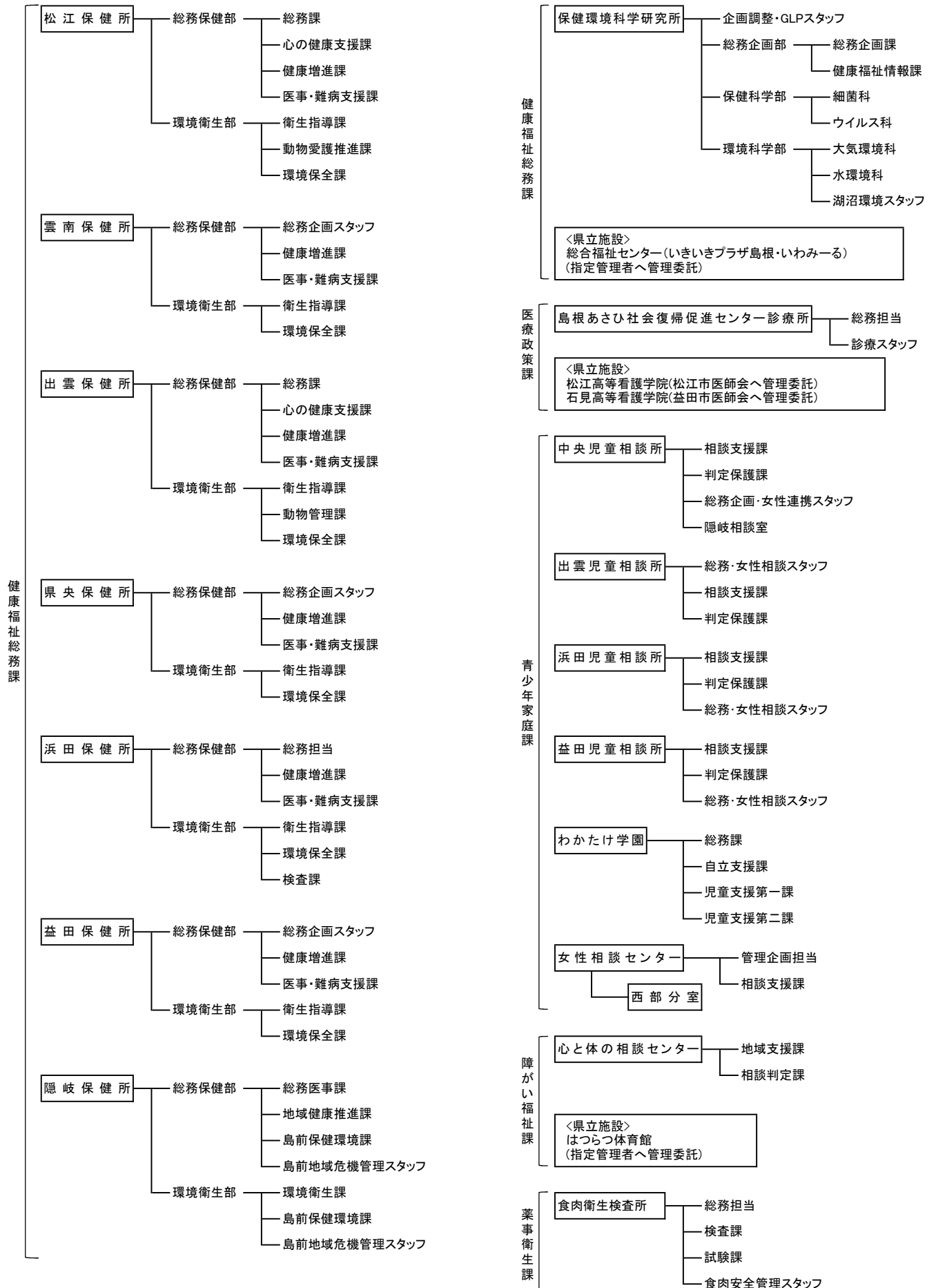
事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利 率	備 考
保育補助者雇上費貸付	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士の再就職支援を図る。	保育補助者の雇上費貸付	保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）、小規模保育事業者、事業所内保育事業者	年額2,953千円以内 ※特定の保育所については、上記に加え2,215千円を加算	保育補助者が保育所に勤務する期間（上限3年間）	無利子	島根県社会福祉協議会
(保育士)就職準備金貸付	同上	就職準備金貸付	以下の要件のいずれも満たす者 ・保育士登録後1年以上経過した者 ・保育所等を離職後1年以上経過した者又は保育所等に勤務経験のない者 ・保育所等に新たに勤務する者(保育士として週20時間以上の勤務を要する)	40万円以内	1回	無利子	島根県社会福祉協議会
未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	同上	保育料貸付	・未就学児をもつ保育士であって、保育所等に新たに勤務する者(週20時間以上の勤務を要する) ・保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者(週20時間以上の勤務を要する)	未就学児の保育料の半額（上限月額27千円）	当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間	無利子	島根県社会福祉協議会
未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	同上	子どもの預かり支援事業利用料金の貸付	・保育所等に雇用され、未就学児を持ち保育所等を利用している保育士であって、保育所の勤務時間帯の理由により子どもの預かり支援に関する事業を利用する必要がある者	利用料金の半額(上限年額123千円以内)	当該保育所等に勤務を開始した日から起算して2年間	無利子	島根県社会福祉協議会

## 健康福祉部の組織（平成30年4月1日）

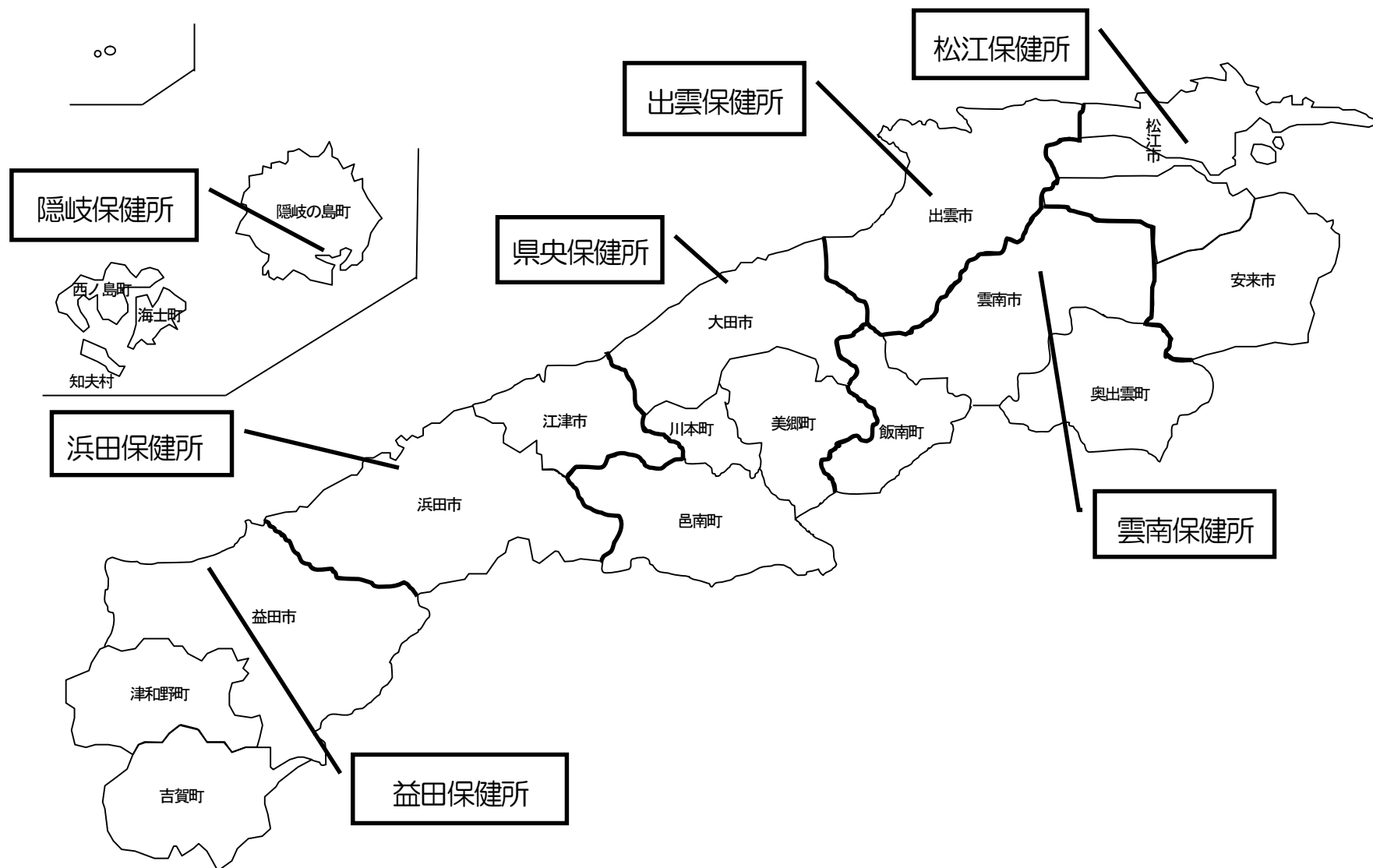
### （1）本庁



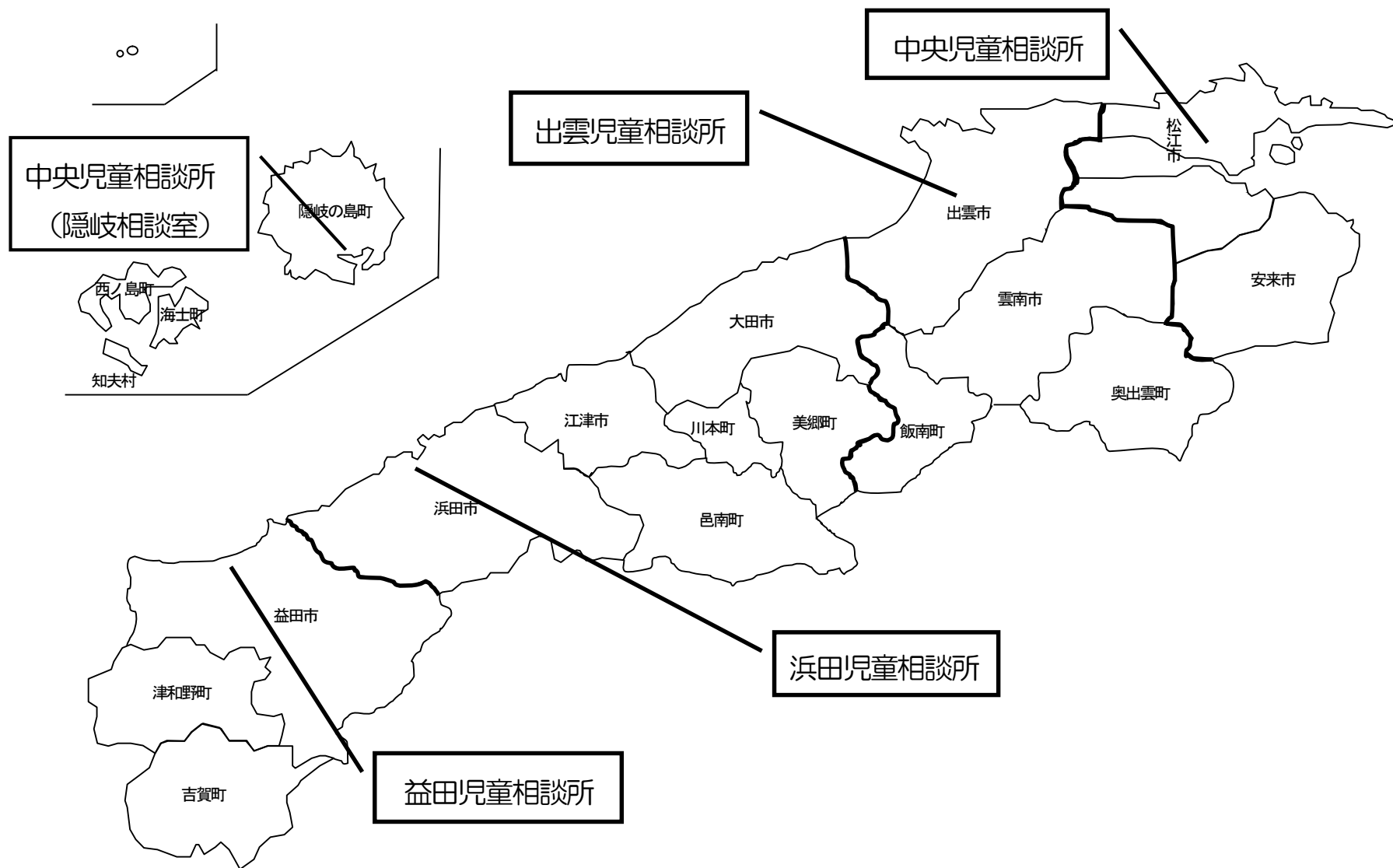
## (2) 地方機関



# 保健所の所管区域（平成30年4月1日現在）



# 児童相談所の所管区域（平成30年4月1日現在）



# 平成30年度当初予算の概要

## 1 一般会計

(1) 県全体の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減額	増減率
県 予 算	452,000,337	511,771,107	▲ 59,770,770	▲ 11.7
う ち 健 康 福 祉 部	71,210,934	73,235,668	▲ 2,024,734	▲ 2.8

(2) 健康福祉部課別の状況

(単位：千円、%)

課 名	区 分	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減額	増減率
健康福祉総務課	事業費	2,524,325	2,404,805	119,520	5.0
	一般財源	2,209,599	2,343,427	▲ 133,828	▲ 5.7
地域福祉課	事業費	1,342,393	1,530,505	▲ 188,112	▲ 12.3
	一般財源	1,171,729	1,340,400	▲ 168,671	▲ 12.6
医療政策課	事業費	10,239,270	9,748,705	490,565	5.0
	一般財源	6,688,489	6,362,667	325,822	5.1
健康推進課	事業費	20,683,536	22,262,168	▲ 1,578,632	▲ 7.1
	一般財源	19,170,401	19,644,319	▲ 473,918	▲ 2.4
高齢者福祉課	事業費	13,976,779	15,064,355	▲ 1,087,576	▲ 7.2
	一般財源	12,938,016	13,233,777	▲ 295,761	▲ 2.2
青少年家庭課	事業費	2,882,239	4,239,058	▲ 1,356,819	▲ 32.0
	一般財源	2,042,372	3,497,077	▲ 1,454,705	▲ 41.6
子ども・子育て 支 援 課	事業費	8,298,978	6,528,527	1,770,451	27.1
	一般財源	8,075,511	6,117,290	1,958,221	32.0
障がい福祉課	事業費	9,888,448	9,935,170	▲ 46,722	▲ 0.5
	一般財源	7,772,369	7,891,992	▲ 119,623	▲ 1.5
薬事衛生課	事業費	1,374,966	1,522,375	▲ 147,409	▲ 9.7
	一般財源	613,029	601,220	11,809	2.0
健康福祉部計	事業費	71,210,934	73,235,668	▲ 2,024,734	▲ 2.8
	一般財源	60,681,515	61,032,169	▲ 350,654	▲ 0.6

## 2 特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名	区 分	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減額	増減率
島根県立島根あさひ 社会復帰促進センター 診療所特別会計	事業費	271,556	272,689	▲ 1,133	▲ 0.4
	一般財源	0	0	0	0.0
島根県国民健康保険 特別会計	事業費	65,259,948	0	65,259,948	-
	一般財源	0	0	0	-
島根県母子父子寡 婦福祉資金特別会 計	事業費	449,313	599,912	▲ 150,599	▲ 25.1
	一般財源	0	0	0	0.0



国勢調査人口

市町村等	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	市町村等	平成17年	平成22年	市町村等	平成27年
松江市	110,534	118,005	127,440	135,568	140,005	142,956	147,416	152,616	松江市	196,603	194,258	松江市	206,230
浜田市	51,483	49,407	50,316	50,799	51,071	49,135	48,515	47,187	浜田市	63,046	61,713	浜田市	58,105
出雲市	68,765	69,078	71,568	77,303	80,749	82,679	84,854	87,330	出雲市	146,307	143,796	出雲市	171,938
益田市	52,729	50,071	50,734	52,756	54,049	52,412	51,559	50,128	益田市	52,368	50,015	益田市	47,718
大田市	42,322	38,192	37,449	38,026	38,242	36,922	35,333	33,609	大田市	40,703	37,996	大田市	35,166
安来市	30,778	30,796	32,004	32,660	33,056	32,439	31,637	30,520	安来市	43,839	41,836	安来市	39,528
江津市	30,209	27,891	27,992	28,264	28,597	27,748	26,958	25,773	江津市	27,774	25,697	江津市	24,468
平田市	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006	雲南市	44,403	41,917	雲南市	39,032
鹿島町	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414	東出雲町	14,193	14,355	東出雲町	13,063
島根町	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447	奥出雲町	15,812	14,456	奥出雲町	13,063
美保関町	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781	飯南町	5,979	5,534	飯南町	5,031
東出雲町	9,573	10,323	10,360	10,889	11,507	11,448	11,365	12,275	飯南町	27,444	27,689	飯南町	3,442
八雲村	4,162	3,839	3,877	4,736	5,508	6,248	6,694	6,844	斐川町	4,324	3,900	斐川町	4,900
玉湯町	5,921	6,046	6,188	6,238	6,368	6,258	6,119	6,114	川本町	5,911	5,351	川本町	11,101
宍道町	9,813	9,480	9,445	9,841	9,987	9,836	9,593	9,489	美郷町	12,944	11,959	美郷町	7,653
八束町	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584	邑南町	9,515	8,427	邑南町	6,374
広瀬町	12,444	11,317	10,880	10,723	10,590	10,121	9,613	9,205	津和野町	7,362	6,810	津和野町	3,027
伯太町	6,888	6,269	5,916	5,938	5,970	5,932	5,684	5,530	吉賀町	2,581	2,374	吉賀町	2,353
仁多町	12,233	10,920	10,155	9,961	9,691	9,350	9,015	8,733	西ノ島町	3,486	3,136	西ノ島町	3,027
横田町	11,268	9,958	9,243	9,096	9,015	8,750	8,411	7,956	知夫村	725	657	知夫村	615
大東町	18,702	17,094	16,575	16,832	16,665	16,114	15,403	14,607	隠岐の島町	16,904	15,521	隠岐の島町	14,608
加茂町	7,254	6,835	6,769	6,905	6,949	6,854	6,695	6,737	島根県総数	742,223	717,397	島根県総数	694,352
木次町	12,647	11,635	11,040	11,009	10,831	10,516	10,394	10,079	日本全国	127,767,994	128,057,352	日本全国	127,094,745
三刀屋町	10,386	9,358	9,116	9,400	9,251	9,105	8,900	8,561					
吉田村	3,942	3,288	3,058	2,829	2,795	2,686	2,668	2,434					
掛合町	6,351	5,445	4,821	4,502	4,490	4,337	4,188	3,905					
順原町	5,396	4,145	3,701	3,431	3,457	3,380	3,172	3,099					
赤来町	6,045	5,018	4,479	4,340	4,193	3,951	3,721	3,442					
斐川町	23,014	22,384	22,744	23,829	24,592	25,221	25,787	26,816					
佐田町	7,001	5,911	5,600	5,429	5,316	5,189	4,870	4,576					
多伎町	5,199	4,424	4,330	4,498	4,543	4,436	4,321	4,215					
湖陵町	5,662	5,618	5,707	5,951	6,044	5,981	5,779	5,813					
大社町	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020					
温泉津町	8,520	6,927	6,160	5,703	5,283	4,863	4,446	4,053					
仁摩町	7,722	6,356	5,824	5,841	5,752	5,506	5,174	4,911					
川本町	8,507	7,213	6,803	6,303	6,123	5,512	5,099	4,784					
邑智町	8,816	7,438	6,664	6,270	5,861	5,360	5,036	4,606					
大和村	3,663	3,056	2,598	2,568	2,511	2,246	2,175	2,018					
羽須美村	4,528	3,690	3,159	2,907	2,823	2,565	2,304	2,078					
瑞穂町	7,883	6,582	6,152	5,680	5,691	5,518	5,391	5,304					
石見町	8,948	7,647	7,348	7,147	7,281	7,034	6,761	6,484					
桜江町	6,602	5,588	4,939	4,521	4,340	4,026	3,782	3,604					
金城町	6,624	5,628	5,217	5,329	5,800	5,666	5,508	5,216					
旭町	6,055	4,832	4,336	4,058	3,954	3,840	3,354	3,198					
弥栄村	3,446	2,853	2,375	2,179	2,075	1,869	1,845	1,789					
三隅町	12,214	10,872	10,009	9,765	9,629	8,901	8,881	8,073					
美都町	5,352	4,366	3,809	3,551	3,566	3,121	2,941	2,691					
匹見町	5,256	3,871	3,184	2,733	2,465	2,173	2,096	1,803					
津和野町	10,278	8,840	8,011	7,853	7,578	7,072	6,541	6,098					
日原町	7,759	6,572	5,946	5,570	5,424	5,059	4,848	4,530					
柿木村	3,034	2,547	2,440	2,337	2,243	2,103	1,940	1,848					
六日市町	8,208	7,120	6,682	7,078	6,922	6,622	6,660	6,331					
西郷町	16,569	14,668	14,409	14,794	14,623	14,142	13,484	13,194					
布施村	824	741	706	674	575	522	514	522					
五箇村	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173					
都万村	3,352	2,730	2,377	2,247	2,179	2,150	2,122	2,156					
海士町	5,145	4,257	3,809	3,537	3,339	3,119	2,857	2,672					
西ノ島町	5,840	5,210	5,089	4,830	4,886	4,429	4,048	3,804					
知夫村	1,531	1,214	1,072	1,068	941	855	802	718					
島根県総	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503					
日本全国	98,274,961	103,720,060	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843					

資料：総務省統計局「国勢調査 人口等基本集計」（総人口）

但し、昭和40年の布部村（2,068人）は広瀬町、国府町（7,044人）は浜田市へ集計

## 各 種 保 健 統 計 (平成28年)

市町村等	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	医療施設数 (人口10万対)		医師数 (人口10万対)
					病院	一般診療所	
全 国	7.8	10.5	5.0	1.73	6.8	81.2	251.7
島 根 県	7.7	13.9	4.0	1.38	7.4	105.1	286.2
松 江 市	8.3	11.3	4.4	1.49	5.3	106.4	276.0
浜 田 市	6.5	14.8	4.7	1.36	10.5	111.5	226.5
出 雲 市	9.0	11.9	4.2	1.38	6.4	95.8	467.0
益 田 市	7.6	14.3	4.1	1.61	6.4	129.5	246.3
大 田 市	6.8	19.6	3.2	1.47	5.8	124.2	196.4
安 来 市	6.9	14.6	3.3	1.20	10.2	71.7	194.6
江 津 市	6.5	17.4	3.4	1.20	12.4	124.4	186.6
雲 南 市	6.4	16.3	3.2	0.91	7.8	85.7	140.2
奥 出 雲 町	6.0	19.5	2.4	0.94	7.8	86.0	132.9
飯 南 町	6.7	20.0	3.2	1.21	20.2	161.7	181.9
川 本 町	5.3	22.0	2.4	0.30	29.7	89.2	297.2
美 郷 町	4.8	24.9	2.5	1.47	-	167.5	62.8
邑 南 町	4.8	18.5	3.2	1.09	9.1	164.0	182.2
津 和 野 町	5.8	20.0	2.9	1.32	13.2	106.0	132.5
吉 賀 町	4.8	19.6	3.2	1.76	16.0	95.8	207.6
海 士 町	8.6	14.6	1.7	0.86	-	85.9	85.9
西 ノ 島 町	7.1	25.1	3.4	0.68	33.9	135.6	169.5
知 夫 村	7.9	18.9	3.1	0.00	-	157.5	157.5
隠 岐 の 島 町	6.1	16.6	4.0	1.80	6.9	89.8	165.7

資料：厚生労働省「人口動態統計」「医療施設調査」「医師・歯科医師・薬剤師調査」

医師数については平成25年数値

人口10万対比率の算出に用いた人口

- ・「人口動態統計」(国・県) 総務省統計局「平成27年国勢調査による基準人口」(日本人人口)
- ・「人口動態統計」(市町村) 総務省統計局「平成27年国勢調査 人口等基本集計」(日本人人口)
- ・「医療施設調査」 総務省統計局「平成27年国勢調査 人口等基本集計」(総人口)
- ・「医師・歯科医師・薬剤師調査」 島根県の人口移動と推計人口 島根県統計調査偏



H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		
出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	出生率 順位	
1.22	42	1.20	42	1.19	44	1.15	46	1.18	46	1.19	45	1.20	46	1.19	46	北海道
1.44	15	1.35	26	1.35	25	1.29	35	1.31	35	1.28	38	1.30	37	1.26	42	青森県
1.50	10	1.45	11	1.43	12	1.41	14	1.39	19	1.39	22	1.39	26	1.37	26	岩手県
1.31	37	1.27	37	1.24	39	1.24	39	1.25	39	1.27	39	1.29	39	1.25	43	宮城県
1.37	30	1.31	36	1.30	35	1.34	31	1.34	30	1.31	34	1.32	36	1.29	37	秋田県
1.54	5	1.49	5	1.47	8	1.45	11	1.45	11	1.42	16	1.44	15	1.39	23	山形県
1.57	2	1.54	2	1.51	3	1.49	4	1.49	9	1.49	8	1.52	8	1.49	9	福島県
1.38	26	1.34	29	1.33	31	1.32	32	1.35	27	1.35	28	1.37	31	1.37	26	茨城県
1.40	23	1.38	17	1.37	19	1.40	16	1.40	16	1.39	22	1.42	21	1.43	15	栃木県
1.41	19	1.38	17	1.35	23	1.39	17	1.36	24	1.36	27	1.40	25	1.38	25	群馬県
1.23	41	1.21	40	1.20	42	1.22	40	1.24	40	1.26	40	1.28	42	1.28	39	埼玉県
1.24	40	1.20	42	1.22	40	1.22	41	1.23	41	1.25	41	1.29	40	1.31	35	千葉県
1.02	47	1.00	47	1.01	47	1.00	47	1.02	47	1.05	47	1.09	47	1.12	47	東京都
1.22	42	1.21	40	1.20	41	1.19	43	1.23	41	1.25	41	1.27	43	1.28	39	神奈川県
1.38	26	1.34	29	1.34	27	1.34	30	1.37	21	1.37	25	1.37	30	1.37	26	新潟県
1.41	19	1.35	26	1.37	18	1.37	23	1.34	30	1.34	30	1.38	28	1.37	26	富山県
1.37	30	1.38	17	1.35	24	1.35	27	1.36	24	1.40	20	1.41	22	1.40	21	石川県
1.51	8	1.47	10	1.45	11	1.50	2	1.50	6	1.52	6	1.54	6	1.55	5	福井県
1.39	25	1.37	21	1.36	22	1.38	20	1.34	30	1.35	28	1.35	34	1.31	35	山梨県
1.47	13	1.44	13	1.42	14	1.46	9	1.44	13	1.47	11	1.45	12	1.43	15	長野県
1.38	26	1.36	23	1.31	33	1.37	22	1.35	27	1.34	30	1.35	33	1.37	26	岐阜県
1.41	19	1.37	21	1.37	20	1.39	19	1.39	19	1.44	14	1.44	16	1.43	15	静岡県
1.34	35	1.32	33	1.34	28	1.34	29	1.36	24	1.38	24	1.43	20	1.43	15	愛知県
1.40	23	1.35	26	1.34	26	1.36	25	1.35	27	1.37	25	1.38	27	1.40	21	三重県
1.44	15	1.41	15	1.41	15	1.39	18	1.41	15	1.42	16	1.45	14	1.44	14	滋賀県
1.17	46	1.15	46	1.14	46	1.18	45	1.19	45	1.18	46	1.22	45	1.20	45	京都府
1.22	42	1.20	42	1.20	43	1.21	42	1.22	43	1.24	43	1.28	41	1.28	39	大阪府
1.29	38	1.25	38	1.24	38	1.25	38	1.28	38	1.30	36	1.34	35	1.33	34	兵庫県
1.21	45	1.18	45	1.16	45	1.19	44	1.22	43	1.22	44	1.22	44	1.23	44	奈良県
1.35	33	1.32	33	1.28	36	1.32	34	1.34	30	1.34	30	1.41	23	1.36	32	和歌山県
1.51	8	1.53	3	1.50	4	1.47	8	1.51	4	1.47	11	1.43	17	1.46	13	鳥取県
1.52	6	1.48	8	1.48	6	1.50	3	1.53	3	1.53	5	1.51	9	1.55	5	島根県
1.44	15	1.38	17	1.38	17	1.37	24	1.40	16	1.41	19	1.43	18	1.39	23	岡山県
1.34	35	1.34	29	1.33	30	1.34	28	1.37	21	1.43	15	1.45	13	1.47	12	広島県
1.41	19	1.36	23	1.36	21	1.38	21	1.40	16	1.42	16	1.43	19	1.43	15	山口県
1.36	32	1.32	33	1.31	32	1.26	36	1.31	35	1.30	36	1.30	38	1.35	33	徳島県
1.46	14	1.42	14	1.43	13	1.43	13	1.42	14	1.48	9	1.47	11	1.48	11	香川県
1.35	33	1.36	23	1.33	29	1.35	26	1.37	21	1.40	20	1.40	24	1.41	20	愛媛県
1.38	26	1.34	29	1.30	34	1.32	33	1.33	34	1.31	34	1.36	32	1.29	37	高知県
1.29	38	1.25	38	1.25	37	1.26	37	1.30	37	1.34	30	1.37	29	1.37	26	福岡県
1.56	3	1.51	4	1.49	5	1.48	7	1.50	6	1.51	7	1.55	5	1.49	9	佐賀県
1.48	12	1.45	11	1.46	10	1.45	12	1.49	9	1.48	9	1.50	10	1.50	7	長崎県
1.50	10	1.48	8	1.47	7	1.46	10	1.50	6	1.54	3	1.58	4	1.58	3	熊本県
1.42	18	1.41	15	1.40	16	1.40	15	1.45	11	1.47	11	1.53	7	1.50	7	大分県
1.56	3	1.49	5	1.52	2	1.48	6	1.55	2	1.59	2	1.60	2	1.61	2	宮崎県
1.52	6	1.49	5	1.46	9	1.49	5	1.51	4	1.54	3	1.59	3	1.56	4	鹿児島県
1.76	1	1.72	1	1.72	1	1.72	1	1.74	1	1.75	1	1.78	1	1.79	1	沖縄県
1.32		1.29		1.29		1.26		1.32		1.34		1.37		1.37		全 国

市町村の出生数及び出生率の推移

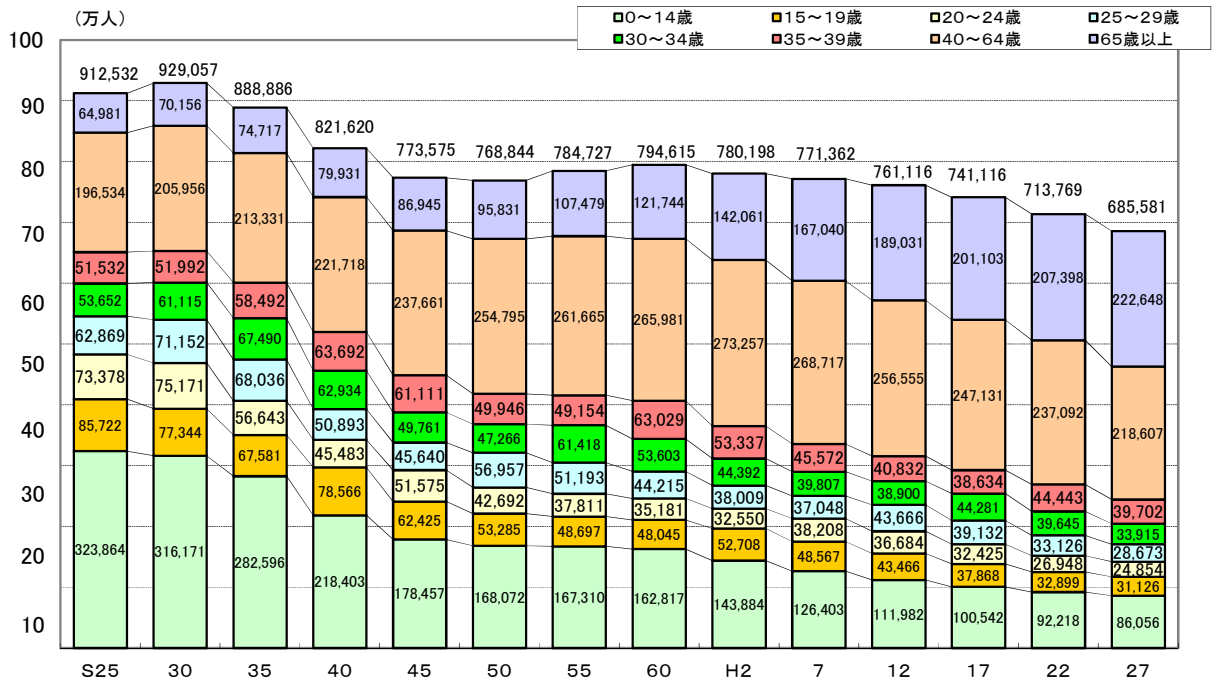
市町村	S58		S63		H5		H10		H15		H20		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
松江市	2,431	13.0	2,176	11.3	1,910	9.9	1,843	9.3	1,682	8.5	1,696	8.7	1,655	8.7	1,763	8.5	1,853	8.9	1,792	8.7	1,765	8.6	1,864	9.0	1,705	8.3
浜田市	833	11.6	704	9.9	583	8.6	527	7.9	495	7.7	413	6.8	465	7.6	449	7.3	429	7.1	421	7.0	421	7.1	438	7.5	372	6.5
出雲市	1,843	12.7	1,633	11.1	1,469	10.0	1,395	9.5	1,327	9.1	1,275	8.8	1,319	9.3	1,550	9.1	1,534	9.0	1,554	9.1	1,503	8.8	1,573	9.1	1,541	9.0
益田市	732	12.5	581	9.7	490	8.6	444	8.0	417	7.8	401	7.9	379	7.6	379	7.6	394	8.0	368	7.5	339	7.0	310	6.5	358	7.6
大田市	514	10.5	488	10.1	376	8.2	321	7.4	306	7.3	255	6.5	272	7.2	262	7.0	247	6.7	254	7.0	239	6.7	233	6.6	236	6.8
安来市	593	12.0	498	10.1	383	8.0	382	8.3	349	7.9	310	7.3	333	8.0	281	6.8	272	6.7	261	6.5	269	6.7	256	6.5	271	6.9
江津市	383	11.8	284	8.7	244	7.9	240	8.0	213	7.5	149	5.6	177	7.0	160	6.3	164	6.5	170	6.9	175	7.2	163	6.7	157	6.5
雲南市	599	11.7	457	9.1	407	8.4	349	7.4	313	6.9	293	6.8	252	6.0	293	7.1	260	6.4	276	6.9	238	6.0	254	6.5	247	6.4
市計	7,928		6,821		5,862		5,501		5,102		4,792		4,852		5,137		5,153		5,096		4,949		5,091		4,887	
東出雲町	144	12.8	112	9.6	87	7.7	101	8.7	188	13.6	153	10.7	177	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奥出雲町	198	10.6	179	9.7	163	9.3	109	6.4	99	6.1	83	5.5	76	5.3	80	5.6	79	5.6	69	5.0	76	5.7	76	5.8	77	6.0
飯南町	84	11.0	66	8.9	67	9.6	35	5.3	37	5.8	34	6.0	35	6.4	29	5.3	26	4.8	28	5.3	19	3.7	22	4.4	33	6.7
斐川町	294	12.1	297	11.9	252	9.8	270	10.2	274	10.1	243	8.8	241	8.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川本町	59	9.8	57	9.8	40	7.6	38	7.8	27	6.0	24	6.0	16	4.1	20	5.2	24	6.5	13	3.6	19	5.4	21	6.1	18	5.3
美郷町	68	8.0	50	6.2	43	5.9	36	5.2	41	6.6	38	6.8	48	9.0	34	6.5	26	5.0	31	6.1	27	5.5	27	5.5	23	4.8
邑南町	151	9.8	134	8.7	107	7.3	76	5.4	74	5.5	82	6.7	75	6.3	64	5.4	72	6.2	59	5.2	68	6.1	70	6.3	53	4.8
津和野町	144	10.9	111	8.8	72	6.2	73	6.7	43	4.3	43	4.9	53	6.3	31	3.8	40	5.0	34	4.3	45	5.8	38	5.0	44	5.8
吉賀町	94	10.4	83	9.4	68	8.0	63	7.6	36	4.5	50	7.2	33	4.9	31	4.6	30	4.6	39	6.0	32	5.0	43	6.7	30	4.8
海士町	29	8.6	20	6.2	22	7.5	13	4.7	7	2.8	20	8.2	11	4.7	15	6.5	12	5.2	16	6.8	17	7.2	19	8.1	20	8.6
西ノ島町	77	16.2	41	8.9	17	4.0	27	6.9	11	3.1	15	4.6	19	6.1	23	7.4	12	4.0	22	7.3	17	5.8	18	5.9	21	7.1
知夫村	12	11.8	6	6.9	3	3.6	3	4.0	7	9.5	3	5.0	4	6.1	3	4.7	1	1.6	2	3.3	2	3.3	3	4.9	5	7.9
隠岐の島町	254	12.8	179	9.2	156	8.3	146	8.1	146	8.3	105	6.6	116	7.5	115	7.5	110	7.3	125	8.4	88	6.0	123	8.4	89	6.1
町村計	1,608		1,335		1,097		990		990		893		904		445		432		438		410		460		413	
県計	9,536	12.1	8,156	10.3	6,959	9.0	6,491	8.5	6,092	8.3	5,685	7.9	5,756	8.1	5,582	7.8	5,585	7.9	5,534	7.9	5,359	7.7	5,551	8.0	5,300	7.7

注1：出生率は、人口千人あたりの数値。市町村の出生率は、県統計調査課の島根県の人口移動と推計人口を用いて算出。

注2：平成15年以前の数値については、市町村合併後の市町村ごとに再計算した。

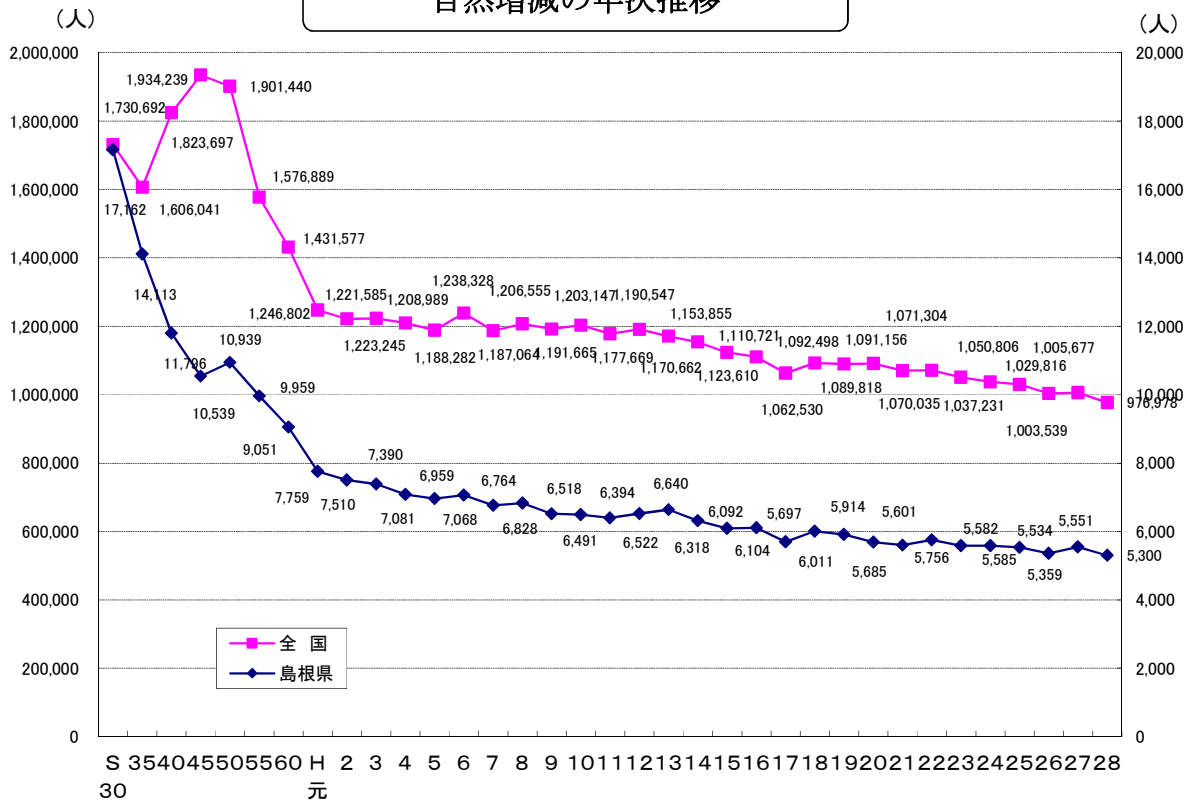
平成23年の数値については、旧東出雲町は松江市に、旧斐川町は出雲市に含む。

### 年齢階級別人口の年次推移



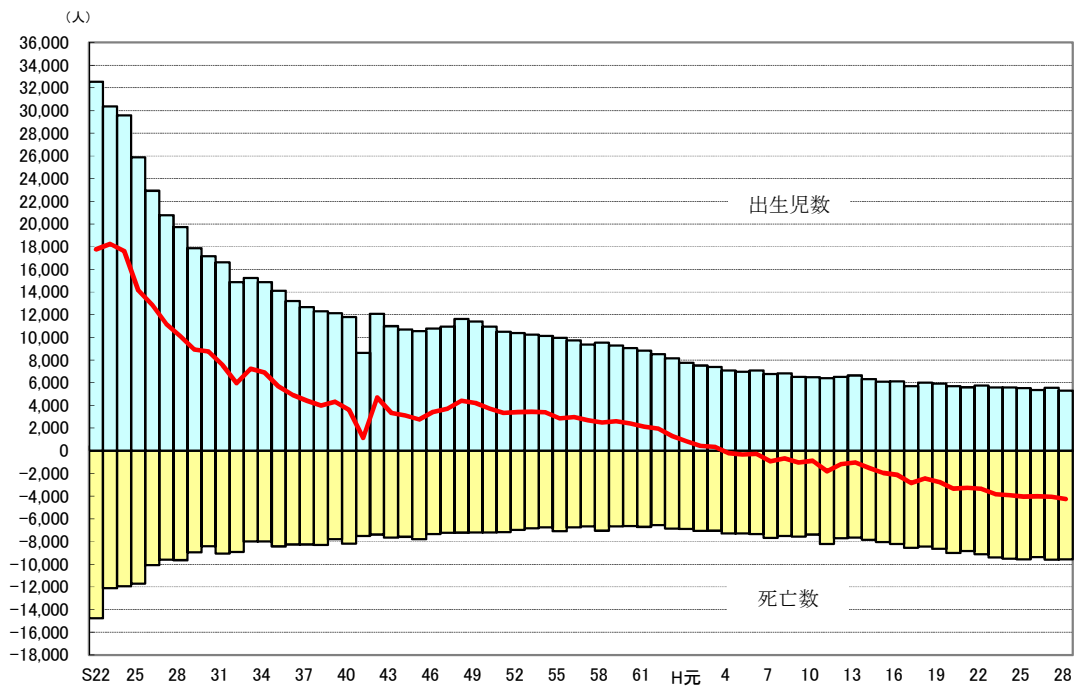
資料：総務省「国勢調査」

### 自然増減の年次推移



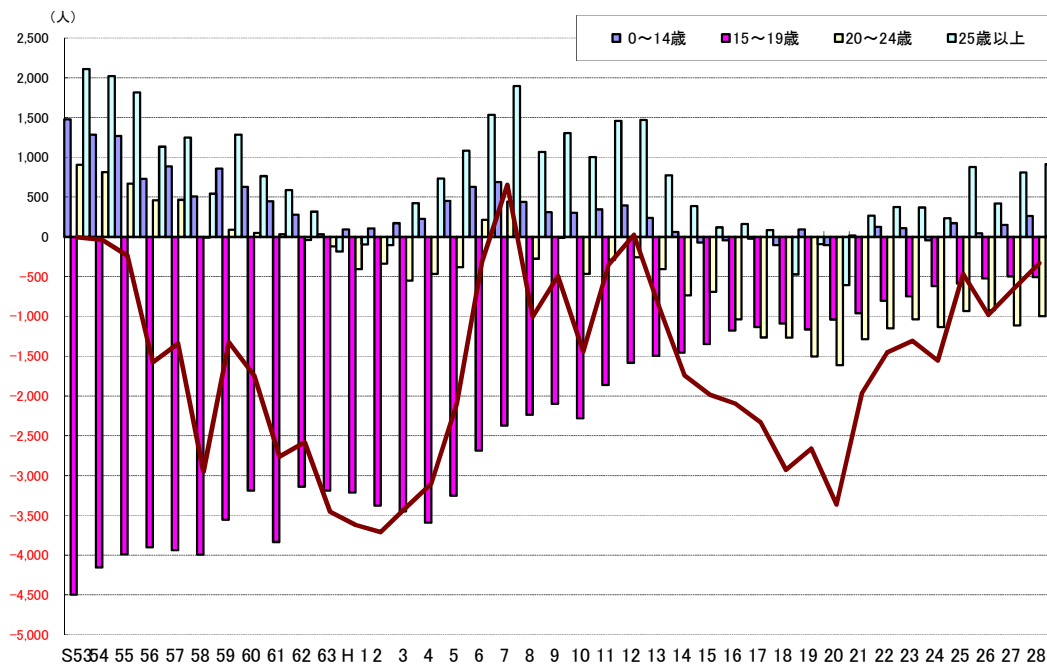
資料：厚生労働省「人口動態調査」

### 自然増減の年次推移



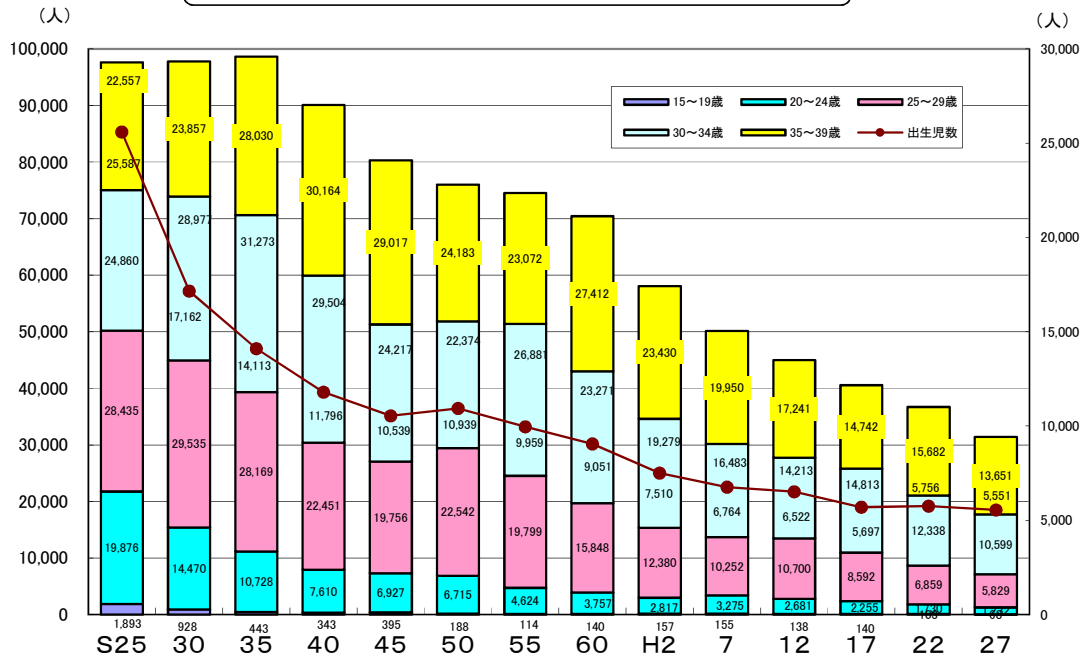
資料：厚生労働省「人口動態調査」

### 社会増減の年次推移



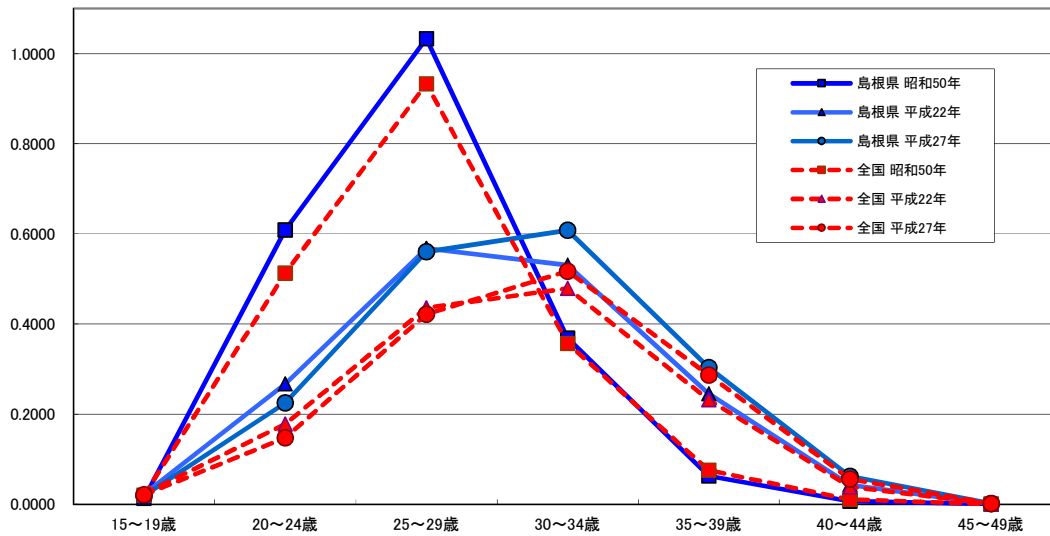
資料：「島根の人口移動と推計人口」

### 有配偶者女性人口と出生児数の年次推移



資料：総務省「国勢調査」/厚生労働省「人口動態調査」

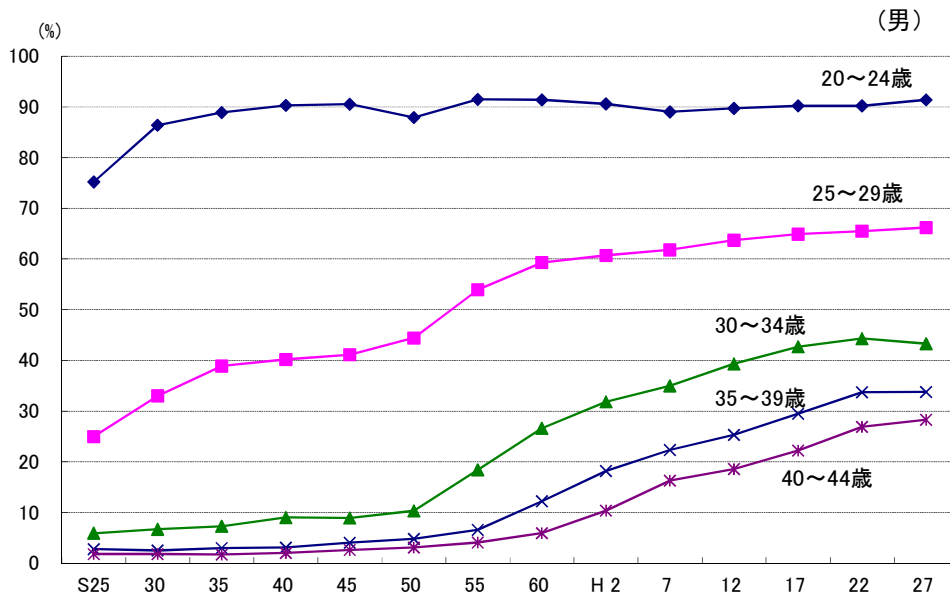
### 母の年齢階級別合計特殊出生率の年次推移



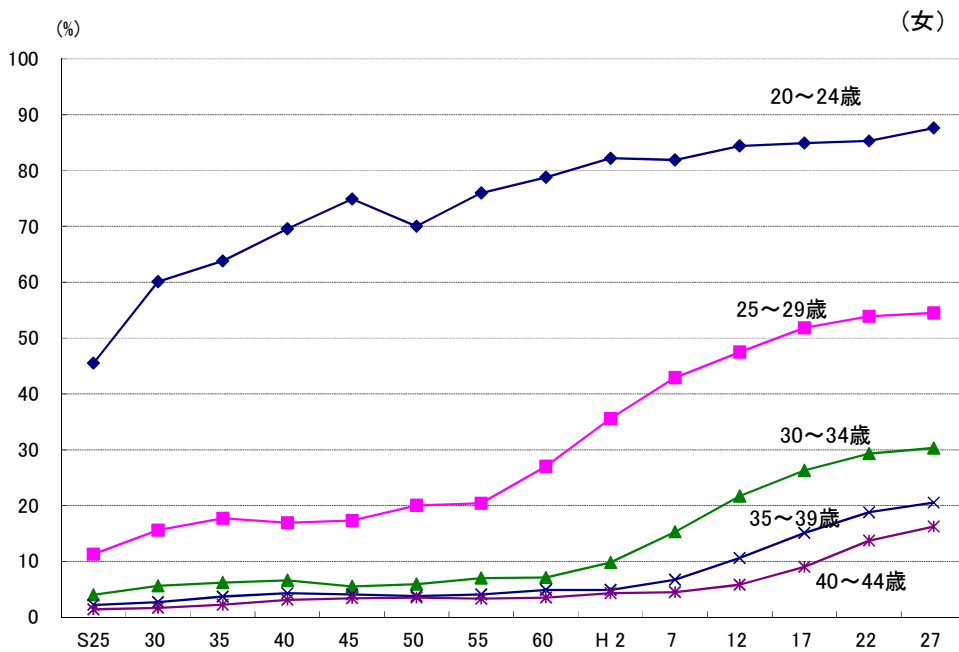
資料：厚生労働省「人口動態調査」



## 年齢階級別未婚率の年次推移



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」

県内市町村高齢化率一覧

単位:人・%

市町村名	H29.10.1(推計人口)											
	総人口	高齢化率					後期高齢化率					20歳以上人口に占める高齢者率
		65歳以上人口	H29率	順位	H28率	前年比	75歳以上人口	H29率	順位	H28率	前年比	
県計	684,668	226,981	33.6		33.1	0.5	122,679	18.2		17.9	0.3	40.6
松江市	205,249	58,099	29.2	19	28.8	0.4	30,180	15.1	19	14.8	0.3	35.7
浜田市	56,598	19,663	35.1	17	34.5	0.6	10,613	18.9	17	18.7	0.2	41.5
出雲市	172,360	51,105	29.9	18	29.5	0.4	26,961	15.8	18	15.6	0.2	36.8
益田市	46,537	17,072	36.8	15	36.1	0.7	9,131	19.7	16	19.3	0.4	44.4
大田市	33,997	13,336	39.4	12	38.9	0.5	7,402	21.9	11	21.6	0.3	46.7
安来市	38,569	14,021	36.7	16	36.0	0.7	7,617	19.9	15	19.6	0.3	44.0
江津市	23,830	9,027	37.9	14	37.2	0.7	5,005	21.0	14	20.8	0.2	45.3
雲南市	37,794	14,468	38.3	13	37.3	1.0	8,182	21.7	12	21.5	0.2	45.6
奥出雲町	12,454	5,323	42.7	9	41.8	0.9	3,153	25.3	8	24.8	0.5	50.2
飯南町	4,883	2,192	44.9	4	44.4	0.5	1,354	27.7	2	27.7	0.0	52.7
川本町	3,308	1,480	44.7	5	43.7	1.0	864	26.1	7	25.7	0.4	53.0
美郷町	4,627	2,138	46.2	3	45.6	0.6	1,242	26.8	3	26.5	0.3	54.0
邑南町	10,786	4,737	44.0	7	43.6	0.4	2,856	26.5	5	26.4	0.1	51.6
津和野町	7,372	3,455	47.0	2	46.1	0.9	2,043	27.8	1	27.7	0.1	53.7
吉賀町	6,178	2,739	44.3	6	44.0	0.3	1,653	26.8	4	26.7	0.1	50.6
海士町	2,300	912	39.7	11	39.6	0.1	505	22.0	10	22.2	△ 0.2	48.1
西ノ島町	2,912	1,268	43.5	8	42.6	0.9	679	23.3	9	23.1	0.2	49.1
知夫村	635	305	48.0	1	48.8	△ 0.8	168	26.5	6	26.9	△ 0.4	54.9
隠岐の島町	14,279	5,641	39.8	10	39.2	0.6	3,071	21.7	13	21.5	0.2	47.4

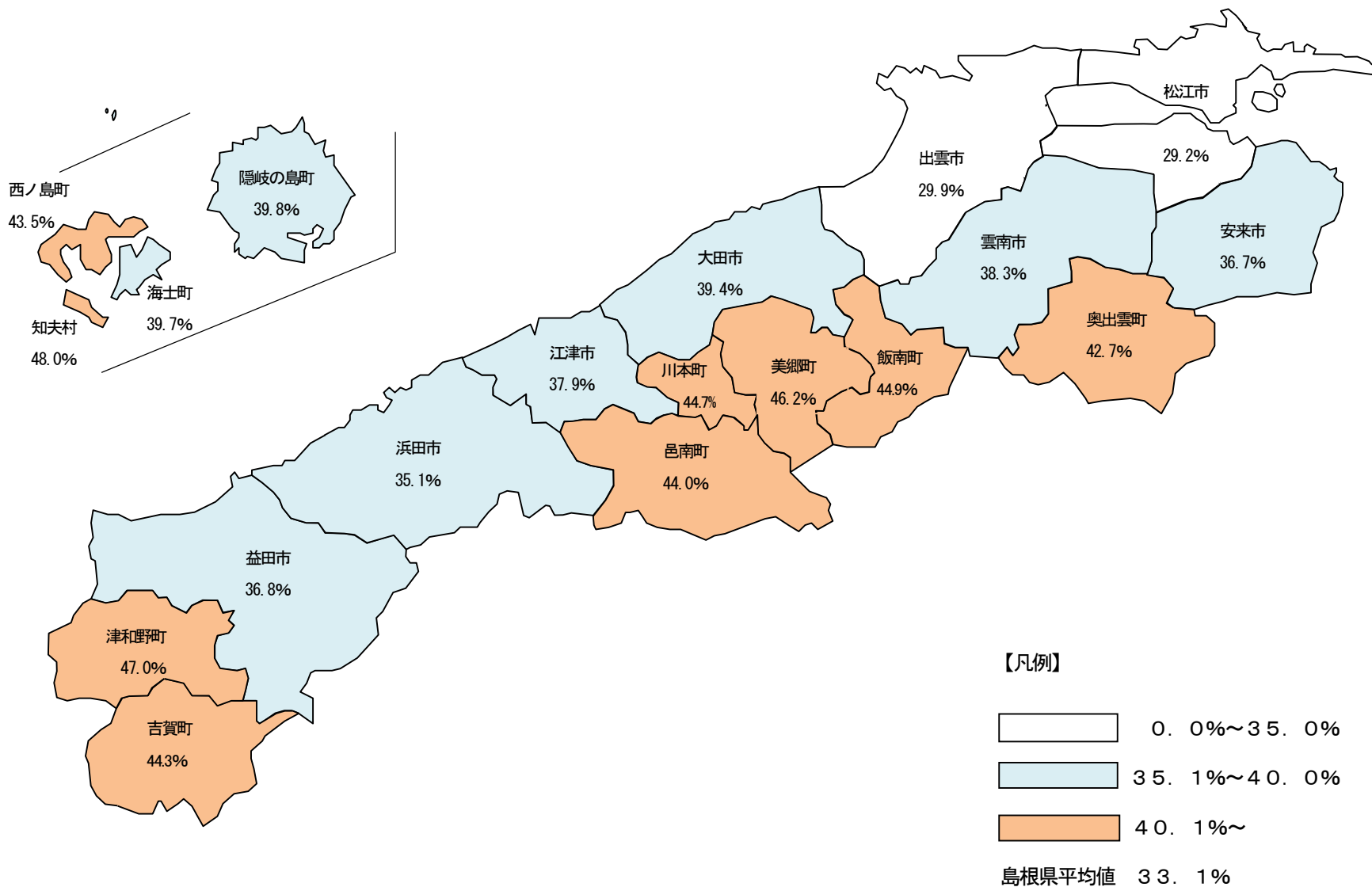
参考資料:平成29年 島根の人口移動と推計人口(島根県統計調査課)、平成27年国勢調査の人口等基本集計結果(島根県統計調査課)

注1)「総数」には、年齢不詳を含む。

2)「割合」は、分母となる総数から年齢不詳を除いて算出している。

3) 前年比:平成29年高齢化(後期高齢化)率-平成28年高齢化(後期高齢化)率

市町村別高齢化率＜参考資料：平成29年島根の人口移動と推計人口（島根県統計調査課編）＞





## 市町村別平均寿命(平成27年)

	男		女	
	人口	平均寿命	人口	平均寿命
島根県	330,790	80.8	358,163	87.7
松江市	99,188	80.9	106,130	87.7
浜田市	28,428	80.6	29,108	87.5
出雲市	81,363	81.3	88,161	88.0
益田市	22,386	80.8	25,070	87.1
大田市	16,524	80.8	18,405	87.0
安来市	18,829	80.8	20,565	87.8
江津市	11,336	80.0	12,879	87.3
雲南市	18,621	80.8	20,241	88.3
奥出雲町	6,211	80.4	6,775	87.9
飯南町	2,354	80.9	2,650	87.7
川本町	1,600	80.4	1,828	87.8
美郷町	2,306	80.5	2,580	87.6
邑南町	5,226	81.2	5,811	87.6
津和野町	3,526	80.7	4,076	87.6
吉賀町	2,929	80.8	3,321	87.8
海士町	1,121	81.0	1,225	87.8
西ノ島町	1,530	80.0	1,485	87.1
知夫村	307	80.8	306	87.7
隠岐の島町	7,005	80.6	7,547	88.0

資料:「平成27年市区町村別生命表」(厚生労働省)

平成29年

(2017)

## 勤務医師実態調査

平成29年12月26日

島根県健康福祉部医療政策課

【しまね地域医療支援センター】

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

この調査は、医師の地域や診療科の偏在をはじめ深刻化する医師不足の実態を把握することにより、今後の島根県における医師確保対策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の期日

平成29年10月1日 現在

### 3. 調査の対象

島根県に所在する病院及び公立診療所 { 病院 51 施設(対前年増減なし)  
診療所 41 施設(対前年増減なし)

※公立診療所のうち特定の者を対象に医業を行ういわゆる施設診療所及び歯科診療所を除く。

#### (1) 常勤医師数

○島根大学医学部附属病院の基礎系の医師、初期臨床研修医及び休職者（産前産後休暇を含む）を除いている。

#### (2) 充足率

○島根大学医学部附属病院は、診療機能のほかに教育・研究機能を担っていること等から、「充足率」の集計から従来どおり除外した。

○「必要数」は、現行の診療体制を基本とした上でH30.4.1見込みの必要な人員とした。

○「現員数」は、調査期日現在の人員とし、初期臨床研修医及び休職者（産前産後休暇を含む）を除いている。なお、非常勤医師については、1週間の当該施設の医師の通常の勤務時間により常勤換算とした。

### 4. 回答状況

有効回答は、51病院と40診療所であった。（診療所1施設は休止中）

### 5. 結果概要

#### (1) 常勤医師数の状況

○常勤医師数は1,138人で、前年に比べ26人増加した。

○圏域別の増減数は、出雲で11人、隠岐で5人、大田で4人、浜田で3人、雲南で1人、益田で1人増加し、松江は2人減少した。

#### (2) 充足率の状況

○県全体の充足率は、必要数1,260.0人に対し、現員数は969.7人で、77.0%となった。

○前年に比べ、現員数の増加により、充足率は1.5ポイント上昇した。

○圏域別では、益田圏域を除く6圏域で上昇した。

○診療科別では、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、救急で70%未満となった。

平成29年勤務医師実態調査結果

1 常勤医師数の状況

(単位:人)

	松江	雲南	出雲 注2	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	(再掲) 島根大学
H18	317	48	354 注3 (179)	53	105	86	27	990 (815)	注3 175
H19	321	45	347 注3 (183)	52	107	75	27	974 (810)	注3 164
H20	317	38	444 (189)	52	108	72	25	1,056 (801)	255
H21	327	35	455 (187)	49	104	69	25	1,064 (796)	268
H22	328	34	461 (194)	43	104	74	24	1,068 (801)	267
H23	326	38	482 (195)	46	97	68	25	1,082 (795)	287
H24	324	39	489 (197)	45	104	70	26	1,097 (805)	292
H25	333	37	489 (196)	43	103	66	26	1,097 (804)	293
H26	334	35	495 (196)	52	98	70	26	1,110 (811)	299
H27	338	36	493 (186)	51	92	69	26	1,105 (798)	307
H28	339	37	501 (184)	52	91	67	25	1,112 (795)	317
<b>H29</b>	<b>337</b>	<b>38</b>	<b>515 (195)</b>	<b>56</b>	<b>94</b>	<b>68</b>	<b>30</b>	<b>1,138 (818)</b>	<b>320</b>
H29-H28	▲ 2	1	14 (11)	4	3	1	5	26 (23)	3

注1) 初期臨床研修医及び休職者(産前産後休暇を含む)を除いた人数

注2) ( )内は島根大学医学部附属病院を除いた人数

注3) 島根大学医学部附属病院の医科医員は、H19年度まで非常勤のため常勤医師数に含まず、H20年度から含む。



## 2 充足率の状況

島根大学医学部附属病院は、医育機関のため従来どおり集計の対象外としている。

### (1) 全体

	必要数	現員数	不足数	充足率
H18	1,150.8	919.0	231.8	79.9%
H19	1,144.2	917.1	227.1	80.2%
H20	1,172.7	901.8	270.9	76.9%
H21	1,159.4	900.2	259.2	77.6%
H22	1,166.1	917.9	248.2	78.7%
H23	1,186.4	912.7	273.7	76.9%
H24	1,203.6	926.5	277.1	77.0%
H25	1,196.5	929.9	266.6	77.7%
H26	1,213.5	950.8	262.7	78.4%
H27	1,222.3	935.4	286.9	76.5%
H28	1,245.9	940.2	305.7	75.5%
<b>H29</b>	<b>1,260.0</b>	<b>969.7</b>	<b>290.3</b>	<b>77.0%</b>
H29-H28	14.1	29.5	▲ 15.4	1.5%

### (2) 圏域別の状況

#### ① 必要数

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	406.8	86.1	239.2	87.6	162.6	130.8	37.7	1,150.8
H19	414.7	81.9	238.0	83.0	174.8	122.6	29.2	1,144.2
H20	421.5	82.9	251.6	86.8	174.6	125.0	30.3	1,172.7
H21	435.6	82.5	234.7	91.4	170.3	112.1	32.8	1,159.4
H22	440.3	80.1	243.1	89.4	166.8	115.5	30.9	1,166.1
H23	445.6	82.0	257.8	89.9	169.5	110.6	31.0	1,186.4
H24	449.9	82.8	266.1	90.8	170.8	111.4	31.8	1,203.6
H25	442.6	83.4	265.3	88.3	173.8	110.9	32.2	1,196.5
H26	445.7	85.2	270.6	89.9	173.2	116.7	32.2	1,213.5
H27	449.8	84.1	274.8	92.1	176.9	111.8	32.8	1,222.3
H28	466.3	81.9	286.0	92.5	171.7	115.3	32.2	1,245.9
<b>H29</b>	<b>465.7</b>	<b>83.2</b>	<b>297.7</b>	<b>93.2</b>	<b>163.2</b>	<b>120.3</b>	<b>36.7</b>	<b>1,260.0</b>
H29-H28	▲ 0.6	1.3	11.7	0.7	▲ 8.5	5.0	4.5	14.1

#### ② 現員数(常勤換算後医師数)

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	348.0	62.7	195.4	64.6	119.9	98.2	30.2	919.0
H19	353.9	58.6	196.8	66.5	122.2	90.3	28.8	917.1
H20	347.2	53.8	203.1	61.1	122.4	87.3	26.9	901.8
H21	356.2	50.5	204.4	57.0	119.2	85.9	27.0	900.2
H22	361.8	51.4	214.3	52.7	121.0	90.4	26.3	917.9
H23	361.2	54.3	213.7	56.5	114.9	84.6	27.5	912.7
H24	357.2	52.8	221.1	56.0	123.7	86.9	28.8	926.5
H25	365.9	52.0	220.2	52.9	126.7	83.2	29.0	929.9
H26	365.5	54.2	225.6	63.2	124.5	88.5	29.3	950.8
H27	372.1	52.6	215.5	63.3	112.8	89.6	29.5	935.4
H28	374.1	55.4	212.3	64.5	114.8	89.7	29.4	940.2
<b>H29</b>	<b>378.7</b>	<b>58.3</b>	<b>227.9</b>	<b>66.2</b>	<b>116.0</b>	<b>88.7</b>	<b>33.9</b>	<b>969.7</b>
H29-H28	4.6	2.9	15.6	1.7	1.2	▲ 1.0	4.5	29.5

#### ③ 充足率

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	85.5%	72.8%	81.7%	73.7%	73.7%	75.1%	80.1%	79.9%
H19	85.3%	71.6%	82.7%	80.1%	69.9%	73.7%	98.6%	80.2%
H20	82.4%	64.9%	80.7%	70.4%	70.1%	69.8%	88.8%	76.9%
H21	81.8%	61.2%	87.1%	62.4%	70.0%	76.6%	82.3%	77.6%
H22	82.2%	64.2%	88.2%	58.9%	72.5%	78.3%	85.1%	78.7%
H23	81.1%	66.2%	82.9%	62.8%	67.8%	76.5%	88.7%	76.9%
H24	79.4%	63.8%	83.1%	61.7%	72.4%	78.0%	90.6%	77.0%
H25	82.7%	62.4%	83.0%	59.9%	72.9%	75.0%	90.1%	77.7%
H26	82.0%	63.6%	83.4%	70.3%	71.9%	75.8%	91.0%	78.4%
H27	82.7%	62.5%	78.4%	68.7%	63.8%	80.1%	89.9%	76.5%
H28	80.2%	67.6%	74.2%	69.7%	66.9%	77.8%	91.3%	75.5%
<b>H29</b>	<b>81.3%</b>	<b>70.1%</b>	<b>76.6%</b>	<b>71.0%</b>	<b>71.1%</b>	<b>73.7%</b>	<b>92.4%</b>	<b>77.0%</b>
H29-H28	1.1%	2.5%	2.4%	1.3%	4.2%	▲ 4.1%	1.1%	1.5%

注) 数値は、小数点第2位を四捨五入

(2 充足率の状況関連)

表1. 医師の必要数と現員数[2次医療圏・施設別]

単位:[人]

2次医療圏 施設別	必要数		現員数(常勤換算後)				不足数		充足率	
	①	前年比	②	前年比	うち常勤 医師数	前年比	①-②	前年比	②/①	前年比
松江	465.7	▲ 0.6	378.7	4.6	337	▲ 2	87.0	▲ 5.2	81.3%	1.1%
病院	464.5	▲ 0.6	377.5	4.6	336	▲ 2	87.0	▲ 5.2	81.3%	1.1%
診療所	1.2	0.0	1.2	0.0	1	0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
雲南	83.2	1.3	58.3	2.9	38	1	24.9	▲ 1.6	70.1%	2.5%
病院	81.1	1.4	56.2	3.0	37	1	24.9	▲ 1.6	69.3%	2.5%
診療所	2.1	▲ 0.1	2.1	▲ 0.1	1	0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
出雲	297.7	11.7	227.9	15.6	195	11	69.8	▲ 3.9	76.6%	2.4%
病院	296.5	11.7	226.7	15.6	195	11	69.8	▲ 3.9	76.5%	2.4%
診療所	1.2	0.0	1.2	0.0	0	0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
大田	93.2	0.7	66.2	1.7	56	4	27.0	▲ 1.0	71.0%	1.3%
病院	89.5	0.7	62.5	1.7	53	4	27.0	▲ 1.0	69.8%	1.3%
診療所	3.7	0.0	3.7	0.0	3	0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
浜田	163.2	▲ 8.5	116.0	1.2	94	3	47.2	▲ 9.7	71.1%	4.2%
病院	158.9	▲ 8.5	111.7	1.1	91	3	47.2	▲ 9.6	70.3%	4.2%
診療所	4.3	0.0	4.3	0.1	3	0	0.0	▲ 0.1	100.0%	2.3%
益田	120.3	5.0	88.7	▲ 1.0	68	1	31.6	6.0	73.7%	▲ 4.1%
病院	117.1	4.3	85.5	▲ 1.7	66	1	31.6	6.0	73.0%	▲ 4.3%
診療所	3.2	0.7	3.2	0.7	2	0	0.0	0.0	100.0%	0.0%
隠岐	36.7	4.5	33.9	4.5	30	5	2.8	0.0	92.4%	1.1%
病院	29.2	4.3	26.8	4.7	23	5	2.4	▲ 0.4	91.8%	3.0%
診療所	7.5	0.2	7.1	▲ 0.2	7	0	0.4	0.4	94.7%	▲ 5.3%
合計	1,260.0	14.1	969.7	29.5	818	23	290.3	▲ 15.4	77.0%	1.5%
病院	1,236.8	13.3	946.9	29.0	801	23	289.9	▲ 15.7	76.6%	1.6%
診療所	23.2	0.8	22.8	0.5	17	0	0.4	0.3	98.3%	▲ 1.3%

注1) 平成29年10月1日現在「平成29年(2017)勤務医師実態調査」より

注2) 島根大学医学部附属病院を除く。

(2 充足率の状況関連)

表2. 医師の必要数と現員数[診療科別]

単位:[人]

診療科	必要数		現員数(常勤換算後)				不足数		充足率	
	①	前年比	②	前年比	うち常勤 医師数	前年比	②-①	前年比	②/①	前年比
内科群	458.9	11.9	354.6	15.4	295	10	104.3	▲ 3.5	77.3%	1.4%
精神科	96.9	3.5	87.3	2.4	71	1	9.6	1.1	90.1%	▲0.8%
小児科	57.2	▲ 0.7	44.0	0.6	37	▲ 1	13.2	▲ 1.3	76.9%	1.9%
外科群	162.0	6.3	125.1	4.0	114	7	36.9	2.3	77.2%	▲0.6%
整形外科	99.8	▲ 0.4	76.2	▲ 0.1	69	1	23.6	▲ 0.3	76.4%	0.3%
脳神経外科	30.5	▲ 0.9	25.5	1.5	24	2	5.0	▲ 2.4	83.6%	7.2%
皮膚科	20.0	▲ 1.4	14.9	▲ 0.1	11	0	5.1	▲ 1.3	74.5%	4.4%
泌尿器科	38.8	▲ 1.8	26.5	▲ 1.2	25	0	12.3	▲ 0.6	68.3%	0.1%
産婦人科	58.5	1.0	44.2	3.4	39	5	14.3	▲ 2.4	75.6%	4.6%
眼科	26.9	▲ 0.2	14.5	▲ 1.1	9	▲ 2	12.4	0.9	53.9%	▲3.7%
耳鼻咽喉科	19.7	▲ 3.0	13.4	0.0	10	0	6.3	▲ 3.0	68.0%	9.0%
リハビリテーション科	35.8	3.4	21.0	0.7	19	0	14.8	2.7	58.7%	▲4.0%
放射線科	38.4	▲ 5.2	30.0	▲ 0.6	25	▲ 2	8.4	▲ 4.6	78.1%	7.9%
麻酔科	54.5	0.9	46.9	2.0	36	1	7.6	▲ 1.1	86.1%	2.3%
救急	21.8	▲ 2.0	13.1	0.9	11	1	8.7	▲ 2.9	60.1%	8.8%
その他	40.3	2.7	32.5	1.7	23	0	7.8	1.0	80.6%	▲1.3%
合 計	1,260.0	14.1	969.7	29.5	818	23	290.3	▲ 15.4	77.0%	1.5%

注1)平成29年10月1日現在「平成29年(2017)勤務医師実態調査」より

注2)島根大学医学部附属病院を除く。

注3)内科群(内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、アレルギー科)、外科群(外科、形成外科、呼吸器外科、  
心臓血管外科、小児外科)、産婦人科(産婦人科、婦人科)、その他(こう門科、気管食道科、リウマチ科、病理検査、検診、その他)

注4)診療科の分類を精査し、前年度調査において「その他」に分類していた一部(常勤医4人)を「内科群」に分類

(2) 充足率の状況関連)

表3. 医師の必要数と現員数[2次医療圏・診療科別]

…圏域内で最も低い充足率

…圏域内で2番目に低い充足率

診療科	松江圏域			雲南圏域			出雲圏域			大田圏域			浜田圏域			益田圏域			隠岐圏域			合計						
	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①	必要数 ①	現員数 ②	充足率 ②/①				
内科群	159.0	128.4	80.8%	30.6	25.5	83.0%	31.9	25.5	79.9%	96.8	72.9	75.3%	38.6	28.8	74.6%	62.5	44.8	71.7%	46.9	33.1	70.6%	21.2	21.1	0.1	99.5%	458.9	354.6	77.3%
精神科	38.6	35.9	93.0%	2.7	5.9	214.8%	4.5	1.4	31.1%	20.7	19.6	94.7%	7.8	6.2	79.5%	13.7	11.9	86.9%	7.7	7.7	100.0%	2.5	1.5	1.0	60.0%	96.9	87.3	90.1%
小児科	23.7	21.2	89.5%	2.5	5.0	214.8%	2.9	2.1	71.7%	12.1	6.8	56.2%	3.8	3.3	86.8%	7.2	5.1	70.8%	4.2	3.5	83.3%	1.2	1.2		100.0%	57.2	44.0	76.9%
外科群	67.7	54.6	80.6%	13.1	10.7	78.6%	7.8	2.9	72.9%	40.0	32.3	80.8%	8.0	4.9	61.3%	20.2	14.0	69.3%	12.8	8.9	69.5%	2.6	2.6		100.0%	162.0	125.1	77.2%
整形外科	38.9	30.3	77.9%	8.6	10.7	123.4%	8.3	2.4	28.9%	17.0	13.7	80.6%	7.5	2.8	37.3%	15.0	11.3	75.3%	8.4	7.6	90.5%	2.3	2.2	0.1	95.7%	99.8	76.2	76.4%
脳神経外科	10.3	11.3	109.7%	-1.0	1.0	20.0%	0.2	0.8	20.0%	8.2	7.2	87.8%	2.0	1.0	50.0%	4.0	4.0	100.0%	5.0	1.8	36.0%					30.5	25.5	83.6%
皮膚科	5.1	4.5	88.2%	0.6	2.2	43.1%	1.2	1.0	83.1%	2.2	1.2	54.5%	2.2	1.2	54.5%	2.2	2.1	95.5%	2.0	0.8	40.0%	0.4	0.2	0.2	50.0%	20.0	14.9	74.5%
泌尿器科	12.3	8.4	68.3%	3.9	3.1	25.2%	1.2	1.9	158.3%	10.3	7.5	72.8%	4.0	3.7	92.5%	4.1	2.1	51.2%	4.0	3.3	82.5%	1.0	0.3	0.7	30.0%	38.8	26.5	68.3%
産婦人科	19.3	14.9	77.2%	4.4	4.2	22.2%	2.2	2.0	90.9%	15.5	9.4	60.6%	4.4	4.4	100.0%	8.0	6.2	77.5%	5.0	5.0	100.0%	2.1	2.1		100.0%	58.5	44.2	75.6%
眼科	8.3	6.7	80.7%	1.6	3.1	38.1%	0.9	2.2	244.4%	6.7	3.2	47.8%	2.0	0.4	20.0%	3.1	0.8	25.8%	2.4	1.3	54.2%	1.3	1.2	0.1	82.3%	26.9	14.5	53.9%
耳鼻咽喉科	7.6	8.6	113.2%	-1.0	2.1	276.3%	1.4	0.7	50.0%	4.4	2.0	45.5%	2.0	0.2	10.0%	0.4	0.4	100.0%	2.1	0.3	14.3%	1.1	0.5	0.6	45.5%	19.7	13.4	68.0%
リハビリテーション科	13.2	8.4	63.6%	4.8	1.0	15.2%	1.0	1.0	100.0%	11.2	5.4	48.2%	3.0	1.5	50.0%	3.4	1.5	44.1%	4.0	3.2	80.0%					35.8	21.0	58.7%
放射線科	17.0	13.2	77.6%	3.8	1.2	30.6%	0.4	0.8	200.0%	12.4	10.6	85.5%	2.7	2.7	100.0%	1.0	0.2	20.0%	4.1	2.9	70.7%					38.4	30.0	78.1%
麻酔科	25.7	20.9	81.3%	4.8	1.0	23.4%	0.7	0.3	42.9%	13.3	12.4	93.2%	3.6	3.6	100.0%	6.1	4.5	73.8%	3.8	3.8	100.0%	1.0	1.0		100.0%	54.5	46.9	86.1%
救急	8.0	1.4	17.5%	6.6						12.0	10.0	83.3%	0.5	0.4	80.0%	0.3	0.3	100.0%	1.0	1.0	100.0%					21.8	13.1	60.1%
その他	11.0	10.0	90.9%	1.0	0.1	9.1%	0.1	0.1	100.0%	11.2	10.0	89.3%	1.1	1.1	100.0%	12.0	6.8	56.7%	4.9	4.5	91.8%					40.3	32.5	80.6%
合計	465.7	378.7	81.3%	87.0	83.2	94.6%	58.3	24.9	70.1%	297.7	227.9	69.8%	93.2	66.2	71.0%	163.2	116.0	71.1%	120.3	88.7	73.3%	36.7	33.9	2.8	92.4%	1260.0	969.7	77.0%

注1)平成29年10月1日現在「平成29年(2017)勤務医師実態調査」より

注2)島根大学医学部附属病院を除く。

注3)内科群(内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、アレルギー科) 外科群(外科、形成外科、呼吸器外科、小児外科) 産婦人科(産婦人科、婦人科)

その他(二上門科、救急搬送科、リウマチ科、病理検査、検診、その他)

注4)診療科の分類を精査し、前年度調査において「その他」に分類していた一部(常勤医4人)を「内科群」に分類

(1 常勤医師数の状況関連)

表 4-1. 常勤医師数 [年代別・2次医療圏域別]

対象施設：病院51（島根大学附属病院を含む）、公立診療所16（休止診療所1を除く）  
 対象者：常勤医師（初期臨床研修医、退職者（産前産後休暇を含む）を除く）

【H29年度】

単位：[人、件]

2次医療圏域	～29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳～	合計	施設数
松江	13	23	32	45	52	53	38	46	35	337	16
雲南	2	5	5	4	4	6	6	3	3	38	6
出雲	52	83	80	92	71	48	49	31	9	515	11
大田	2	5	3	5	5	8	12	10	6	56	7
浜田	2	11	8	11	8	16	11	10	17	94	12
益田	3	5	6	8	11	6	13	11	5	68	7
隠岐	5	6	4	3	2	1	2	2	5	30	8
H28合計	79	138	138	168	153	138	131	113	80	1138	67
(構成比)	7%	12%	12%	15%	13%	12%	12%	10%	7%	100%	

H29平均年齢 46.7歳

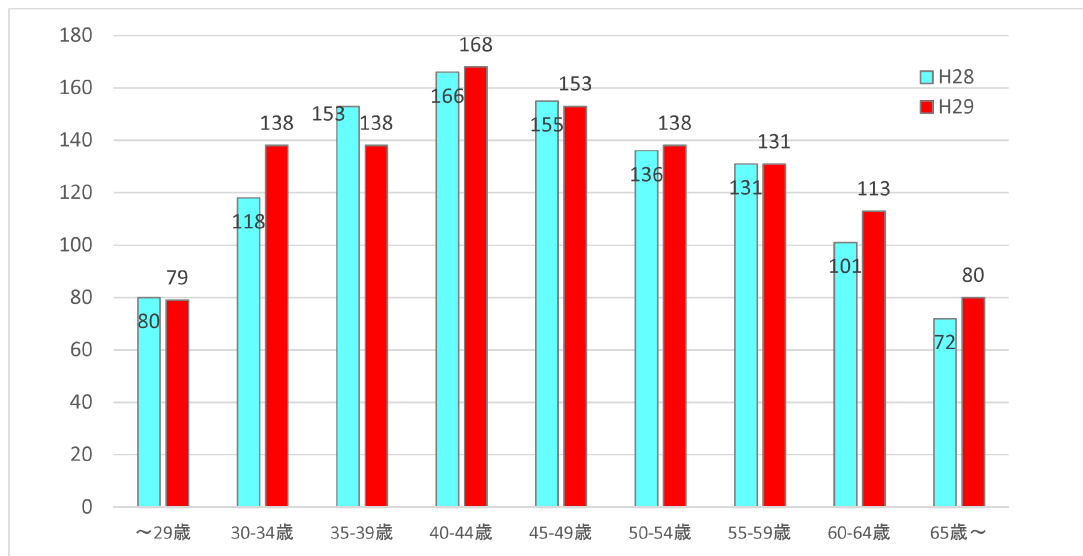
【H28年度】

単位：[人、件]

2次医療圏域	～29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳～	合計	施設数
松江	14	18	42	45	55	49	47	41	28	339	16
雲南	1	3	6	3	4	6	6	3	5	37	6
出雲	55	80	81	91	66	48	45	28	7	501	11
大田		4	3	5	7	9	10	8	6	52	7
浜田	7	4	12	9	10	15	11	7	16	91	12
益田	1	5	6	10	10	9	10	10	6	67	7
隠岐	2	4	3	3	3		2	4	4	25	8
H28合計	80	118	153	166	155	136	131	101	72	1112	67
(構成比)	7%	11%	14%	15%	14%	12%	12%	9%	6%	100%	

H28平均年齢 46.5歳

常勤医師数 [年代別グラフ]



(1 常勤医師数の状況関連)

表4-2. 常勤女性医師数[年代別・2次医療圏域別]

単位:[人、件]

2次医療圏域	20代	30代	40代	50代	60代～	合計	施設数
松江	4	16	27	15	6	68	12
雲南		2				2	2
出雲	26	50	39	7	4	126	9
大田	1	4	2	1		8	4
浜田		3	4	2	1	10	4
益田		2	3	1	1	7	4
隠岐	1	2	1			4	3
H29合計	32 (33)	79 (87)	76 (78)	26 (26)	12 (12)	225 (236)	38 常勤医師に占める割合 19.8%
H28合計	27 (28)	81 (93)	70 (71)	22 (22)	11 (11)	211 (225)	35 常勤医師に占める割合 19.0%

※ ( )内は休職者を含む。

【参考】

医療機関による女性医師就業支援について(施設数、島根大学附属病院を含む)

	H27	H28	H29
1 勤務時間の調整			
a 日直や宿直の軽減又は免除	32	34	33
b 時間外勤務の軽減	10	14	16
c 病棟勤務軽減	5	6	5
d 短時間勤務制度	9	16	15
2 保育施設等の対応			
a 院内保育所の設置	18	19	20
b 院外保育所との連携	2	2	2
c 24時間保育の対応	11	11	13
d 病児保育の対応	6	7	7
e 病後児保育の対応	4	4	5
f 学童保育の対応	5	4	5

※調査対象施設数  
H26 ……52病院  
H27～…51病院

H29.4.1現在

島根大学医学部在学学生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在学総数(人)	104	132	121	104	108	113	682
内女性数(人)	46	48	54	41	42	50	281
[割合%]	44.2%	36.4%	44.6%	39.4%	38.9%	44.2%	41.2%

H28医師・歯科医師・薬剤師調査

県内医師数	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
総数	173	322	444	474	379	183	1,975
内女性(人)	63	108	117	64	31	12	395
[割合%]	36.4%	33.5%	26.4%	13.5%	8.2%	6.6%	20.0%

医師国家試験合格者	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
総数(人)	7,742	7,535	7,733	7,668	7,538	7,686	7,688
内女性(人)	2,529	2,513	2,666	2,622	2,499	2,499	2,441
[割合%]	32.7%	33.4%	34.5%	34.2%	33.2%	32.5%	31.8%

	H25	H26	H27	H28	H29
総数(人)	7,696	7,820	8,258	8,630	8,533
内女性(人)	2,516	2,483	2,603	2,828	2,940
[割合%]	32.7%	31.8%	31.5%	32.8%	34.5%

平成29年

(2017)

## 看護職員実態調査

平成29年12月26日

島根県健康福祉部医療政策課

## 調査の概要

### 1. 調査の目的

島根県における看護職員確保対策の基礎資料を得ることを目的に、平成20年から毎年実施

### 2. 調査の期日

平成29年10月1日 現在

### 3. 調査の対象

島根県に所在する病院（51施設）

### 4. 回答状況

全ての病院から回答があった。

### 5. 結果概要

- 必要数は6513.0人（対前年+34.8人）と増加
- 現員数は6275.9人（対前年+107.2人）と増加
- 差引不足数は237.1人（対前年△72.4人）と減少
- 県全体の充足率は96.4%（対前年+1.2ポイント）と増加
- 採用者数は520人（対前年+30人）と増加
- 退職者数は380人（対前年△33人）と減少
- 看護職員全体の離職率は6.4%（対前年△0.5ポイント）と減少
- 新卒者の離職率は3.4%（対前年△1.6ポイント）と減少

※必要数は、現行の診療体制を基本とした上でH30.4.1見込みの必要な人員とした。  
※現員数は、調査期日現在の人員（休職者を除く）とし、非正規雇用職員については常勤換算した。  
※採用数、退職者数、休職者数については、平成28年度（H28.4.1～H29.3.31）の実績を集計した。  
※離職率については、平成28年度（H28.4.1～H29.3.31）の実績を集計した。



(1) 看護職員の必要数、現員数、充足率

平成30年4月1日に病院が必要と見込む人数と平成29年10月1日の現員数を比較した。

①総合

	必要数	現員数	不足数	充足率
H22	6129.4	5921.1	208.3	96.6%
H23	6261.2	5996.2	265.0	95.8%
H24	6253.9	6006.4	247.5	96.0%
H25	6280.1	6070.8	209.3	96.7%
H26	6339.3	6094.0	245.3	96.1%
H27	6383.0	6107.5	275.5	95.7%
H28	6478.2	6168.7	309.5	95.2%
H29	<b>6513.0</b>	<b>6275.9</b>	<b>237.1</b>	<b>96.4%</b>
H29-H28	34.8	107.2	▲ 72.4	1.2%

②圏域別の状況

【必要数】

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H22	2219.4	368.5	1684.4	322.8	776.6	633.1	124.6	6129.4
H23	2275.3	362.0	1690.9	323.1	858.3	626.3	125.3	6261.2
H24	2233.3	355.0	1786.3	309.3	848.1	597.0	124.9	6253.9
H25	2322.4	368.3	1810.8	315.3	749.4	582.3	131.6	6280.1
H26	2305.1	367.0	1861.5	325.8	754.0	596.3	129.6	6339.3
H27	2270.9	385.7	1895.0	329.2	751.1	611.1	140.0	6383.0
H28	2230.9	387.7	2000.7	344.8	759.4	613.7	141.0	6478.2
H29	<b>2258.5</b>	<b>386.8</b>	<b>2007.2</b>	<b>346.0</b>	<b>765.0</b>	<b>608.3</b>	<b>141.2</b>	<b>6513.0</b>
H29-H28	27.6	▲ 0.9	6.5	1.2	5.6	▲ 5.4	0.2	34.8

【現員数(常勤換算後)】

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H22	2160.3	337.9	1637.1	297.5	759.6	604.8	123.9	5921.1
H23	2218.0	334.1	1670.1	301.1	770.7	585.3	118.9	5996.2
H24	2174.1	330.4	1719.2	301.7	805.6	552.5	122.9	6006.4
H25	2260.1	327.1	1769.3	298.3	731.1	557.6	127.3	6070.8
H26	2223.0	328.5	1779.6	319.7	755.8	559.0	128.4	6094.0
H27	2187.4	353.5	1828.6	309.1	717.3	582.3	129.3	6107.5
H28	2207.0	349.0	1872.3	325.7	721.1	566.8	126.8	6168.7
H29	<b>2195.3</b>	<b>355.6</b>	<b>1957.8</b>	<b>332.6</b>	<b>729.5</b>	<b>574.8</b>	<b>130.3</b>	<b>6275.9</b>
H29-H28	▲ 11.7	6.6	85.5	6.9	8.4	8.0	3.5	107.2

【充足率】

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H22	97.3%	91.7%	97.2%	92.2%	97.8%	95.5%	99.4%	96.6%
H23	97.4%	92.3%	98.8%	93.2%	89.8%	93.5%	94.9%	95.8%
H24	97.3%	93.1%	96.2%	97.5%	95.0%	92.5%	98.4%	96.0%
H25	97.3%	88.8%	97.7%	94.6%	97.6%	95.8%	96.7%	96.7%
H26	96.4%	89.5%	95.6%	98.1%	100.2%	93.7%	99.1%	96.1%
H27	96.3%	91.7%	96.5%	93.9%	95.5%	95.3%	92.4%	95.7%
H28	98.9%	90.0%	93.6%	94.5%	95.0%	92.4%	89.9%	95.2%
H29	<b>97.2%</b>	<b>91.9%</b>	<b>97.5%</b>	<b>96.1%</b>	<b>95.4%</b>	<b>94.5%</b>	<b>92.3%</b>	<b>96.4%</b>
H29-H28	▲ 1.7	1.9	3.9	1.6	0.4	2.1	2.4	1.2

注) 数値は、小数点第2位を四捨五入。

③病床規模別の状況

【必要数】

	400床～	200～399床	100～199床	20～99床	島根県
H22	2113.8	2390.0	1215.3	410.3	6129.4
H23	2114.8	2516.4	1206.9	423.1	6261.2
H24	2265.1	2386.3	1185.3	417.2	6253.9
H25	2237.6	2424.9	1211.6	406.0	6280.1
H26	2304.9	2438.4	1201.3	394.7	6339.3
H27	2309.0	2354.4	1293.6	426.0	6383.0
H28	2371.0	2410.6	1275.4	421.2	6478.2
<b>H29</b>	<b>2373.6</b>	<b>2456.0</b>	<b>1269.3</b>	<b>414.1</b>	<b>6513.0</b>
H29-H28	2.6	45.4	▲ 6.1	▲ 7.1	34.8

【現員数(常勤換算後)】

	400床～	200～399床	100～199床	20～99床	島根県
H22	2076.2	2316.2	1148.8	379.9	5921.1
H23	2113.2	2350.0	1143.4	389.6	5996.2
H24	2208.2	2271.0	1146.9	380.3	6006.4
H25	2223.0	2280.2	1182.7	384.9	6070.8
H26	2226.1	2315.4	1181.6	370.9	6094.0
H27	2263.3	2270.1	1192.2	381.9	6107.5
H28	2298.1	2294.8	1197.4	378.4	6168.7
<b>H29</b>	<b>2341.7</b>	<b>2325.5</b>	<b>1226.7</b>	<b>382.0</b>	<b>6275.9</b>
H29-H28	43.6	30.7	29.3	3.6	107.2

【充足率】

	400床～	200～399床	100～199床	20～99床	島根県
H22	98.2%	96.9%	94.5%	92.6%	96.6%
H23	99.9%	93.4%	94.7%	92.1%	95.8%
H24	97.5%	95.2%	96.8%	91.2%	96.0%
H25	99.3%	94.0%	97.6%	94.8%	96.7%
H26	96.6%	95.0%	98.4%	94.0%	96.1%
H27	98.0%	96.4%	92.2%	89.6%	95.7%
H28	96.9%	95.2%	93.9%	89.8%	95.2%
<b>H29</b>	<b>98.7%</b>	<b>94.7%</b>	<b>96.6%</b>	<b>92.2%</b>	<b>96.4%</b>
H29-H28	1.8	▲ 0.5	2.7	2.4	1.2

注) 数値は、小数点第2位を四捨五入。

【参考(病床規模別の病院数)】

400床～	200～399床	100～199床	20～99床	計
5	15	18	13	51

(2) 看護職員〔正規雇用職員〕の採用の状況

①圏域別の採用状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

・採用計画、応募者、採用者数

	計画	応募	採用	採用/計画
H21	784	709	536	68.4%
H22	656	633	508	77.4%
H23	652	587	500	76.7%
H24	611	567	496	81.2%
H25	635	578	496	78.1%
H26	612	658	525	85.8%
H27	577	580	490	84.9%
H28	563	662	520	92.4%
松江	191	220	159	83.2%
雲南	24	22	22	91.7%
出雲	177	245	181	102.3%
大田	30	35	24	80.0%
浜田	72	65	65	90.3%
益田	56	62	56	100.0%
隠岐	13	13	13	100.0%

※「採用計画数」を定めていない病院の当該数値は、「採用者数」の数値として集計した。

・採用の内訳

	採用	採用者の内訳						新卒/採用	他施設/採用	未就業/採用	正規雇用/採用	新卒者構成比
		新卒者		計	他施設からの異動	未就業からの採用	臨時職員からの正規雇用					
	県内養成施設	県外養成施設										
H21	536	154	104	258	225	54	48.1%	42.0%	10.1%			
H22	508	158	72	230	224	54	45.3%	44.1%	10.6%			
H23	500	173	111	284	190	26	56.8%	38.0%	5.2%			
H24	496	158	115	273	191	32	55.0%	38.5%	6.5%			
H25	496	181	104	285	169	42	57.5%	34.1%	8.5%			
H26	525	185	118	303	174	48	57.7%	33.1%	9.1%			
H27	490	173	128	301	153	36	61.4%	31.2%	7.3%			
H28	520	231	95	326	145	15	62.7%	27.9%	2.9%	6.5%	100.0%	
松江	159	67	46	113	31	2	71.1%	19.5%	1.3%	8.2%	34.7%	
雲南	22	8	3	11	8	0	50.0%	36.4%	0.0%	13.6%	3.4%	
出雲	181	92	24	116	58	7	64.1%	32.0%	3.9%	0.0%	35.6%	
大田	24	15	0	15	7	0	62.5%	29.2%	0.0%	8.3%	4.6%	
浜田	65	30	6	36	17	4	55.4%	26.2%	6.2%	12.3%	11.0%	
益田	56	15	16	31	18	0	55.4%	32.1%	0.0%	12.5%	9.5%	
隠岐	13	4	0	4	6	2	30.8%	46.2%	15.4%	7.7%	1.2%	

※「採用計画数」を定めていない病院の当該数値は、「採用者数」の数値として集計した。

②病床規模別の採用状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

・採用計画、応募者、採用者数

	計画	応募	採用	採用/計画		
				H28	H27	H26
400床～	185	288	175	94.6%	91.7%	81.8%
200床～399床	206	217	198	96.1%	78.0%	101.5%
100床～199床	136	128	118	86.8%	87.9%	76.3%
20床～99床	36	29	29	80.6%	77.3%	65.3%
累計	563	662	520	92.4%	84.9%	85.8%

・採用の内訳

	計画	応募	採用	採用者の内訳						新卒/採用	他施設/採用	未就業/採用	正規雇用/採用	新卒者構成比
				新卒者		計	他施設からの異動	未就業からの採用	臨時職員からの正規雇用					
	県内養成施設	県外養成施設												
400床～	185	288	175	103	36	139	22	4	10	79.4%	12.8%	2.3%	5.7%	42.6%
200床～399床	206	217	198	87	37	124	59	2	13	62.6%	29.8%	1.0%	6.6%	38.0%
100床～199床	136	128	118	33	21	54	47	7	10	45.8%	39.8%	5.9%	8.5%	16.6%
20床～99床	36	29	29	8	1	9	17	2	1	31.0%	56.6%	6.9%	3.4%	2.8%
累計	563	662	520	231	95	326	145	15	34	62.7%	27.9%	2.9%	6.5%	100.0%

(3) 看護職員〔正規雇用職員〕の退職の状況

①圏域別の退職状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	退職者		退職者のうち 中途退職者 の割合	代替職員確保	代替確保率
		うち中途退職者			
H25	397	285	71.8%	100	35.1%
H26	424	350	82.5%	126	36.0%
H27	413	339	82.1%	113	33.3%
H28	380	283	74.5%	99	35.0%
松江	120	104	86.7%	43	41.3%
雲南	9	7	77.8%	2	28.6%
出雲	126	101	80.2%	31	30.7%
大田	12	5	41.7%	2	40.0%
浜田	56	32	57.1%	11	34.4%
益田	49	28	57.1%	10	35.7%
隠岐	8	6	75.0%	0	0.0%

※「中途退職者」とは、定期の退職日以外に退職した者をいう。

※「代替職員確保」の数値は、中途退職者にかかる代替職員を当該年度中に確保できた数をいう。

②病床規模別の退職状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	退職者		退職者のうち 中途退職者 の割合	代替職員確保	代替確保率
		うち中途退職者			
400床～	121	110	90.9%	17	15.5%
200床～399床	143	93	65.0%	45	48.4%
100床～199床	95	62	65.3%	36	58.1%
20床～99床	21	18	85.7%	1	5.6%
県計	380	283	74.5%	99	35.0%

③離職率（定年退職の者を含む）（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

【圏域別】

□看護職員全体

	離職率	
	島根県	全国
H21	7.1%	11.2%
H22	6.3%	11.0%
H23	6.3%	10.9%
H24	6.9%	11.0%
H25	6.8%	11.0%
H26	7.2%	10.8%
H27	6.9%	10.9%
H28	6.4%	-
松江	5.7%	-
雲南	3.0%	-
出雲	6.8%	-
大田	3.8%	-
浜田	8.1%	-
益田	8.6%	-
隠岐	7.3%	-

□新卒者

	離職率	
	島根県	全国
H21	6.0%	8.6%
H22	4.8%	8.1%
H23	3.9%	7.5%
H24	7.7%	7.9%
H25	5.6%	7.5%
H26	5.3%	7.5%
H27	5.0%	7.8%
H28	3.4%	-
松江	3.5%	-
雲南	0.0%	-
出雲	5.2%	-
大田	0.0%	-
浜田	0.0%	-
益田	3.2%	-
隠岐	0.0%	-

※看護職員離職率＝総退職者数/平均職員数×100

平均職員数＝(年度当初の在籍職員数＋年度末の在籍職員数)/2

※新卒者離職率＝新卒退職者数/新卒採用者数×100

※全国値は日本看護協会調べ

【病床規模別】

□看護職員全体

	H28			H27		
	離職率	退職者	平均職員数	離職率	退職者	平均職員数
400床～	5.2%	121	2,343	5.5%	129	2,333
200床～399床	6.6%	143	2,175	7.4%	161	2,165
100床～199床	8.8%	95	1,077	8.4%	91	1,078
20床～99床	5.7%	21	368	8.7%	32	369
県計	6.4%	380	5,963	6.9%	413	5,945

□新卒者

	H28			H27		
	離職率	退職者	採用者数	離職率	退職者	採用者数
400床～	5.0%	7	139	4.2%	6	142
200床～399床	1.6%	2	124	5.1%	5	98
100床～199床	3.7%	2	54	4.4%	2	45
20床～99床	0.0%	0	9	12.5%	2	16
県計	3.4%	11	326	5.0%	15	301

(4) 看護職員の休職等の状況

①圏域別の休職等状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	休職者等	休職割合	代替職員 確保数	代替確保率
H25	457	7.8%	169	37.0%
H26	439	7.4%	105	23.9%
H27	406	6.8%	94	23.2%
H28	497	8.3%	102	20.5%
松江	174	8.2%	67	38.5%
雲南	13	4.3%	1	7.7%
出雲	185	10.0%	21	11.4%
大田	16	5.1%	2	12.5%
浜田	57	8.2%	9	15.8%
益田	46	8.0%	2	4.3%
隠岐	6	5.5%	0	0.0%

※「休職者等」とは、出産や育児に係る休暇、その他休職、長期研修などにより勤務していない者をいう。

※「代替職員確保」の数値は、休職者等にかかる代替職員を当該年度中に確保できた数をいう。

※「休職割合」とは、平均職員数のうち休職者の占める割合をいう。

②病床規模別の休職等状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	休職者等	休職割合	代替職員 確保数	代替確保率
400床～	229	9.8%	45	19.7%
200床～399床	159	7.3%	38	23.9%
100床～199床	98	9.1%	19	19.4%
20床～99床	11	3.0%	0	0.0%
県計	497	8.3%	102	20.5%

(5) 看護職員の勤務環境

①月平均の時間外労働、夜勤回数、年平均の有給休暇取得数

※平均する期間の考え方は、過去1年間、平成28年度、直近1ヶ月などのうち、現在の病院の実態を最もよく表しているものを調査した。

※二交替制の場合は、1回あたりの夜勤時間を8時間に換算した。

【圏域別】

□夜勤回数等（入院部門のみ）

	夜勤回数 (月平均)	時間外労働時間 (月平均)	有給休暇取得数 (年平均)
H26	7.8	4.9	—
H27	7.1	5.6	8.2
H28	6.9	4.9	8.1
H29	6.7	4.7	8.4
松江	6.7	4.0	9.9
雲南	6.7	4.6	7.6
出雲	7.7	6.0	8.3
大田	7.1	4.8	10.1
浜田	5.7	3.5	7.6
益田	6.8	4.6	6.3
隠岐	5.6	8.7	5.5

【病床規模別】

□夜勤回数等（入院部門のみ）

	夜勤回数 (月平均)	時間外労働時間 (月平均)	有給休暇取得数 (年平均)
400床～	7.2	7.1	7.5
200床～399床	6.5	4.3	9.6
100床～199床	7.1	4.4	9.7
20床～99床	6.3	4.8	5.7
県計	6.7	4.7	8.4

②夜勤回数が多い理由

□夜勤の状況

	夜勤月8回を 超える職員 がいる病院	夜勤回数が多い理由(複数回答可)		
		職員の不足	夜勤困難	本人の希望
H27	46	16	35	8
H28	46	17	36	11
H29	44	16	34	10
400床～	5	0	4	3
200床～399床	12	5	12	0
100床～199床	18	10	14	2
20床～99床	9	1	4	5

※二交替制職場の場合は、月4回を超える職員の有無に置き換えて回答

※「夜勤困難」とは、育児・介護・体調不良等の理由により、夜勤ができない職員が多いことを指す。

都道府県別にみたがん検診の実施状況

平成28(2016)年度

	受診者数(人)					受診率(%)				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	2,917,612	4,071,463	4,639,186	6,677,278	4,757,776	8.6	7.7	8.8	16.4	18.2
北 海 道	137,505	110,737	145,373	276,077	196,604	8.8	4.8	6.3	14.3	16.6
青 森	74,817	64,325	78,583	75,331	61,405	16.9	11.2	13.6	17.9	20.8
岩 手	58,249	71,488	73,378	77,014	72,945	15.8	13.4	13.7	19.9	30
宮 城	99,745	146,815	142,210	187,595	139,448	15.9	15.4	14.9	25.4	29.2
秋 田	38,891	45,433	57,324	46,825	42,533	11.6	10.3	12.9	14.4	18.1
山 形	80,692	85,076	84,295	74,097	62,893	25.7	19.8	19.6	26.3	32.2
福 島	94,875	110,482	98,337	104,482	83,874	16.6	13.7	12.2	17.7	20.8
茨 城	67,069	133,651	109,255	131,126	101,331	8.4	10.8	8.8	14.4	16.3
栃 木	70,966	95,384	102,561	126,193	94,350	13.1	11.6	12.4	20.9	23.2
群 馬	59,278	91,008	88,357	125,323	89,072	10.6	10.9	10.6	20.5	21.7
埼 玉	133,245	220,208	271,012	350,835	251,600	6.9	7.1	8.8	14.9	16.6
千 葉	144,787	277,854	278,976	370,604	287,732	8.7	10.6	10.6	18.4	22.2
東 京	194,897	265,452	534,593	674,201	482,337	6.2	4.8	9.7	15.2	18.2
神 奈 川	117,371	201,059	233,710	465,240	282,645	5.1	5.3	6.1	16	15.2
新 潟	98,828	109,331	108,679	115,305	107,923	12.8	11.4	11.4	17.6	25.2
富 山	40,199	47,576	41,337	57,585	42,826	11.9	10.6	9.2	17.1	19.1
石 川	37,844	50,118	48,273	63,868	49,115	12.3	10.5	10.2	20.3	20.4
福 井	19,726	26,378	28,208	52,084	35,373	9.4	8.4	9	23.4	22.4
山 梨	34,054	62,601	56,396	53,211	46,949	13	17.7	16	20.3	25.8
長 野	41,690	36,615	78,064	101,421	72,735	6.8	4.2	9	15.5	16.8
岐 阜	44,751	68,071	74,936	108,948	94,745	8	8	8.8	17	22.1
静 岡	95,116	161,031	156,454	213,756	147,944	9.4	10.4	10.1	18.5	19.2
愛 知	190,126	276,515	270,223	416,057	254,642	10.1	9.1	8.9	15	15.6
三 重	52,270	63,828	73,500	120,327	71,710	10.8	8.4	9.7	20.2	18.8
滋 賀	17,224	26,222	37,087	73,608	45,487	4.8	4.6	6.5	16.6	15.9
京 都	30,459	48,281	58,691	98,630	80,485	7.8	4.6	5.6	12	20
大 阪	113,673	189,414	219,727	435,868	265,739	5.4	5.2	6	15.1	14.3
兵 庫	77,816	126,445	176,219	205,380	186,761	5.2	5.8	8.1	12.1	16.4
奈 良	23,065	23,467	46,165	63,846	52,588	6	4.1	8	14.3	17.5
和 歌 山	31,103	42,154	42,407	65,631	45,265	11.4	10.4	10.4	21.5	21.5
鳥 取	25,432	28,265	31,861	38,749	29,460	15.2	12.1	13.6	22.1	24.6
島 根	10,342	13,820	26,865	33,538	26,532	6.2	5	9.6	16.4	18.9
岡 山	45,355	69,658	59,417	86,087	61,481	9	9.1	7.8	14.5	15.8
広 島	53,899	78,402	86,942	151,278	89,612	7	6.8	7.5	16.3	15.2
山 口	18,807	28,668	32,471	70,266	42,181	4.7	5	5.6	16.4	14.3
徳 島	13,839	15,983	18,787	40,557	24,382	6.3	5	5.9	17	14.9
香 川	24,091	41,641	47,779	56,291	46,472	8.9	10.2	11.7	18.3	22.5
愛 媛	36,614	34,573	43,494	58,165	51,618	8.4	6	7.5	13.4	17.3
高 知	20,781	30,469	25,486	29,124	26,552	9.3	10	8.4	13.1	16.9
福 岡	97,212	97,642	117,260	252,713	156,646	7.4	4.7	5.7	15.2	14.7
佐 賀	24,224	32,268	32,157	53,595	36,252	10.2	9.6	9.6	20.7	21.1
長 崎	39,392	55,568	44,744	80,406	48,221	12.3	9.6	7.7	18.3	15.7
熊 本	50,659	71,409	71,284	91,419	68,680	9.5	9.9	9.9	16.2	18.1
大 分	26,389	49,542	35,668	54,257	44,415	8.1	10.4	7.5	15	18.1
宮 崎	20,881	21,735	39,485	59,470	29,308	6.4	4.7	8.6	17	12.4
鹿 児 島	50,335	67,415	64,235	106,644	78,975	10.1	9.9	9.5	20.7	26.2
沖 縄	39,029	57,386	46,921	84,251	47,933	10.7	10	8.2	17.9	16.6

出展：平成28年度地域保健健康増進事業報告

※がん検診は制度変更等により対象者数及び受診者数に変動があるため、平成26年度前、平成27年度、平成28年度の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である

※がん検診受診者数・受診率の計算式：40～69歳（胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳）を対象

■大腸がん、肺がん

・受診者数＝当該年度の受診者数

・受診率＝当該年度の受診者数/当該年度の対象者数×100

■胃がん、子宮頸がん、乳がん

・受診者数＝前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続受診者数

・受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続受診者数）/（当該年度の対象者数）×100

※受診率は、計数が不詳の市区町村を除いた値である。



平成28年度市町村が実施するがん検診受診率

	受診者数					受診率				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	2,917,612	4,071,463	4,639,186	6,677,278	4,757,776	8.6	7.7	8.8	16.4	18.2
島根県	10,342	13,820	26,865	33,538	26,532	6.2	5	9.6	16.4	18.9
松江市	3,507	4,803	6,827	11,858	-	6.4	5.8	8.3	18.8	16.8
浜田市	752	465	2,140	1,915	2,560	4.8	2.1	9.6	12.1	23.3
出雲市	-	-	7,280	7,054	5,264	-	-	10.5	13.5	15.4
益田市	384	274	1,487	1,920	1,269	2.7	1.4	7.5	13.7	12.6
大田市	443	2,375	869	2,566	1,130	4	16.2	5.9	25.2	15.6
安来市	508	478	950	1,715	1,966	4.5	3	5.9	14.8	24.5
江津市	326	832	813	730	1,347	4.5	8.3	8.1	10.4	26.9
雲南市	795	1,016	1,693	1,995	1,479	7	6.4	10.7	18.1	19.1
奥出雲町	620	220	925	497	561	15.4	4.1	17.4	14	21.9
飯南町	-	321	336	282	-	-	16.2	16.9	21.3	-
川本町	180	219	266	204	246	18.8	16.7	20.4	23.2	39.2
美郷町	196	239	485	327	425	14	12.9	26.1	26.9	47.4
邑南町	498	741	949	755	915	15.6	17.2	22	26.5	44
津和野町	171	401	461	396	359	7.1	13.1	15	19.4	23.5
吉賀町	244	320	491	406	485	12.6	12.7	19.5	23.8	39.8
海士町	92	250	179	120	136	13.6	28.4	20.3	20.3	32.7
西ノ島町	42	254	136	116	150	4.5	21.4	11.4	...	25.9
知夫村	42	83	45	33	60	22.7	37.1	20.1	22.9	55.6
隠岐の島町	285	529	533	649	658	6.2	8.8	8.9	16.2	22.7

出展：平成28年度地域保健健康増進事業報告

※がん検診は制度変更等により対象者数及び受診者数に変動があるため、平成26年度前、平成27年度、平成28年度の受診者数及び受診率との比較にあたっては留意が必要である

※がん検診受診者数・受診率の計算式：40～69歳（胃がんは50～69歳、子宮頸がんは20～69歳）を対象

■大腸がん、肺がん

- ・受診者数＝当該年度の受診者数
- ・受診率＝当該年度の受診者数/当該年度の対象者数×100

■胃がん、子宮頸がん、乳がん

- ・受診者数＝前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続受診者数
- ・受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続受診者数）/（当該年度の対象者数）×100

※受診率は、計数が不詳の市区町村を除いた値である。

# 島根県の女性相談の状況

図1 「相談件数の推移」

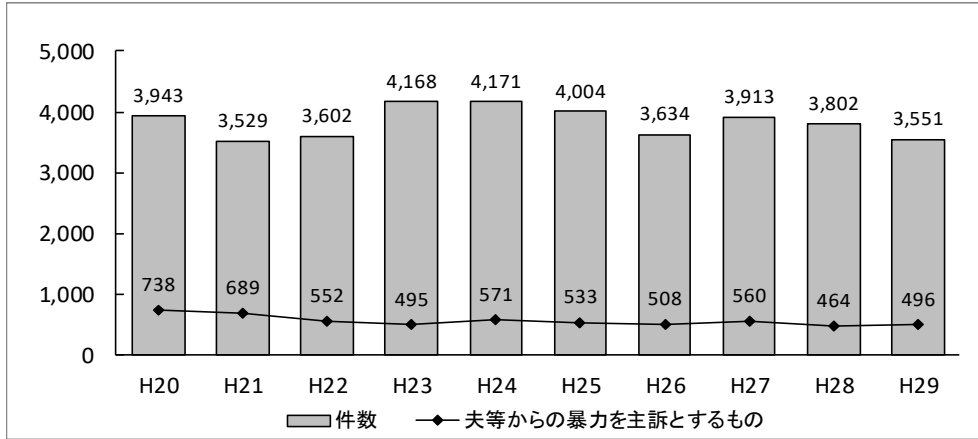


図2 「年齢別相談件数」

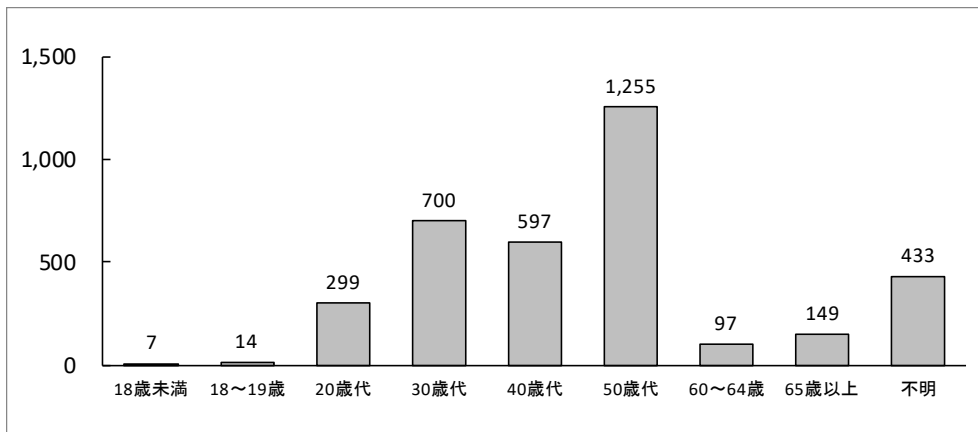


図3 「主訴別相談件数」

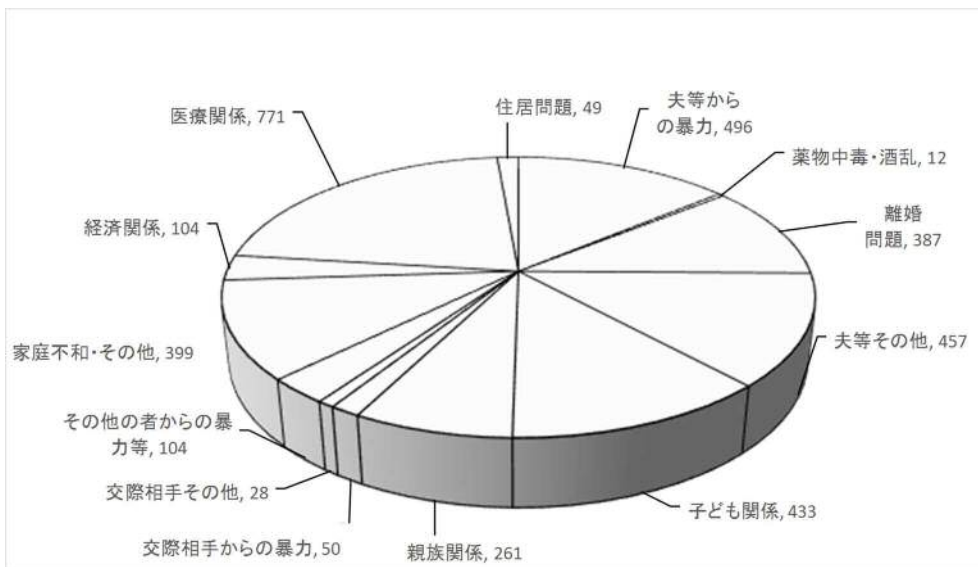
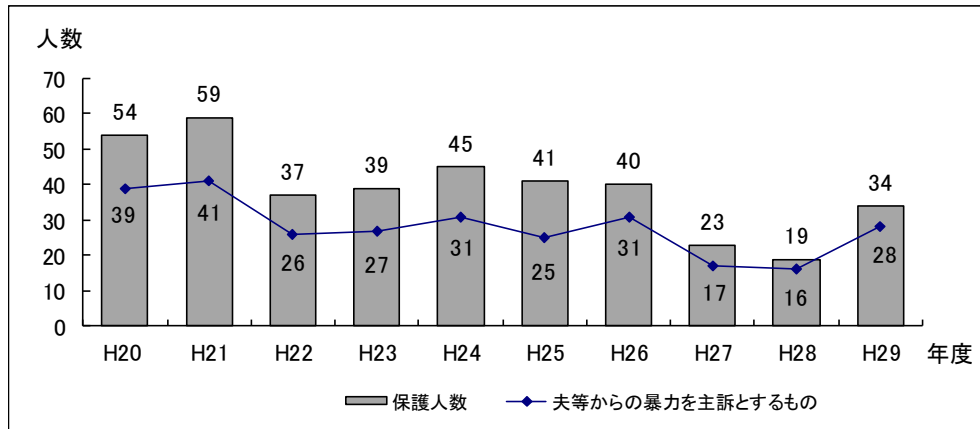


図4 「一時保護件数の推移」



平成29年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

## 平成29年度 児童相談の状況について

### 1 児童相談の対応状況

平成30年5月  
青少年家庭課

相談種別	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,120	44.3%	526	64.1%	1,056	39.3%	546	68.9%	841	37.5%	565	68.5%
(内虐待相談)	168	6.6%	186	22.7%	232	8.6%	220	27.8%	203	9.0%	168	20.4%
保健相談	1	0.0%	10	1.2%	1	0.0%	15	1.9%	1	0.0%	12	1.5%
障がい相談	792	31.3%	84	10.2%	1,073	40.0%	71	9.0%	960	42.8%	55	6.7%
非行相談	112	4.4%	11	1.3%	104	3.9%	12	1.5%	90	4.0%	7	0.8%
育成相談	424	16.8%	121	14.7%	367	13.7%	88	11.1%	303	13.5%	116	14.1%
その他	82	3.2%	69	8.4%	84	3.1%	60	7.6%	49	2.2%	70	8.5%
合計	2,531	100.0%	821	100.0%	2,685	100.0%	792	100.0%	2,244	100.0%	825	100.0%

○平成29年度の対応件数は、児童相談所で2,244件（\*前年比：441件減/約16%減）  
市町村は825件（\*前年比：33件増/約4%増）

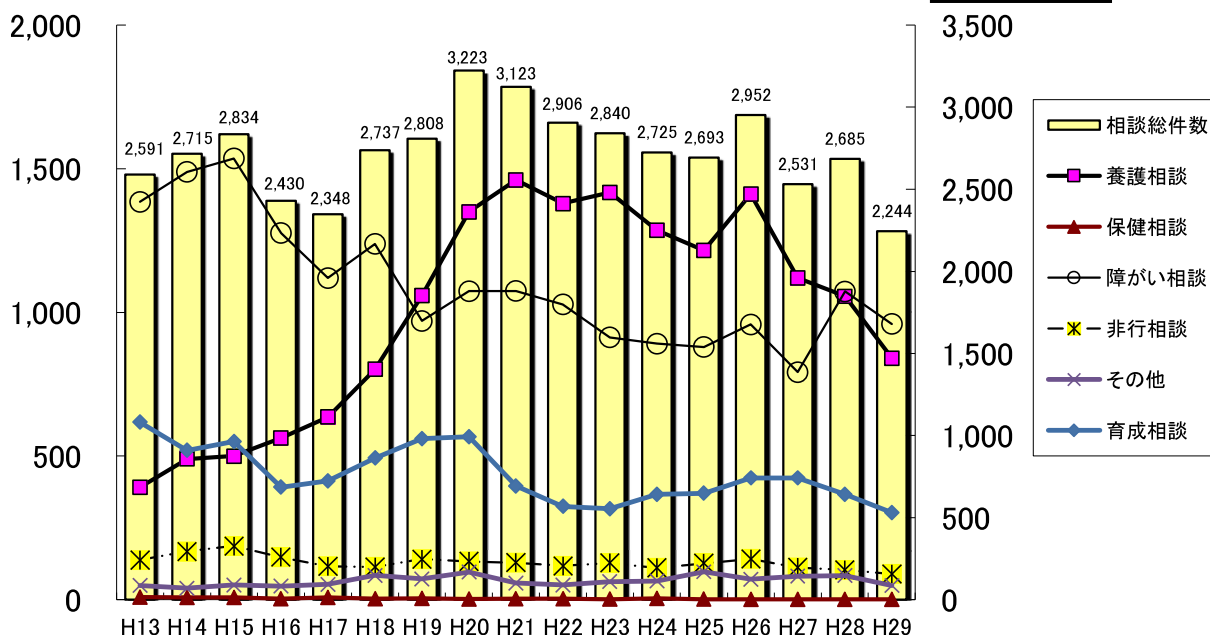
○受付内訳は、児童相談所は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、市町村では養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。

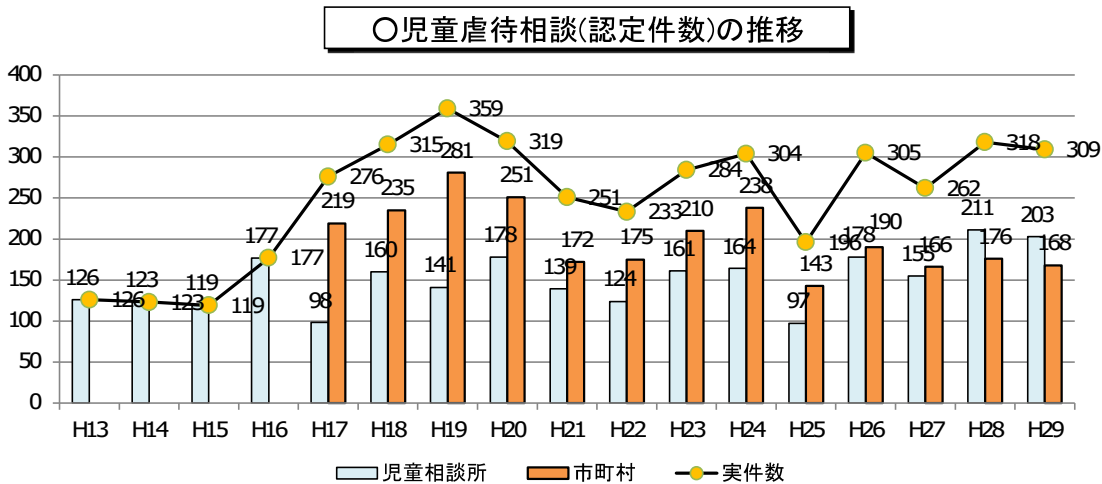
相談種別件数  
(折線グラフ)

### 児童相談所における児童相談対応状況の推移

総件数(棒グラフ)



## 2 児童虐待相談の認定件数



※H13～H16年度は児童相談所で受け付けた件数。H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

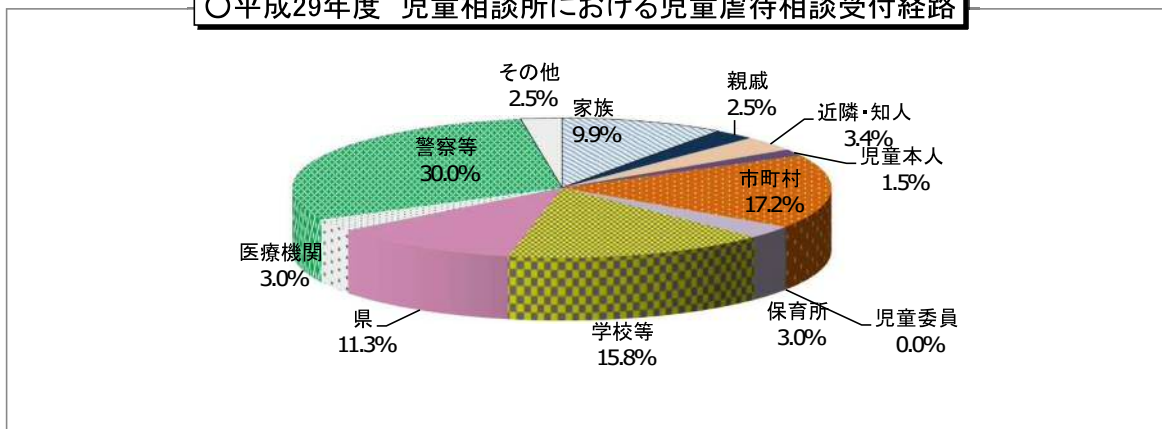
- 平成29年度の児童虐待相談の認定件数は、児童相談所が203件（前年比約3%の減）、市町村が168件（同約4%の減）となった。
- 児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース62件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として認定した件数は309件で、前年比約2%の減となった。

- ・平成27年度：262件《155件（児童相談所分）+166件（市町村分）-59件（重複分）=262件》
- ・平成28年度：318件《211件（児童相談所分）+176件（市町村分）-69件（重複分）=318件》
- ・平成29年度：309件《203件（児童相談所分）+168件（市町村分）-62件（重複分）=309件》

### (1)-1 受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村	児童委員	保育所	学校等	県	保健所	医療機関	警察等	その他	計
H27年度	21	1	3	1	18	0	11	41	11	0	3	31	14	155
	13.5%	0.6%	1.9%	0.6%	11.6%	0.0%	7.1%	26.5%	7.1%	0.0%	1.9%	20.0%	9.0%	100.0%
H28年度	31	4	11	0	44	1	4	28	24	0	16	42	6	211
	14.7%	1.9%	5.2%	0.0%	20.9%	0.5%	1.9%	13.3%	11.4%	0.0%	7.6%	19.9%	2.8%	100%
H29年度	20	5	7	3	35	0	6	32	23	0	6	61	5	203
	9.9%	2.5%	3.4%	1.5%	17.2%	0.0%	3.0%	15.8%	11.3%	0.0%	3.0%	30.0%	2.5%	100.0%

### ○平成29年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路

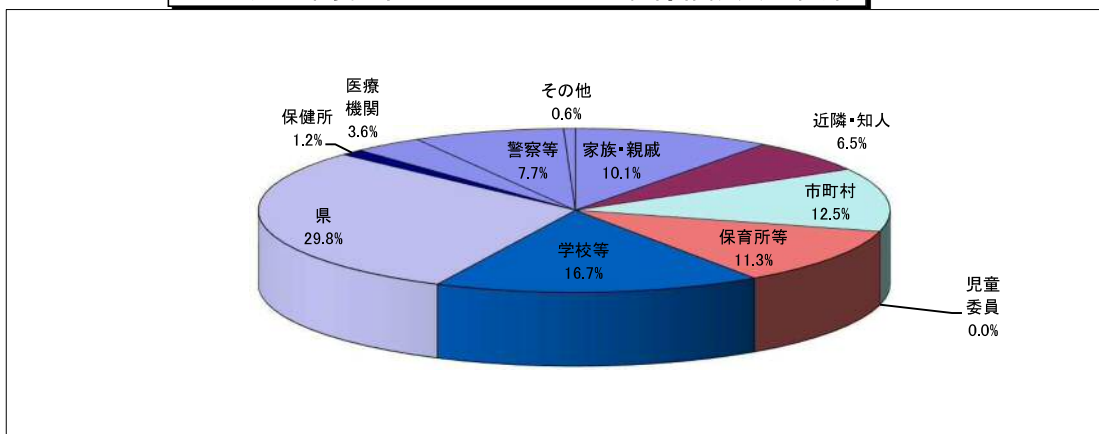


- 児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察や市町村、学校等からが多く、次いで県、家族からとなっている。
- 警察等からの相談・通告がこれまでに比べて増加した。

### (1)-2受付経路(市町村)

区分	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所等	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H27年度	12	7	0	40	1	12	29	53	0	3	5	4	166
	7.2%	4.2%	0.0%	24.1%	0.6%	7.2%	17.5%	31.9%	0.0%	1.8%	3.0%	2.4%	100.0%
H28年度	8	3	0	32	1	24	41	54	0	3	8	2	176
	4.5%	1.7%	0.0%	18.2%	0.6%	13.6%	23.3%	30.7%	0.0%	1.7%	4.5%	1.1%	100.0%
H29年度	17	11	0	21	0	19	28	50	2	6	13	1	168
	10.1%	6.5%	0.0%	12.5%	0.0%	11.3%	16.7%	29.8%	1.2%	3.6%	7.7%	0.6%	100.0%

○平成29年度 市町村における児童虐待相談受付経路

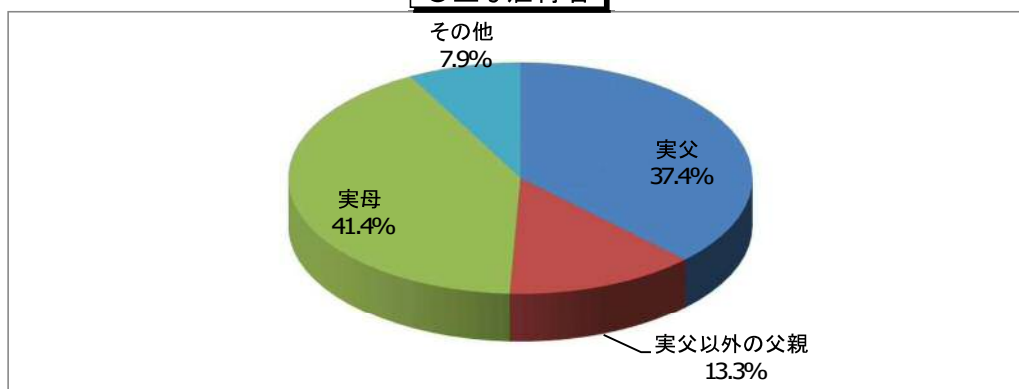


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県、学校等からが多く、次いで市町村（児童家庭相談窓口以外）、保育所等からとなっている。

### (2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		計	
H27年度	65	41.9%	6	3.9%	79	51.0%	3	1.9%	2	1.3%	155	100.0%
H28年度	53	25.1%	23	10.9%	126	59.7%	1	0.5%	8	3.8%	211	100.0%
H29年度	76	37.4%	27	13.3%	84	41.4%	0	0.0%	16	7.9%	203	100.0%

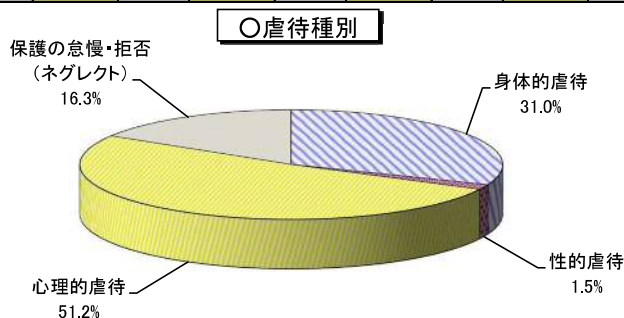
○主な虐待者



○主な虐待者は、実母が84件（41.4%）と最も多く、次いで実父が76件（37.4%）、実父以外の父親が27件（13.3%）となっている。

### (3) 虐待種別(児童相談所)

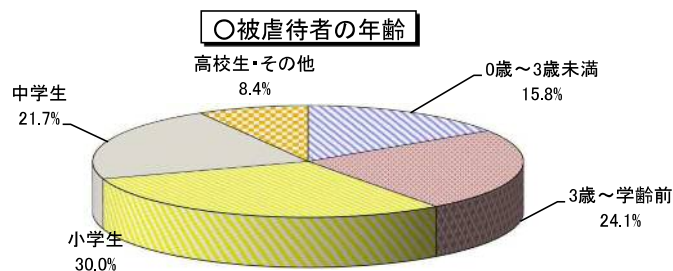
	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)		計	
H27年度	44	28.4%	1	0.6%	69	44.5%	41	26.5%	155	100.0%
H28年度	59	28.0%	2	0.9%	94	44.5%	56	26.5%	211	100.0%
H29年度	63	31.0%	3	1.5%	104	51.2%	33	16.3%	203	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が104件(51.2%)で最も多く、次いで、身体的虐待が63件(31.0%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が33件(16.3%)となっている。

### (4) 被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	0歳～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校生・その他		計	
H27年度	18	11.6%	32	20.6%	66	42.6%	33	21.3%	6	3.9%	155	100.0%
H28年度	31	14.7%	48	22.7%	84	39.8%	36	17.1%	12	5.7%	211	100.0%
H29年度	32	15.8%	49	24.1%	61	30.0%	44	21.7%	17	8.4%	203	100.0%



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が61件(30.0%)で最も多く、次いで3歳～学齢前が49件(24.1%)、中学生が44件(21.7%)、0歳～3歳未満が32件(15.8%)となっている。

### 《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
3. 障がい相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談
4. 非行相談	
< 犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等の< 犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署から< 犯少年として通告のあった子ども等に関する相談
触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
5. 育成相談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談
6. その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

## ○身体障がい者

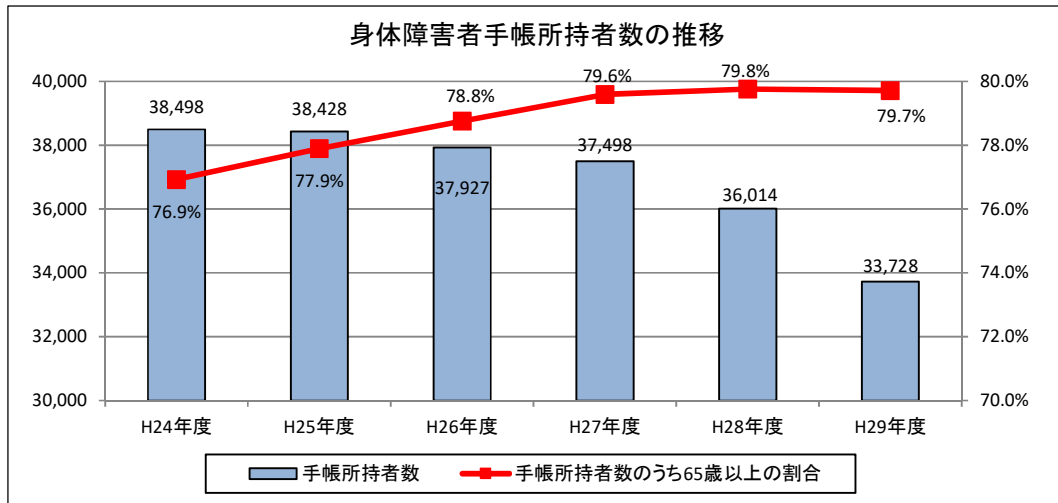
身体障害者手帳所持者数は、平成30年3月31日現在、33,728人となっています。

5年前と比較すると、手帳所持者数は4,770人減少しています。一方、65歳以上の所持者数が全体に占める割合は79.7%を占めており、高齢化が著しく進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手帳所持者数	38,498	38,428	37,927	37,498	36,014	33,728
うち65歳以上	29,616	29,935	29,870	29,845	28,725	26,885



障がいの種類別では、肢体不自由者が18,282(53.6%)人で最も多く、次いで内部障がい者(28.3%)、聴覚・音声障がい者(11.5%)、視覚障がい者(6.7%)となっており、重度障がい者が全体の約半数を占めています。

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	789	195	3,763	6,164	(32.3%) 10,911
2 級	685	723	2,893	76	(13.0%) 4,377
3 級	160	708	3,460	841	(15.3%) 5,169
4 級	154	935	5,668	1,725	(25.1%) 8,482
5 級	300	20	1,686		(5.9%) 2,006
6 級	201	1,770	812		(8.3%) 2,783
合計	(6.8%) 2,289	(12.9%) 4,351	(54.2%) 18,282	(26.1%) 8,806	(99.9%) 33,728



## ○知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成30年3月31日現在、7,596人となっています。

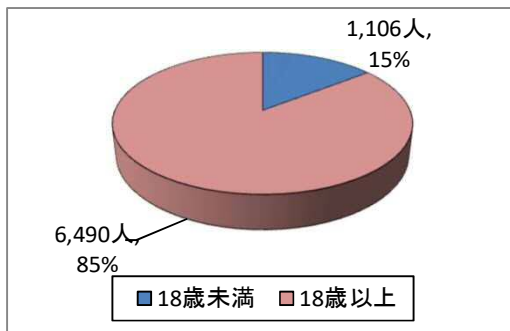
5年前と比較すると、手帳所持者は712人、10.3%の大幅な増加となっています。また、療育手帳A（重度）を所持する方は2人、療育手帳B（中・軽度）を所持する方は710人それぞれ増加しています。

療育手帳所持者数の推移

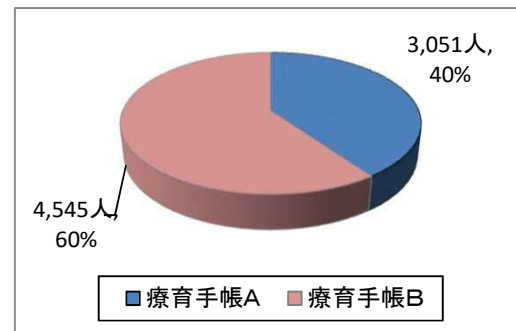
(単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
療育手帳A	(44.3%) 3,049	(43.3%) 3,055	(42.6%) 3,070	(41.9%) 3,096	(41.1%) 3,082	(40.2%) 3,051	
	18歳未満	(5.7%) 395	(5.5%) 391	(5.2%) 375	(5.1%) 380	(4.9%) 369	(4.8%) 365
	18歳以上	(38.6%) 2,654	(37.8%) 2,664	(37.4%) 2,695	(36.7%) 2,716	(36.2%) 2,713	(35.5%) 2,686
療育手帳B	(55.7%) 3,835	(56.7%) 3,996	(57.4%) 4,137	(58.1%) 4,298	(58.9%) 4,409	(59.8%) 4,545	
	18歳未満	(9.7%) 670	(9.8%) 688	(9.7%) 701	(10.0%) 737	(9.8%) 732	(9.8%) 741
	18歳以上	(46.0%) 3,165	(46.9%) 3,308	(47.7%) 3,436	(48.2%) 3,561	(49.1%) 3,677	(50.0%) 3,804
合計	6,884	7,051	7,207	7,394	7,491	7,596	

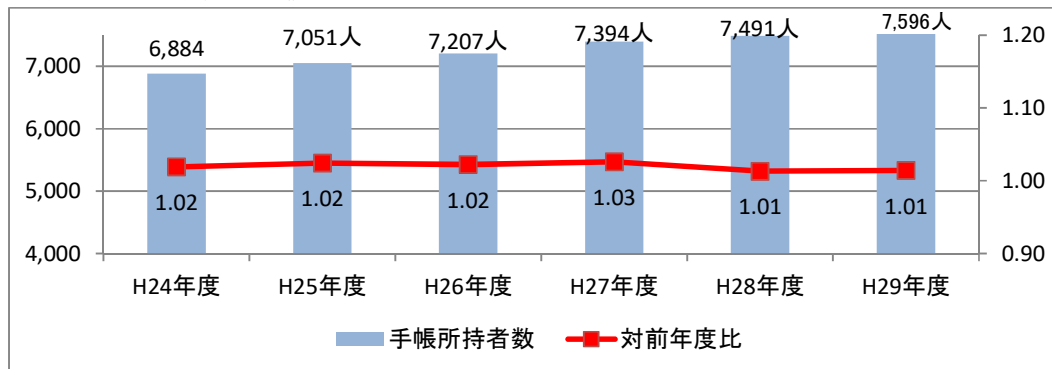
療育手帳所持者年齢構成



障害者手帳別人数



療育手帳所持者数の推移



## ○精神障がい者

医療機関の利用状況からみた精神障がい者数は、平成29年6月30日現在26,367人となっています。

5年前と内訳を比較すると、通院患者が1,162人の増加となっているのに対し、入院患者は230人の減少となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、5年前と比較すると2,156人の増加となっています。

精神障がい者（通院・入院患者）の推移 (単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
入院患者数	2,195	2,087	2,007	1,996	1,958	1,965
通院患者数	23,240	23,359	23,983	23,827	23,591	24,402

注：入院患者数・・・厚生労働省「精神保健福祉資料」（各年度6月30日現在）

通院患者数・・・障がい福祉課調べ（各年度6月1か月間の実人数）

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1級所持者数	899	937	1,283	1,388	1,462	1,539
2級所持者数	2,755	2,912	3,219	3,428	3,588	3,810
3級所持者数	927	964	1,080	1,188	1,319	1,388
合計	4,581	4,813	5,582	6,004	6,369	6,737

精神障がい者（通院・入院患者）の推移

